

第 2 次糸島市環境基本計画

(第2次糸島市地球温暖化対策実行計画)

(糸島市生物多様性地域戦略)



令和 3 年 3 月

(令和 6 年 3 月一部改定)

糸 島 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の役割	1
4 計画期間	3
5 計画の対象範囲	3

第 2 章 基本目標

1 目指す環境の姿	5
2 環境目標	6
3 各主体の役割	7
4 SDGs への対応	8

第 3 章 施策の推進

1 施策の体系	9
2 目標別の施策展開	11

【目標 1：地球環境にやさしい生活を実践する】

◆第 2 次糸島市地球温暖化対策実行計画（共通事項）

◆第 2 次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1-1 市民・事業者への啓発活動・行動変容促進

1-2 再エネ設備・省エネ設備の普及推進

1-3 モビリティの低炭素化

1-4 緑化による CO2 吸収と気候変動への適応策

◆第 2 次糸島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

1-5 公共施設における再エネ設備・省エネ設備の導入

1-6 職員の行動変容促進

【目標 2：豊かな自然を守り育てる】

◆糸島市生物多様性地域戦略

2-1 多様な自然環境の保全

2-2 豊かな自然の再生

2-3 生物多様性の保全

【目標 3：快適で住みやすい生活環境をつくる】

3-1 地域美化の推進

3-2 生活環境の保全

3-3 循環型社会の形成

【目標4：協働で環境づくりに取り組む】	60
4-1 協働の仕組みづくり	60
4-2 環境情報の共有	61
4-3 人材の育成と活用	62

第4章 目標実現に向けた具体的な取り組み

1 目標別の計画指標及び数値目標の設定の目的	64
2 目標別の計画指標及び数値目標	65
1) 地球環境にやさしい生活を実践する	
第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）	65
2) 豊かな自然を守り育てる	
糸島市生物多様性地域戦略	66
3) 快適で住みやすい生活環境をつくる	67
4) 協働で環境づくりに取り組む	68

第5章 計画の推進と進行管理

1 推進体制	69
2 進行管理	70

資料編

資料1 糸島市環境審議会（名簿）	71
資料2 糸島市環境審議会の開催経緯	72
資料3 パブリックコメント	72
資料4 糸島市の環境の現状	73
資料5 目標別の主な事業及び数値目標の考え方	82
資料6 糸島市の希少生物（福岡県レッドデータブック 2011、2014）	85
資料7 用語解説	99

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

平成22年1月に糸島市が誕生し、10年が過ぎました。私たちの住む「糸島市」は、美しい自然のみならず、貴重な歴史・文化や多様な産業など魅力あふれる地域資源を有しています。近年は、その豊かな自然や農林水産物を中心とする「ブランド糸島」が脚光を浴びることが増え、多くの観光客が訪れるようになりました。また、移住・定住促進に重点的に取り組んだことで、減少していた人口も回復し、増加に転じることができました。

その一方で、急速に進む地球温暖化や里山の荒廃、外来種の生息域拡大、都市化の進行に伴う動植物の減少やエネルギー問題の顕在化など、本市の環境を取り巻く状況が変化しています。

昨今の国際動向に目を向けると、パリ協定の採択や、国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」による、持続可能な社会を目指したさまざまな取り組みが進んでいます。

市では、平成23年3月に糸島市環境基本計画を、平成28年3月に、中間見直しを反映させた糸島市環境基本計画(後期計画)を策定し、環境保全などに取り組んできました。

第2次環境基本計画では、福岡県の第四次環境総合基本計画の考え方等を踏まえ、SDGsの考え方に対応し、地球温暖化対策への取り組み、自然の保全と共生、快適な生活環境の保全、協働による環境づくり等に計画的かつ各主体と協働して取り組むために、第2次糸島市地球温暖化対策実行計画及び糸島市生物多様性地域戦略を編入した第2次糸島市環境基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の目的

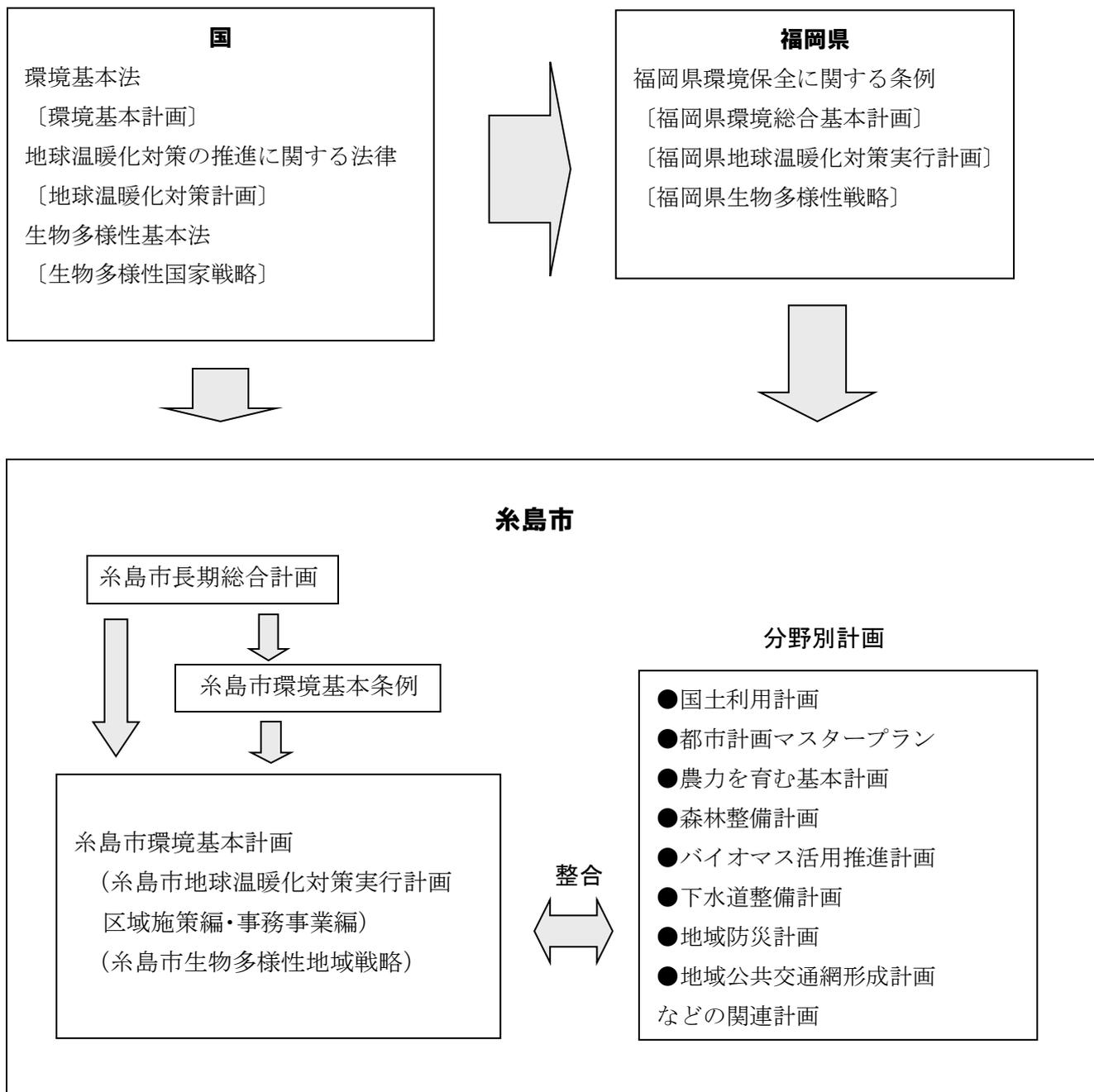
本計画は、国や県の環境基本計画を基にして、糸島市の環境の特性を踏まえたうえで、目指す環境の姿及び基本方針を示すとともに、これを実現するための目標、施策、計画の総合的・横断的な推進、進行管理のあり方などを示すことを目的に策定したものです。

3 計画の役割

本計画は、国や県の環境基本計画や環境法令を踏まえ、本市の関連計画との整合を図りつつ、糸島市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念の実現に向けて中核的な役割を担うものとして、同条例第4条の規定に基づき策定したものです。

また、本計画は、総合的かつ長期的な視点から、市の環境の保全・創造に関する施策の調整を行い、実施段階における環境配慮を行うための根拠となるものであると同時に、各主体が協働しながら、行動していくための指針となるものです。

環境基本計画の位置付け



4 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。また、本計画に掲げる主な取り組みや数値目標の達成期間は、長期総合計画や他の計画などとの整合を図るために、原則、5年間とします。

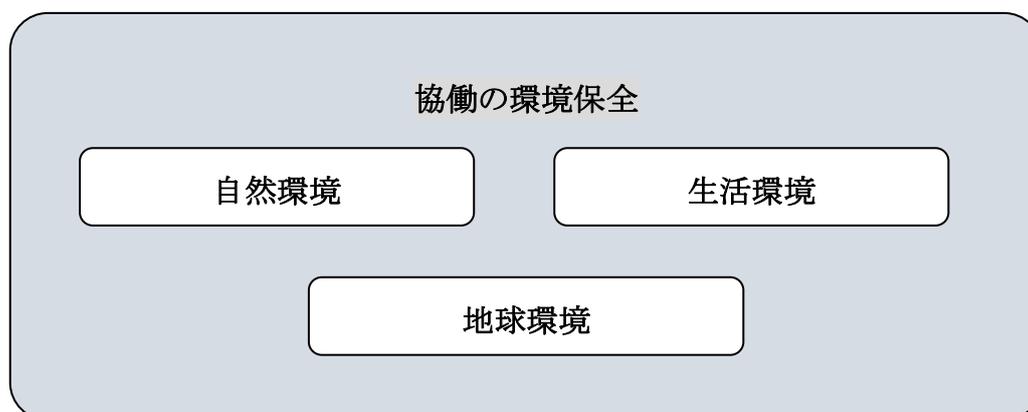
さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、数値目標の進捗状況を1年ごとに、点検、評価を行い、それに基づいて、5年後に見直していきます。

5 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境は、糸島市を取り巻くすべてのものであり、市民生活を支える生活基盤で、時間的・空間的広がりを持つものです。環境の要素は、有形・無形を問わず、お互いに結びついており、社会とも相互に影響しあっています。

そこで本計画では、地球環境、自然環境、生活環境の3つの分野を対象とします。

また、糸島市全域を計画対象地域としますが、糸島市だけで解決できない広域的な問題は、周辺自治体や国・県と連携、協力して取り組んでいきます。



■本計画の対象範囲

対象とする環境の範囲	主な内容
地球環境	再生可能エネルギー、省エネルギー、地球温暖化など
自然環境	海岸、森林、水辺、農地、里山、生物多様性など
生活環境	不法投棄、大気、騒音、振動、悪臭、循環型社会など
協働の環境保全	環境サポーター、環境保全活動、環境情報など

○糸島市環境基本条例（条例第 113 号）

平成22年1月1日制定

（目的）

第1条 この条例は、環境に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策を総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、良好な環境の確保の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の確保は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的かつ快適な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める良好な環境の確保についての基本理念にのっとり、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的計画を策定しなければならない。

2 市は、良好な環境の確保に関する市民の意識の啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講じるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令等に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

（市の施策）

第7条 市は、第4条第1項に規定する計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。

（指導等）

第8条 市は、良好な環境に対する侵害を行う者又は行うおそれのある者に対し、必要な助言、指導及び勧告を行うことができる。

（審議会の設置）

第9条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、糸島市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

○糸島市環境都市宣言

平成23年9月27日制定

糸島市は、美しい山や海、恵み豊かな田園、清らかな川、古代ロマンあふれる歴史遺産など、豊かな自然と歴史に彩られたすばらしいまちです。

この恵まれた環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

私たちは、ふるさと糸島市を心から愛し、豊かな自然と歴史、文化がもたらす潤いと活力あるまちを目指して、次のことに取り組むことをここに宣言します。

1. 豊かな自然を愛し、自然と共に生きる潤いあるまちをつくります。

1. 地球にやさしい生活を実践し、循環型・低炭素のまちをつくります。

1. 市民、事業者、市が協働して、より良い環境のまちをつくります。

第2章 基本目標

1 目指す環境の姿

市民、事業者、市の責務を明らかにして、環境に関する施策を総合的に推進し、市民生活の良好な環境の確保を図ることを目的としています。

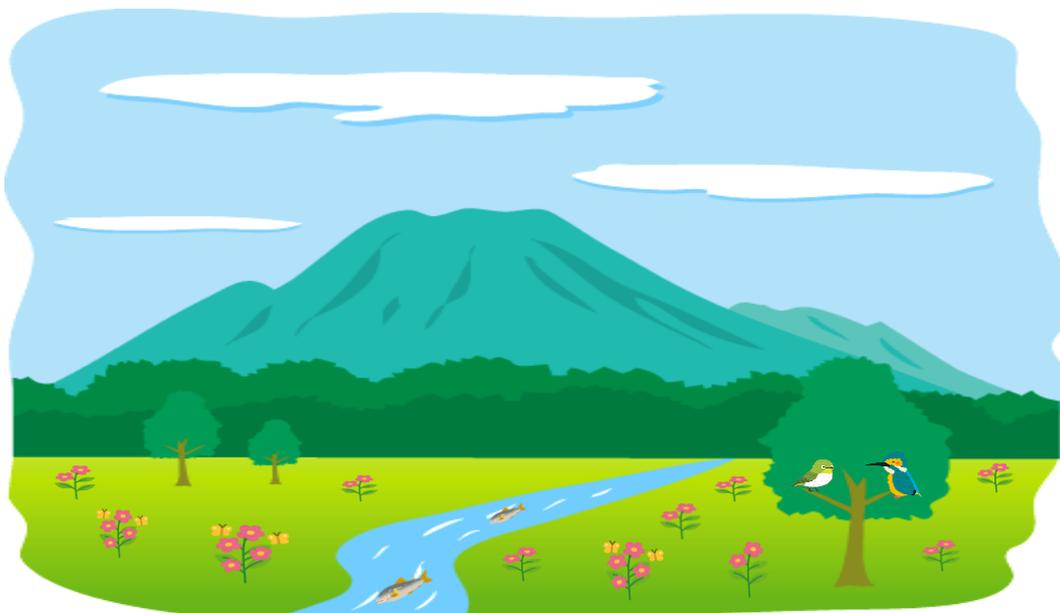
この目的を達成していくためには、各主体が協働して、環境の保全や創造に向けた取り組みを進めていくと同時に、その環境イメージ(環境の姿)を各主体が共有化することが重要です。

そこで、本計画で糸島市が目指す環境の姿を以下のように決めました。

糸島市が目指す環境の姿

豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち

いとしま



2 環境目標

市が目指す環境の姿を実現するために、次の4つの目標を掲げ、各主体が協働し、それぞれの目標実現に向けた取り組みを進めていきます。

目標1

地球環境にやさしい生活を実践する

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

地球温暖化による気候変動は、人類の生存基盤に関わる問題です。地球の生態系と人類の生活を将来に引き継ぐため、脱炭素社会の実現に向け、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取り組み、モビリティの低炭素化を進め、地球環境にやさしい生活を実践するまちを目指します。

目標2

豊かな自然を守り育てる

糸島市生物多様性地域戦略

豊かな自然と、その中で息づく多様な生物と豊かな生態系が形成された環境を次代に引き継ぎ、生物多様性に配慮した自然環境の保全育成を図り、豊かな自然を守り育てるまちを目指します。

目標3

快適で住みやすい生活環境をつくる

子どもから高齢者まで、いつまでも健康で暮らすことができる安全・安心な生活環境が保たれたまちを実現するために、快適で住みやすい生活環境をつくるまちを目指します。

目標4

協働で環境づくりに取り組む

良好な環境を次代に引き継ぐために、効果的な協働の仕組みづくりや環境情報の共有化を図り、協働で環境づくりに取り組むまちを目指します。

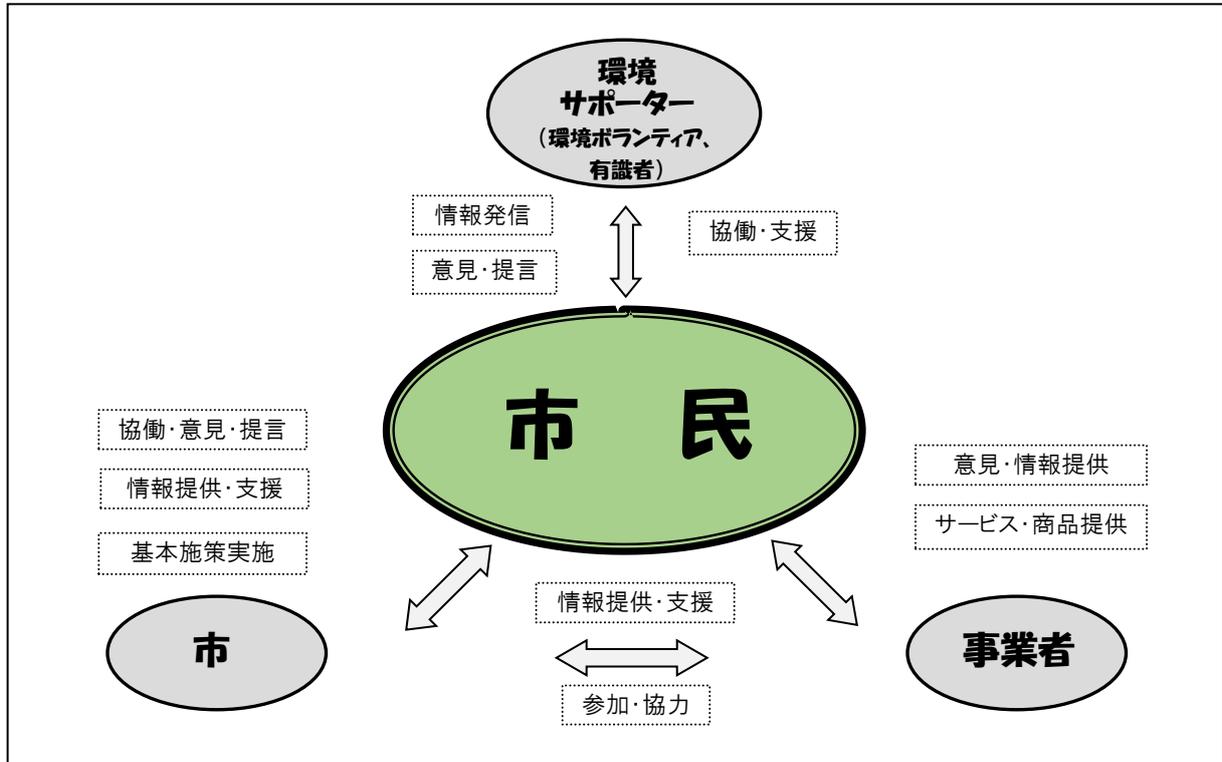


糸島市が目指す環境の姿

豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま

3 各主体の役割

4つの目標を実現するためには、各主体が次の役割を担い、人と環境との好循環を形成しながら協働して環境の保全・創造に取り組む必要があります。



主体	主な役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活と環境問題が密接に関係していることを認識し、環境への影響を考えながら、地球にやさしい生活を実践する。 ○市民同士の連携や他団体等の協働により、環境の保全、創造に取り組む。 ○自主的、積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。 ○環境を守るための様々な取り組みに対して、意見や提言を行う。
環境サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域を対象に取り組みを行う環境サポーターは、自主的かつ積極的な環境の保全・創造を進めるため、市民や事業者をつなぐ活動に取り組むとともに、取り組み内容の情報発信を行い、市民や事業者の環境保全意識向上に努める。 ○専門的な知識を有する環境サポーターは、知識を生かした調査研究を行う。また、活動に基づいて環境施策への提言を行う。 ○団体の活動趣旨に基づき、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地球にやさしい商品やサービスの提供、製品の研究開発を心がける。 ○環境に配慮した事業の取り組みを行い、環境と経済の好循環に貢献する。 ○地域社会の一員として、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○目指す環境の姿を実現するために、基本となる施策を着実に実施する。 ○市民・事業者・環境サポーターによる自主的かつ協働による取り組みを積極的に支援する。特に、地域づくり活動や学校での取り組みを支援する。 ○環境の保全・創造のため、積極的に情報を提供する。 ○消費者、事業者の立場から、環境の保全・創造に関する取り組みを率先して実行する。

4 SDGs への対応

SDGs は、2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標で、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」です。持続可能な開発は、将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発と定義されています。

【持続可能な開発目標】 本計画では、次の太字の目標に関わる施策に取り組んでいきます。

目標 1:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標 2:飢餓を終わらせ、食糧安定保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標 3:あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標 4:全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する

目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

目標 6:全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標 7:全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標 8:包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

目標 9:強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標 10:各国内及び国家間の不平等を是正する

目標 11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標 12:持続可能な生産消費形態を確保する

目標 13:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標 14:持続可能な開発のために海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標 15:陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標 16:持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する

目標 17:持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第3章 施策の推進

1 施策の体系

本計画に掲げた4つの目標、15の施策の方針、37の基本施策の体系で推進します。

	4つの目標	施策の方針	基本施策
【目指す環境の姿】 豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま	1. 地球環境にやさしい生活を実践する 【第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）】   	(区域施策編) 1. 市民・事業者への啓発活動、行動変容促進	1. ライフスタイルの転換 2. ビジネススタイルの転換
		2. 再エネ設備・省エネ設備の普及促進	1. 住宅・建物のゼロエミッション化・再エネ自家消費の促進 2. ゼロエミッション系統電源拡大・再エネ地産地消 3. 事業所・エリアのエネルギーマネジメント
		3. モビリティの低炭素化	1. 電動車の普及、充電インフラの拡充 2. 公共交通の利用促進、効率化
		4. 緑化によるCO ₂ 吸収と気候変動への適応策	1. 緑化事業の推進 2. 気候変動適応への取り組み検討
		(事務事業編) 5. 公共施設における再エネ設備・省エネ設備の導入	1. 新庁舎における自然エネルギーの活用 2. 再生可能エネルギー等の導入 3. 省エネルギー機器・設備の導入
		6. 職員の行動変容促進	1. グリーン購入・グリーン契約等の推進 2. 職員の日常の取り組み 3. 廃棄物対策の取り組み(3Rの積極的な推進)

	4つの目標	施策の方針	基本施策
【目指す環境の姿】豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま	2. 豊かな自然を守り育てる 【糸島市生物多様性地域戦略】 	1. 多様な自然環境の保全	1. 海岸・松林の保全 2. 森林の保全 3. 河川・ため池の保全 4. 農地・里山の保全
		2. 豊かな自然の再生	1. 河川・ため池の水質の改善 2. 森林・農地・里山の再生
		3. 生物多様性の保全	1. 希少な動植物の保護・保全 2. 外来生物の対策
	3. 快適で住みやすい生活環境をつくる 	1. 地域美化の推進	1. 不法投棄対策 2. ペットの適正な飼育と管理 3. あき地・空き家などの管理対策 4. 協働による地域美化の推進
		2. 生活環境の保全	1. 大気の保全 2. 騒音・振動・悪臭対策 3. 自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策
		3. 循環型社会の形成	1. ごみの減量(Reduce) 2. 再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進 3. 3R・廃棄物の適正処理の推進
	4. 協働で環境づくりに取り組む 	1. 協働の仕組みづくり	1. 環境保全活動への参加の仕組みづくり
		2. 環境情報の共有	1. 環境保全活動への参加の仕組みづくり
		3. 人材の育成と活用	1. 環境サポーターの育成・支援 2. 未来を担う子どもたちの育成

2 目標別の施策展開

目標 1

地球環境にやさしい生活を実践する

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国を主体として国際的な取り組みが必要です。また、国際的な目標を達成するためには、すべての国民が日常の生活や事業活動の中で、地球にやさしい取り組みを実践していくことが欠かせません。そのため、市民一人ひとりが地球環境問題の解決に向けた貢献を実感できる取り組みの策定をめざします。

第2次糸島市環境基本計画の目標1は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）」に基づく「第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」として位置づけ、策定します。

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（共通事項）令和5年度改定

1. 計画策定の背景

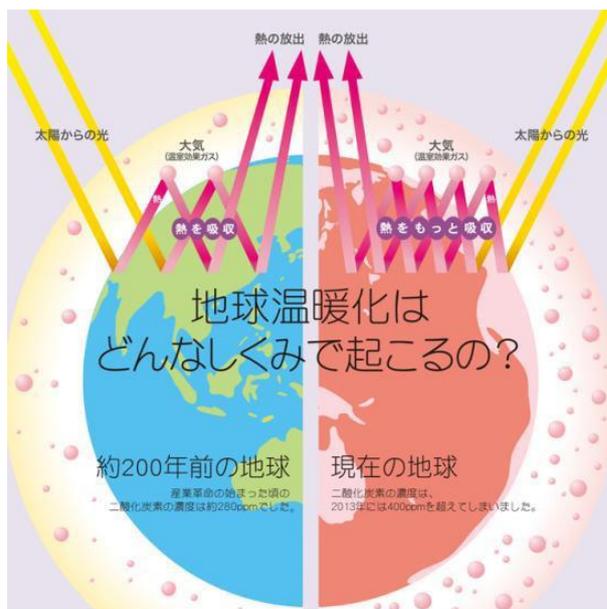
(1) 気候変動の影響

【①地球温暖化とは】

地球の表面は太陽光により温められていますが、地球を取り囲んでいる二酸化炭素（以下、「CO₂」といいます。）などの温室効果ガスが宇宙へ放出されようとする熱を適度に吸収し、地球を一定の温度に保っています（平均気温14℃）。近年、地球の平均気温が少しずつ上昇していることが確認されています。

これは、18世紀後半に起こった産業革命によってエネルギー源として石炭や石油、ガス等の化石燃料を大量に使用するようになり、大気中のCO₂などの温室効果ガスが増加したことが原因と考えられています。それにより熱の吸収量も増え、宇宙へ放出されるはずだった熱が地球に残っていると考えられています。このような状態を「地球温暖化」と呼んでいます。

そして、地球温暖化が原因とみられる気候変動が、環境に大きな影響を及ぼしています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

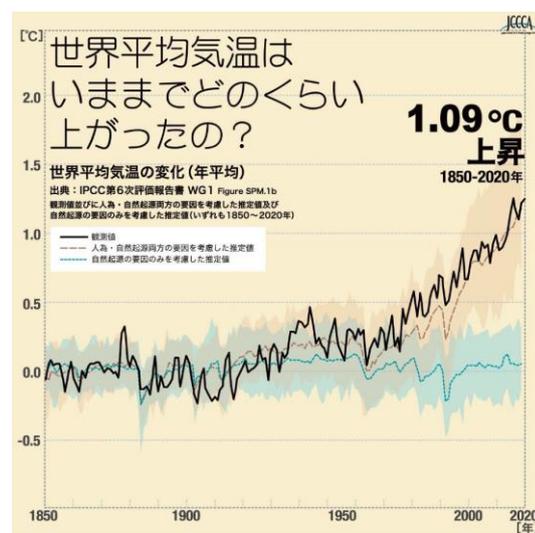
【②地球温暖化による気候変動の影響】

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存に関わる問題と認識されています。すでに世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、わが国においても平均気温の上昇、真夏日・熱帯夜の増加、台風・集中豪雨・ゲリラ豪雨の多発等による被害、農作物や生態系への影響等が確認されています。

2021(令和3)年8月に公表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書によると、世界の平均気温は1850年から2020年までに約1.1°Cも上昇し、今後もこの速度で地球温暖化が進んだ場合は、2030(令和12)年には1.5°C上昇すると予測されています。

その原因について、同報告書には「人間活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と記され、大気・海洋・雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、リスクはさらに高まると予測されています。



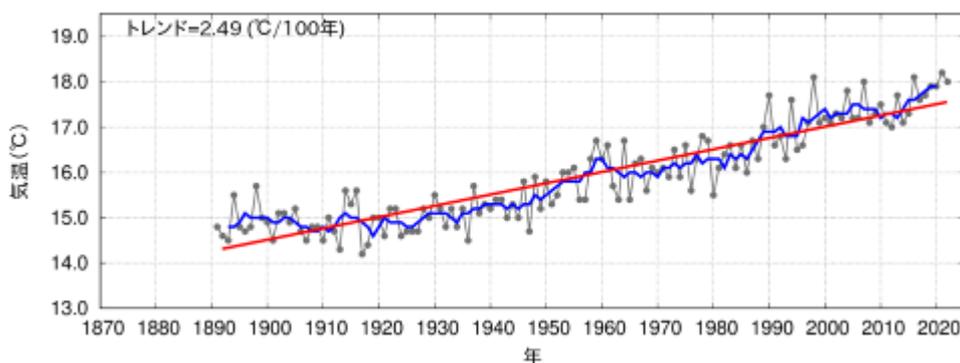
出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターHP

【③日本への影響】

気象庁から毎年報告されている気候変動監視レポートによると、全国で長期的に気温が上昇しており、日本の年平均気温は100年で1.26°C上昇しています。また、気温上昇が原因と考えられる真夏日・猛暑日の日数増加や年積雪量の減少、海水温の上昇、熱中症や農畜産物の品質低下等も多発しています。

福岡管区気象台から毎年報告されている九州・山口県の気候変動監視レポートによると、本市を含む福岡地方でも長期的に気温が上昇しています。福岡地区の年平均気温は100年で2.49°C上昇し、全国平均を大きく上回っています。

福岡の年平均気温



出典: 気象庁「気候変動監視レポート2020」

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、京都議定書以来18年ぶりに法的拘束力のある国際的な合意文書であるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

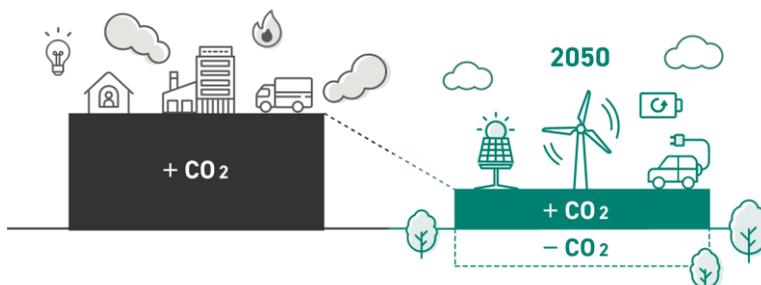
2018(平成30)年に公表されたIPCC1.5℃特別報告書によると、世界全体の平均気温の上昇について2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、温室効果ガス排出量を2050年までに正味ゼロとすることが必要とされています。これを受け、世界各国でカーボンニュートラルの実現を目標とした動きが広がっています。

カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることをいいます。

CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理等による吸収量を差し引き、合計を実質的にゼロにすることです。

ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」は、いずれも人為的なものを指します。



環境省「脱炭素ポータル」HP より

温室効果ガス削減に向けた世界的な動向

パリ協定が発効され、すべての国の削減目標提出や、先進国による資金提供などに合意



2016年・・・2020年6月8日

中国の習近平国家主席が国連総会で、2060年までに温室効果ガス排出を実質ゼロ宣言



9月11日 10月26日

米バイデン大統領が温室効果ガス排出量を2030年までに2005年比で50-52%削減する目標を宣言



2021年4月22日



経団連が「脱炭素社会」の実現に向け、企業・団体がチャレンジすることを後押し



菅総理大臣が温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとする目標を宣言



菅総理大臣が温室効果ガス排出量を2030年までに2013年度比で46%削減する目標を宣言

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

【①カーボンニュートラル宣言と温対法の改正】

2020(令和2)年10月、首相所信表明演説で「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。続いて2021(令和3)年4月、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で46%削減すること、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることが公表されました。同年5月には、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことが温対法改正により基本理念として明記され、同年10月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

この計画において、国は2030(令和12)年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、全ての経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めていくことが不可欠であること、目標実現のために脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくこと等が示されています。

[国の温室効果ガス削減目標]

出典:地球温暖化対策計画

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
エネルギー起源CO ₂	14.08	7.60	▲46%	▲26%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-	

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画(温対法第20条)
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**(2013年比)に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電の最大限導入**、**新築建築物のZEB化**、**電動車・LED照明の導入徹底**、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。
※ ZEB Oriented: 30~49%以上の省エネ率を誇った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネ率を誇った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素燃料自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府県庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

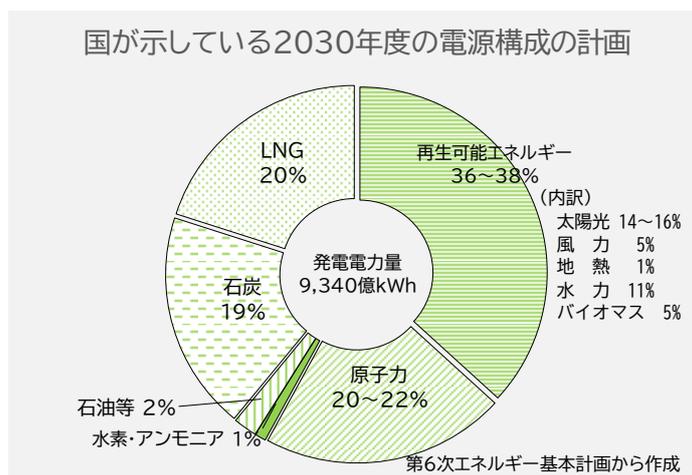
プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



※再エネ電力: 再生可能エネルギー由来の電力

【②再生可能エネルギーの主力電源化】

2021(令和3)年10月、国は第6次エネルギー基本計画を策定しました。この計画では、2030(令和12)年度の温室効果ガス削減目標を踏まえ、徹底した省エネルギーや需給両面における様々な課題を克服して非化石エネルギーの拡大を想定した電源構成を試算しており、これまで半分以上を構成している石炭や石油、ガスによる火力発電の割合を縮減し、再生可能エネルギーの割合を36～38%まで引き上げることを示しています。



●再生可能エネルギーとは

太陽光や風力、地熱などの自然界に常に存在するエネルギーで、「枯渇しない」、「どこでもエネルギー源を調達できる」、「CO₂を排出しない」といった、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料から得られるエネルギーと異なる特徴を持っています。

政令によって「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」、「太陽熱」、「大気中の熱その他の自然界に存する熱」、「バイオマス」が再生可能エネルギーとして定義されており、それらのエネルギーは発電設備や熱利用設備などに活用されています。



風力発電(三重県・新青山高原風力発電所)



太陽光発電(糸島市庁舎)



バイオマス発電(岩手県・くずまき高原牧場)



地熱発電(九州電力・八丁原地熱発電所)



水力発電(瑞梅寺ダム)

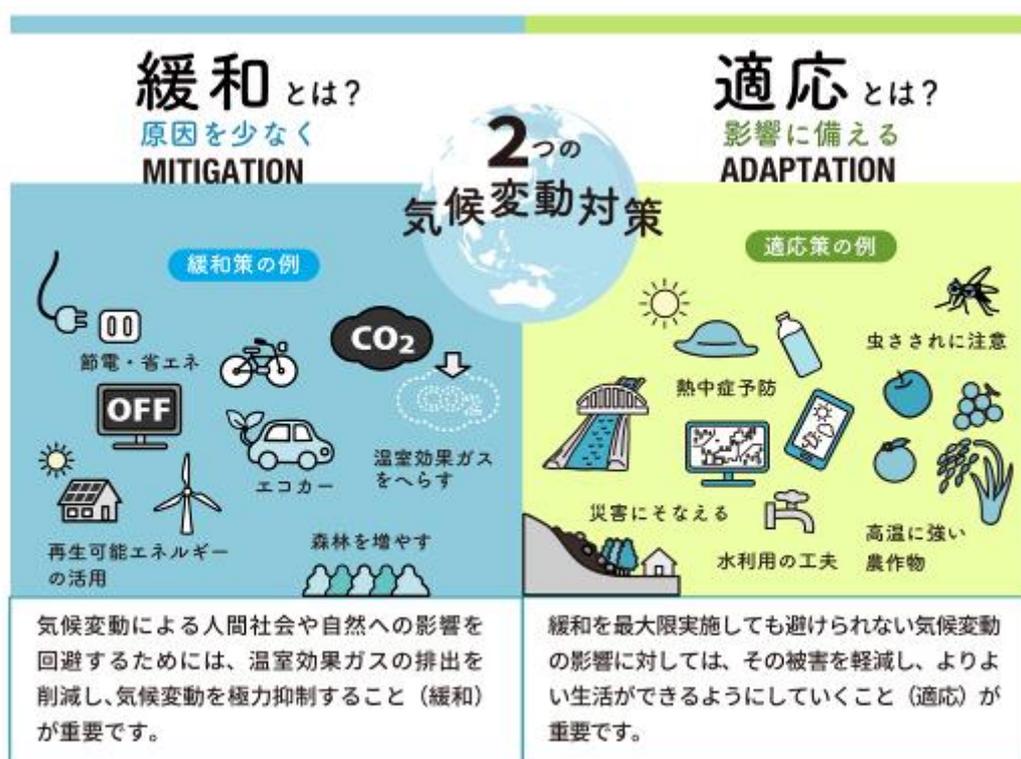
他にも、空気熱や太陽熱、地中熱などを空調や給湯に利用する設備などが利用されています。

出典:(株)青山高原ウインドファームHP
 経済産業省HP

【③気候変動への適応】

気候変動は、わたしたちの生活のあらゆる面に影響を与え始めており、国は、2018(平成30)年6月に気候変動適応法を制定しました。その対策は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、気候変動の影響に備える「適応策」に分けることができます。

緩和策を進めた場合でも、その効果が発現するまでには時間を要するため、一定の気候変動の影響は避けられません。リスクとして、海面上昇・高潮、豪雨・洪水、熱中症、食料・水不足、生態系の損失、インフラ機能停止などが想定されます。その影響による被害の回避や軽減、被害に備える適応策についても多分野で進めることが求められます。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(4) 糸島市におけるこれまでの取組と今後の取組方針

本市では、2021(令和3)年3月に第2次糸島市地球温暖化対策実行計画(以下、「温対計画」といいます。)を策定しましたが、温対法改正や国の地球温暖化対策計画決定前に策定されたことから、国の温室効果ガス削減目標を下回っています。

そのため、2022(令和4)年1月、市では再エネ導入に伴う施策を中心とした「糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略」を策定し、再生可能エネルギー発電設備やCO₂排出量削減につながる省エネルギー設備の導入促進につながる施策の検討や、再生可能エネルギー発電の導入目標、CO₂排出量削減目標の設定を先行して検討しました。

この際に設定した取組の方針、CO₂排出量削減の目標値等を用いて温対計画の改定を行い、近年の世界や国内の動向を踏まえた取り組みを定めます。

2. 計画の目的と基本的事項

(1) 計画の目的

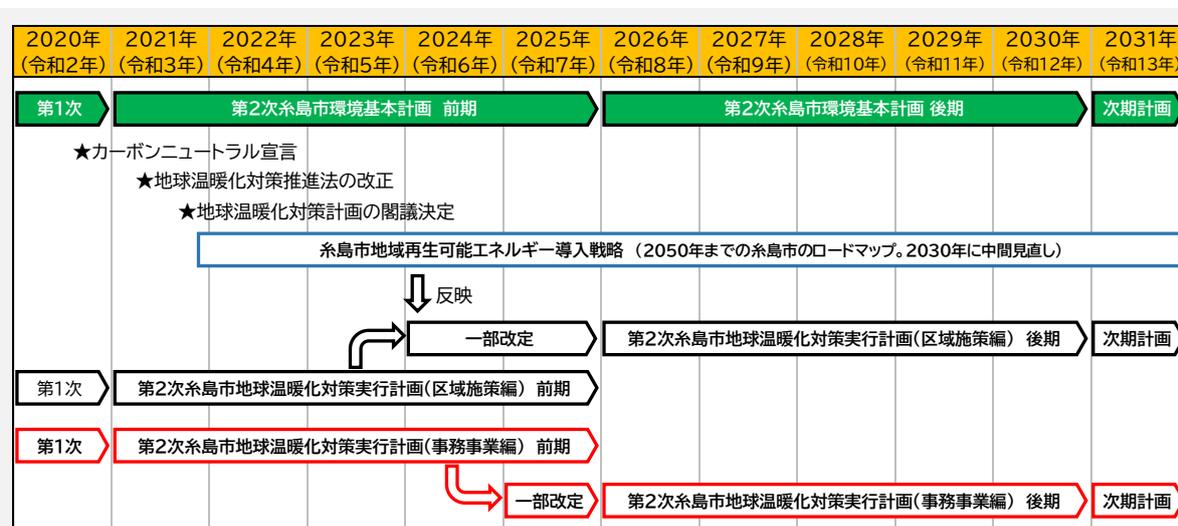
近年、地球温暖化の影響と考えられる気候変動により様々な問題が顕在化しており、今後これらによるリスクを軽減するために、行政や市民、事業者それぞれの取り組みがますます重要になっています。このため、本市においても、行政や市民、事業者が協働して地球温暖化対策を計画的に推進し、本市域から排出される温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

本計画の目標1は、温対法第19条第2項に基づき本市域から排出される温室効果ガス排出量の削減目標と本市の取り組む施策を明らかにする「区域施策編」として、また、温対法第21条第1項に基づき本市が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減目標と本市が取り組む施策を明らかにする「事務事業編」として位置づけます。

	対象	分野(例示)
区域施策編	市全域 (市民、事業者、糸島市等)	産業部門(製造業、農林水産業、建設業) 家庭部門 業務その他部門(店舗、事務所、病院等) 運輸部門(自動車、鉄道、船舶) 廃棄物部門
事務事業編	市が実施する事務及び事業	市庁舎、消防庁舎、市立小中学校、図書館、 コミュニティセンター、スポーツ施設、 クリーンセンター等の市の公共施設

(2) 計画期間

本計画において、CO₂排出量の削減目標は2013(平成25)年度、施策ごとの指標は2019(令和元)年度を基準年度とし、いずれも目標年度は2030(令和12)年度とします。また、計画期間は第2次糸島市環境基本計画と同じく2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までとします。



(3) 対象とする温室効果ガス

温対法では、CO₂(二酸化炭素)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されています。

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、環境省が策定した地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルに基づきますが、マニュアルでは全ての温室効果ガスを算定対象とする必要はなく、地方公共団体の規模に応じて、把握が望まれるものが示されています。

福岡県においては、下表のとおり温室効果ガス排出量のうち98%をCO₂が占めていることから、本市の温対計画ではCO₂を対象とします。

福岡県の温室効果ガスの排出量

単位:万t-CO₂

部門		年度	2013 (H25)	2018 (H30)
二 酸 化 炭 素	エネルギー起源	エネルギー転換部門	65	44
		家庭部門	1,009	497
		業務その他部門	1,113	585
		産業部門	2,247	1,914
		運輸部門	969	921
	非エネルギー起源	工業プロセス分野	613	582
		廃棄物分野	85	145
	小計			6,100
メタン			36	33
一酸化二窒素			44	41
代替フロン等4ガス			7	8
温室効果ガス排出量 合計			6,187	4,769

※四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。 出典:福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和5年度一部改定

1. 本市の現状

(1) CO₂ 排出量の推移

本市域のCO₂排出量は、環境省が公表している「自治体排出量カルテ」の現況推計を使用します。これは、都道府県別エネルギー消費統計、国の各種統計調査、太陽光発電の固定価格買取制度等の公表データをもとに作成されています。

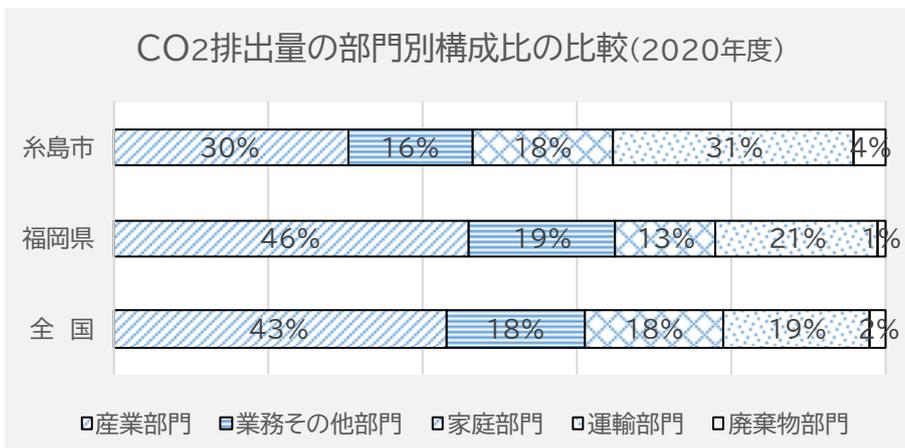
下表は、自治体排出量カルテによる本市のCO₂排出量の推移です。2013(平成25)年度以降の排出量は、業務その他部門や家庭部門を中心に減少し、産業部門や廃棄物部門は増加しています。

部門 \ 年度	2013 (H25)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)
産業部門	125	167	131	130	140
業務その他部門	109	78	71	74	76
家庭部門	130	99	70	69	84
運輸部門	171	164	161	160	146
廃棄物部門	13	13	17	20	20
合計	548	521	450	453	467

出典:環境省「自治体排出量カルテ」
 ※小数点以下を四捨五入しているため、合計が各欄の合計と合致しない箇所があります。
 ※令和3年3月の計画(区域施策編)策定後、排出量が遡及修正された年度がありますので、今回の改定では2023年度時点の公表データをもとに作成しています。

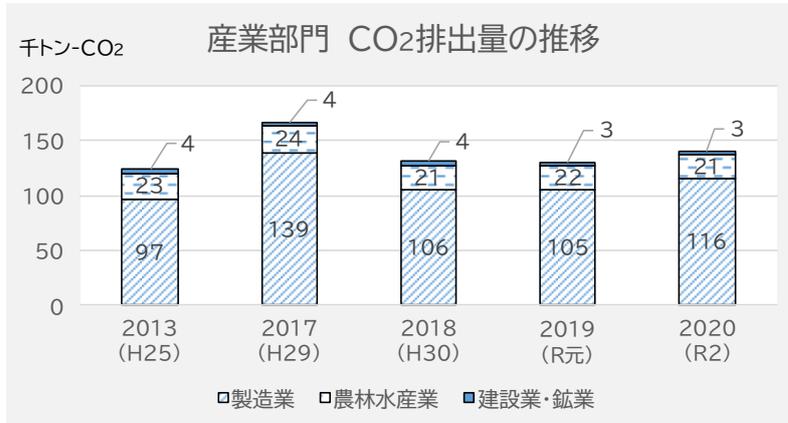
(2) CO₂ 排出量の部門別割合

2020(令和2)年度における本市のCO₂排出量部門別構成比では、運輸部門が31%と最も多く、産業部門が30%、家庭部門が18%、業務その他部門が16%、廃棄物部門が4%となっています。全国や福岡県に比べて産業部門が少なく、運輸部門の割合が高い特徴が見られます。



(3) 部門別 CO₂ 排出量の推移

① 産業部門 (製造業、建設業・鉱業、農林水産業)

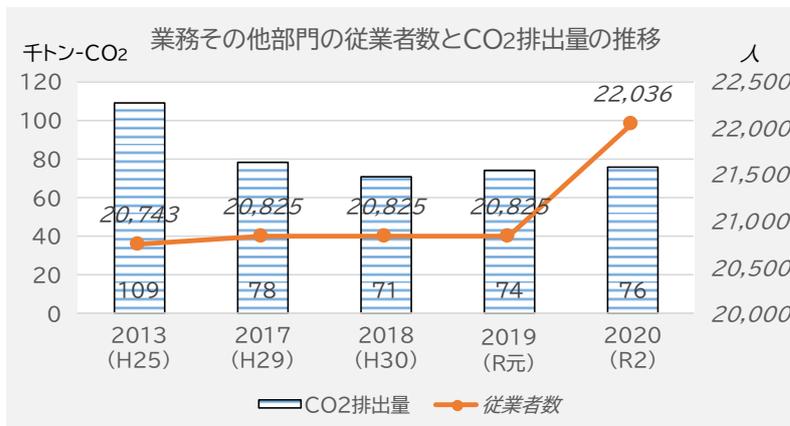


産業部門の CO₂ 排出量の大部分は製造業が占め、増加傾向が見られます。本市の基幹産業である農林水産業の CO₂ 排出量は横ばいで推移しています。



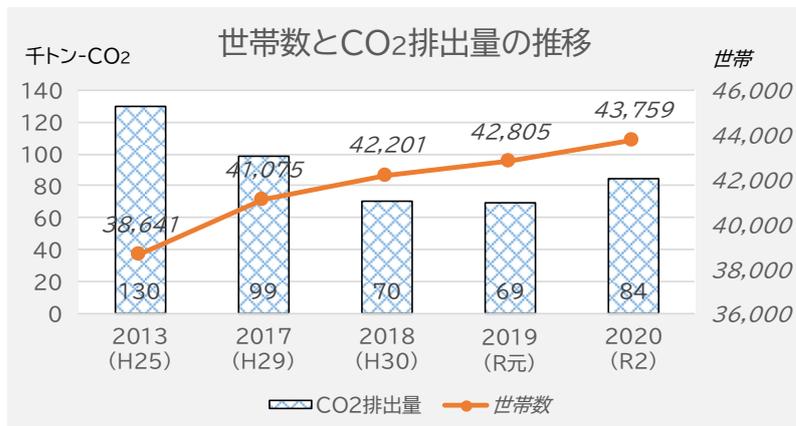
製造業の活動量と CO₂ 排出量の関連です。製造品出荷額等の伸びに伴い CO₂ 排出量も増えていきます。製造品出荷額等の伸びと CO₂ 排出量削減を両立する取り組みが求められます。

② 業務その他部門



業務その他部門の従業者数は増加傾向が見られますが、CO₂ 排出量は一旦減少したものの、近年は横ばいの状態です。店舗や事務所等における CO₂ 排出量を削減する取り組みの強化が求められます。

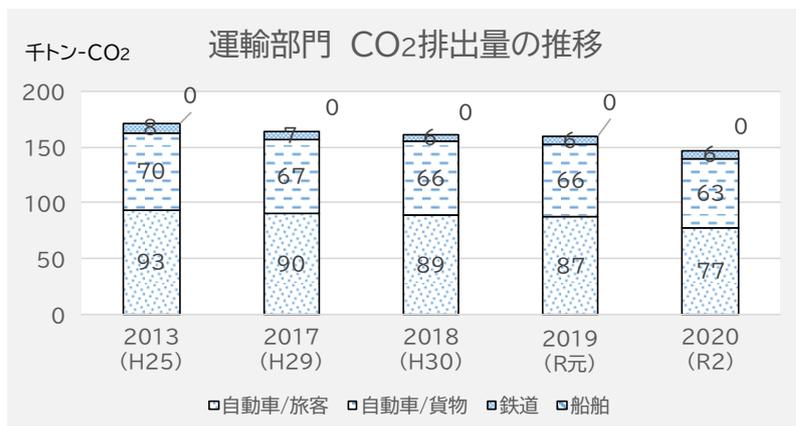
③家庭部門



市内世帯数は増加し続けている一方、CO₂ 排出量は減少傾向にあります。

再エネ・省エネ設備導入が進んでいることや、電力会社の電源構成の変化によりCO₂ 排出係数が低下したことが原因と考えられます。

④運輸部門



運輸部門におけるCO₂排出量のうち鉄道に関してはほぼ横ばいで推移していますが、排出量の大部分を占める旅客自動車・貨物自動車は2013(平成25)年以降緩やかに減少しています。

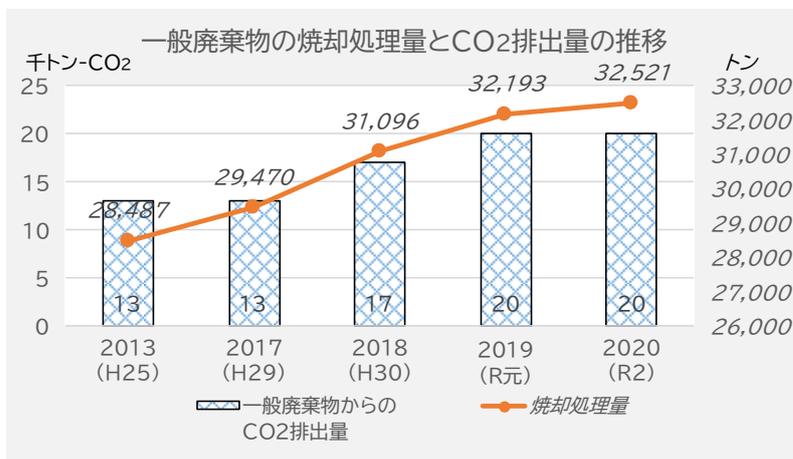


旅客用自動車保有台数は増加しているものの、CO₂ 排出量は緩やかに減少しており、燃費向上等が原因として考えられます。



一方、貨物用自動車保有台数は増減していますが CO₂ 排出量は横ばいです。貨物用は旅客用に比べて燃費向上等が進んでいないものと考えられます。

⑤廃棄物部門



一般廃棄物の焼却処理に伴う CO₂ 排出量は、焼却処理量と連動して増加しています。焼却処理量の増加は、人口・世帯数による影響が考えられます。また、ごみにおけるプラスチックの割合が増えているなどの影響と考えられます。

2. CO₂排出削減目標

(1) CO₂排出量の将来推計(BAU ケース)

導入戦略では、目標年度の2030(令和12)年度まで本市が何ら対策を行わなかった場合を『BAU(Business As Usual)』として定義し、将来活動量(人口・世帯数、事業所従業者数、自動車保有台数等)とエネルギー消費原単位等からCO₂排出量を試算しました。

試算では、CO₂排出量は減少せず、増加する見通しとなっています。

【CO₂排出量の将来推計・BAUケース】 単位:千トン-CO₂

部門	年度	2013(H25) <基準年度>	2030(R12) <BAU>
産業部門		125	129
業務その他部門		109	113
家庭部門		130	135
運輸部門		171	177
廃棄物部門		13	16
合計		548	570

出典:糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略

(2) CO₂排出量削減の見込み

導入戦略では、再エネ・省エネ設備の導入、建築物ZEB化、住宅ZEH化、自動車のEV化やエコドライブ啓発、公共交通利用促進、廃棄物の減量(分別とリサイクル率向上、フードロス対策、コンポスト導入補助によるごみ減量)の取り組みによる効果を試算し、4部門合計でBAUのCO₂排出量から274千トン-CO₂の削減が可能と見込んでいます。

部門	取り組み	CO ₂ 削減量 (千トン-CO ₂)	BAUによる排出量と 削減後の排出量 (千トン-CO ₂)
産業	省エネ設備導入、運用改善	5.6	129 ⇒ 82
	EMS普及によるエネルギー消費最適化	1.7	
	再エネ発電量・消費量の増	36.6	
	カーボンニュートラルガスの利用	3.5	
	産業部門CO ₂ 排出削減量合計	-47	
業務	ZEB化による消費エネルギー減	17.0	113 ⇒ 45
	LED化による消費エネルギー減	8.0	
	再エネ発電量・消費量の増	41.8	
	カーボンニュートラルガスの利用	1.5	
	業務その他部門CO ₂ 排出削減量合計	-68	
家庭	ZEH化による消費エネルギー減	8.1	135 ⇒ 50
	LED化による消費エネルギー減	7.5	
	再エネ発電量・消費量の増	67.9	
	カーボンニュートラルガスの利用	1.3	
	家庭部門CO ₂ 排出削減量合計	-85	
運輸	EV/FCV導入による減	68.3	177 ⇒ 103
	公共交通利用促進による減	1.2	
	鉄道における再エネ利用の増	4.4	
	運輸部門CO ₂ 排出削減量合計	-74	

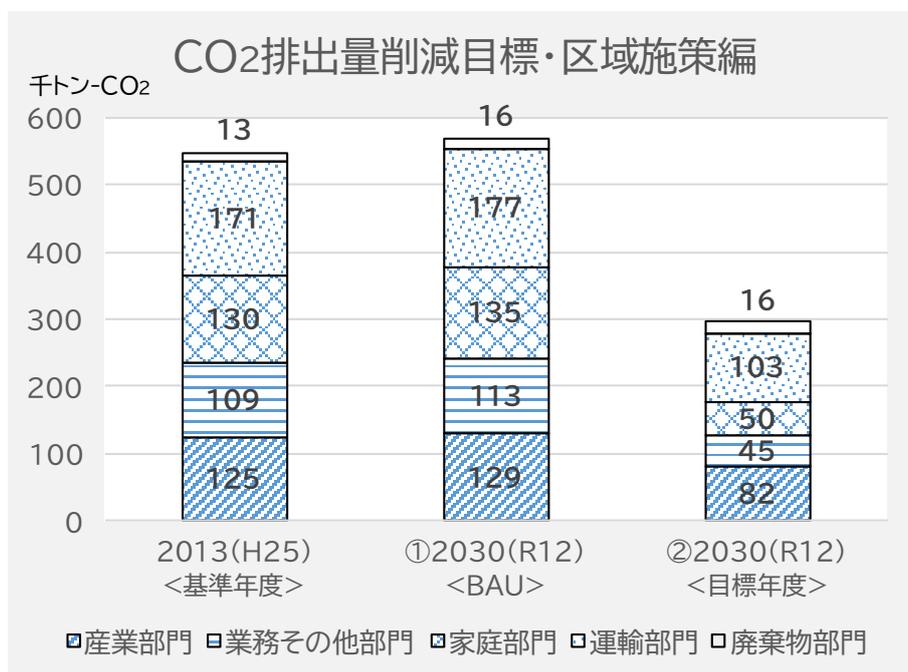
(3) CO₂排出削減目標

各部門の排出量削減目標は、BAU推計値から(2)で見込んだ削減量を引いて設定します。

温対計画の目標年度である2030(令和12)年度までに、2013(平成25)年度比で合計252千トン-CO₂を削減し、296千トン-CO₂を目標とします。

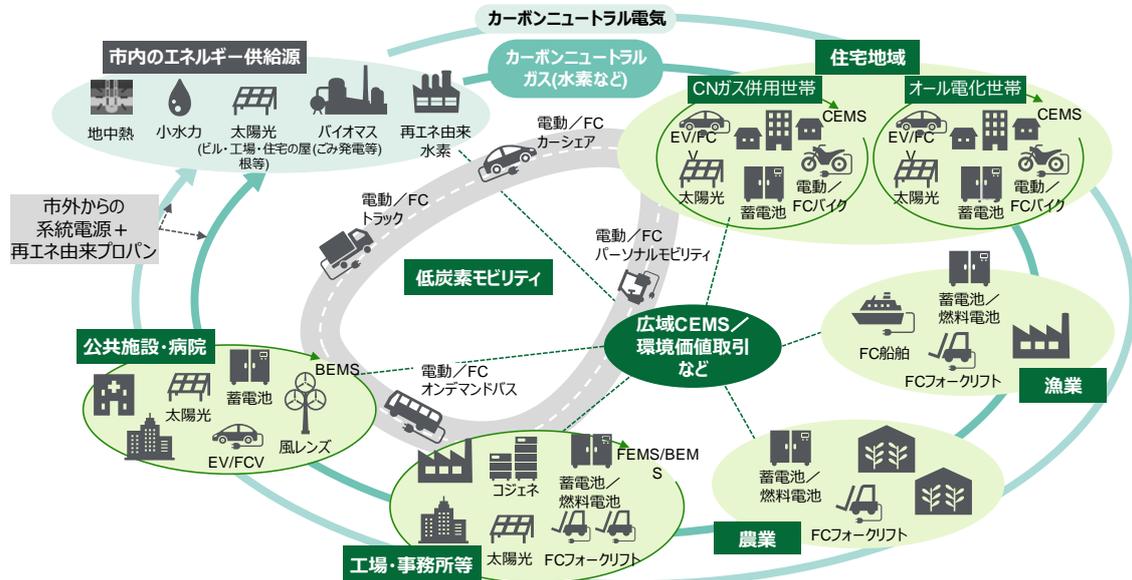
【CO₂排出量削減目標・区域施策編】 単位:千トン-CO₂

部門	年度	2013(H25) <基準年度>	①2030(R12) <BAU>	②2030(R12) <目標年度>
産業部門		125	129	82 -34.4%
業務その他部門		109	113	45 -58.7%
家庭部門		130	135	50 -61.5%
運輸部門		171	177	103 -39.8%
廃棄物部門		13	16	16 23.1%
合計		548	570	296 -46.0%



3. 目標実現のための取り組み

(1) 糸島市の 2050 年における将来ビジョン(糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略より)



本市では、国の地域脱炭素ロードマップの方針をふまえ、2050年カーボンニュートラル実現に向けた本市の方向性を示すため「糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略(以下「導入戦略」といいます。))を策定しました(2022年1月)。上記の図は、導入戦略で示している本市の将来ビジョンです。

導入戦略では、地域・社会課題の解決とエネルギーの課題の同時解決をめざすため、下表の6つの施策に取り組むことを示しています。温対計画では、これらの施策や数値目標との整合を図り、改定前の温対計画の基本施策と合わせて、新たな施策の方針を設定します。

【糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略 6つの施策】

施策	施策の概要
① 住宅・建物のゼロエミッション化 +再エネ自家消費 【短期～中長期】	住宅・事業所・公共施設等において、太陽光発電・蓄電池等の再エネ設備および省エネ設備の導入を進め、ゼロエミッション化・再エネ自家消費を推進します。
② ゼロエミッション系統電源拡大 +再エネ地産地消 【短期～中長期】	企業と連携して、地域での再エネ発電の拡充とともに、地域再エネメニュー等の再エネ地産地消のビジネスモデルを検討し、企業や一般家庭における再エネ利用量を増やします。
③ 事業所・エリアのエネルギーマネジメント 【短期～中長期】	家庭や工場等でEMSを導入しエネルギー消費の最適化を進めます。中長期的には系統用蓄電池やEV等の活用も含め、施設間や地域全体での電力需給を調整し、地産地消率の増加を目指します。
④ モビリティの低炭素化 【短期～中長期】	既存車両のEV/PHV/FCVへの切替を促進するとともに、市内のEV/PHVの充電インフラ拡充を図り、電動車両の普及を図ります。
⑤ カーボンニュートラルガス(水素等)の利用促進 【中長期】	水素社会の実現に向け、水素ステーションを活用した実証実験等を通し、水素活用の促進・水素インフラ構築の検討を進めます。また、カーボンニュートラルLNGやメタネーションの推進により、ガス利用における低炭素化を目指します。
⑥ 市民・事業者への啓発・行動変容促進 【短期～中長期】	市民・事業者に対し、環境・エネルギー問題に関するセミナーの開催や環境配慮行動に対するポイント付与制度等を構築し、市民・事業者の環境意識を高め、施策1～5の実施を促します。

出典：糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略実行計画

(2) CO₂ 排出量削減目標を達成するための取り組み

CO₂ 排出量の削減目標を達成するため、導入戦略に示された施策に加え、改定前の温対計画に示されていた施策により、4つの「施策の方針」を定めて取り組みます。

施策の方針 1-1

○市民・事業者への啓発活動・行動変容促進

地球温暖化をはじめとする環境・エネルギー問題に対する市民や事業者の意識を高めることで、生活様式や事業活動等を見直し、CO₂ をはじめとする温室効果ガスの排出削減につながる行動変容を促します。

基本施策 1-1-1: ライフスタイルの転換

基本施策 1-1-2: ビジネススタイルの転換

施策の方針 1-2

○再エネ設備・省エネ設備の普及推進

発電時に CO₂ を排出しない再エネ発電設備や蓄電池の普及を図りつつ、高効率照明・給湯・空調・エネルギーマネジメントシステム等の省エネ設備の普及を推進します。

基本施策 1-2-1: 住宅・建物のゼロエミッション化・再エネ自家消費の促進

基本施策 1-2-2: ゼロエミッション系統電源拡大・再エネ地産地消

基本施策 1-2-3: 事業所・エリアのエネルギーマネジメント

施策の方針 1-3

○モビリティの低炭素化

化石燃料由来の CO₂ を削減するため、電動車 (EV・PHEV・FCV) の普及や EV 充電設備の設置を促進するほか、公共交通機関の利用促進や運行の効率化等に取り組みます。

基本施策 1-3-1: 電動車の普及、充電インフラの拡充

基本施策 1-3-2: 公共交通の利用促進、効率化

施策の方針 1-4

○緑化による CO₂ 吸収と気候変動への適応策

森林の持つ CO₂ 吸収等の公益的機能を持続することを目的に、間伐等による森林の整備、森林づくり活動への支援や担い手の育成を行います。

気候変動の影響を受けるさまざまな分野において市民生活を維持するため、今後の課題や施策の方針を検討し、今後の計画策定につなげます。

基本施策 1-4-1: 緑化事業の推進

基本施策 1-4-2: 気候変動適応への取り組み検討

基本施策 1-1-1 … ライフスタイルの転換

◎課題

- わたしたちの生活は、製造・流通・サービスの提供等、あらゆるエネルギーの消費とCO₂の排出を伴っており、日々の行動とのつながりを意識することが必要です。
- 家庭においては、エネルギーの使用量削減につながる行動や、環境に配慮した製品・サービスを選択する行動に変化させていくことが求められています。

◎主な取り組み

- 環境省が提唱しているゼロカーボンアクション30やデコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の考え方を周知し、日常生活からのCO₂削減に取り組みます。
- 節電や節水、公共交通機関利用等、すぐに取り組める省エネ行動について、関係省庁や福岡県地球温暖化防止活動推進員等と連携したPR活動、出前講座、広報紙等で情報を発信し、市民の行動変容のきっかけづくりを行います。
- エネルギー消費量やごみ排出量、CO₂排出量を視覚化できる福岡県スマートフォンアプリ「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」を普及させ、市民に省エネ行動を促します。
- 社会、地域、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の考え方を浸透させるため、啓発を行います。
- 食品ロス削減につなげるため、てまえどり(お店の棚の手前にある商品、期限が近づいた商品を選ぶ行動)やフードドライブ(家庭で余っている食品を社会福祉施設や子ども食堂などに寄付する活動)を市民に周知します。
- 食料輸入によるフードマイレージ(食料輸送距離)の減少によるCO₂削減と地元産業の活性化のため、糸島産農海産物の地産地消を推進します。
- 家電の省エネ性能に関する「統一省エネラベル」の周知を図り、コストだけでなく省エネ性能も比較して家電を購入するよう啓発します。
- 3R(ごみの減量 = Reduce、再利用 = Reuse、再資源化 = Recycle) + Renewable(=再生可能)を推進し、ごみ処理に伴うCO₂を削減します。
- プラスチックごみの減量のため、マイバッグやマイボトルの使用を促します。
- 生ごみ減量と再資源化につながるコンポストの購入補助を実施します。
- 再エネ・省エネ設備の設置や再エネ由来の電気を購入することでCO₂削減に貢献できることを周知します。
- 市民の環境配慮行動を促進するため、スマートフォンアプリ等でインセンティブを付与する制度の構築を検討します。
- 市公式ウェブサイトにて脱炭素に関するポータルサイトを構築し、市民に対して脱炭素化に関する情報を効率よく発信するしくみを構築します。



エコふぁみ



統一省エネラベル



ダンボールコンポスト

基本施策1-1-2 … ビジネススタイルの転換

◎課題

- 環境・社会・ガバナンスの観点から投資先企業を評価して行うESG投資が世界的に加速しています。また、国は脱炭素・エネルギー安定供給・経済成長を同時に実現するGX(グリーントランスフォーメーション)の方針を示しており、事業者の意識の変化が求められています。
- 事業者が脱炭素経営に対する理解を深める取り組みや支援が求められています。
- 職場と自宅の移動を減らすテレワークは、まだ浸透しているとは言えない状況です。

◎主な取り組み

- 事業者の脱炭素化に関するセミナーを開催し、環境や脱炭素に配慮した経営への変革を促します。また、情報提供にとどまらず、事業者同士のマッチングや相談体制の構築をめざします。
- クールビズやウォームビズ、テレワークの実施を促進します。
- 市公式ウェブサイトにて脱炭素化に関するポータルサイトを開設し、事業者に対して脱炭素化に関する取り組みや国・県の相談窓口、国・県補助事業の情報を発信します。
- 自然災害発生時の事業継続や早期復旧をめざすBCP(事業継続計画)において、再エネ設備が有効である点をふまえ、再エネ設備導入を事業者に検討してもらうよう情報提供を行います。
- 再エネ由来の電気を購入することでCO₂削減に貢献できることを周知します。
- 食料輸入によるフードマイレージ(食料輸送距離)の減少によるCO₂削減と地元産業の活性化のため、市内事業者による糸島産農海産物の地産地消を推進します。
- 脱炭素への取り組みを行う市内事業者の取組事例を市民・事業者に発信します。

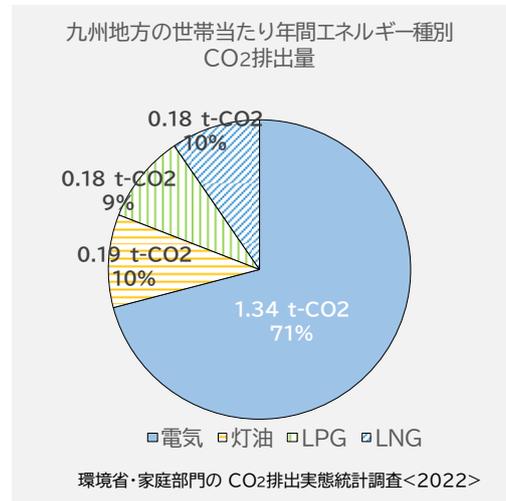
【環境省が提唱するゼロカーボンアクション30】

エネルギーを 節約・転換しよう！	太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！	CO ₂ の少ない 交通手段を選ぼう！	食ロスをなくそう！
①再エネ電気への切り替え ②クールビズ・ウォームビズ ③節電 ④節水 ⑤省エネ家電の導入 ⑥宅配サービスをできるだけ一回で受け取る ⑦消費エネルギーの見える化	⑧太陽光パネルの設置 ⑨ZEH(ゼッチ) ⑩省エネリフォーム、窓や壁等の断熱リフォーム ⑪蓄電池(車載の蓄電池)・省エネ給湯器の導入・設置 ⑫暮らしに木を取り入れる ⑬分譲も賃貸も省エネ物件を選択 ⑭働き方の工夫	⑮スマートムーブ ⑯ゼロカーボン・ドライブ	⑰食事を食べ残さない ⑱食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 ⑲旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 ⑳自宅でコンポスト
環境保全活動に 積極的に参加しよう！	CO ₂ の少ない製品・ サービス等を選ぼう！	3R(リデュース、 リユーズ、リサイクル)	サステナブルな ファッションを！
⑳植林やゴミ拾い等の活動	㉑脱炭素型の製品・サービスの選択 ㉒個人のESG投資	㉓使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う ㉔修理や修繕をする ㉕フリマ・シェアリング ㉖ゴミの分別処理	㉗今持っている服を長く大切に着る ㉘長く着られる服をじっくり選ぶ ㉙環境に配慮した服を選ぶ

基本施策 1-2-1 … 住宅・建物のゼロエミッション化・再エネ自家消費の促進

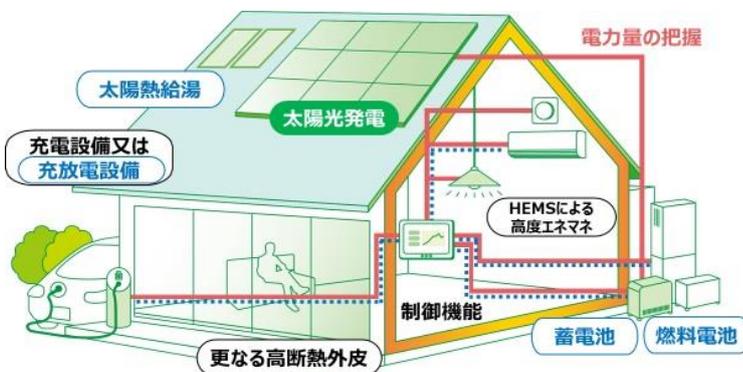
◎課題

- 家庭から排出されるCO₂のうち約70%が電気由来のものです。発電や熱利用においてCO₂を排出しない再エネ設備やCO₂排出量を削減できる省エネ設備を導入することでCO₂排出量を削減することが重要です。
- 多発する災害時に利用可能な再エネ自立・分散型システムの防災拠点等への普及が重要です。



◎主な取り組み

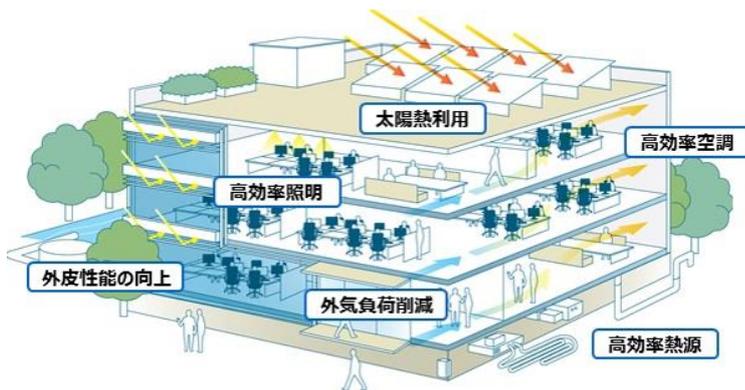
- 住宅・建物から排出される電気由来のCO₂を削減するため、戸建住宅や事業所への太陽光発電・蓄電池の設置を推進します。
- 蓄電池は、余剰電力の蓄電による再エネ自家消費、化石燃料由来のCO₂削減、近年問題になっている出力制御の対策、非常時の電源利用などのメリットがあることから、普及を促進します。
- LED照明や高効率空調・給湯、コージェネレーションシステム(熱電併給システム)等の省エネ設備の設置を推進します。
- 省エネ性能の高い住宅(ZEH)や建築物(ZEB)の建築を推進します。
- 住宅のZEH化・事業所のZEB化を促進するため、ZEB Ready認定を受けている市庁舎の省エネ性能や再エネ利用設備に関する情報を、市民や事業者向けに発信します。
- 本市公共施設において再エネ・省エネ設備を率先導入し、再エネ自家消費や省エネ向上に取り組み、市民や事業者への啓発を行います(公共施設への導入目標は、事務事業編で定めます)。
- 本市の再生可能エネルギー推進基金や国補助金等を財源として活用し、補助事業の実施を検討します。また、国・県補助事業の情報を発信することで間接的に支援します。



【ZEH/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス】

省エネ・再エネ設備導入により、必要なエネルギーの収支を正味ゼロとする住宅。エネルギーの削減幅に応じて、**Nearly ZEH**(限りなくゼロに近づける)、**ZEH Oriented**(20%以上削減)と定義されています。

出典: 資源エネルギー庁HP



出典：資源エネルギー庁HP と定義されています。

【ZEB/ネット・ゼロ・エネルギー・ビル】

省エネ・再エネ設備導入により、必要なエネルギーの収支を正味ゼロとする建築物。

エネルギーの削減幅に応じて、

Nearly ZEB(限りなくゼロに近づける)、

ZEB Ready(50%以上削減)、

ZEB Oriented(延床面積が10,000㎡以上で30%または40%以上削減)

基本施策 1-2-2 … ゼロエミッション系統電源拡大・再エネ地産地消

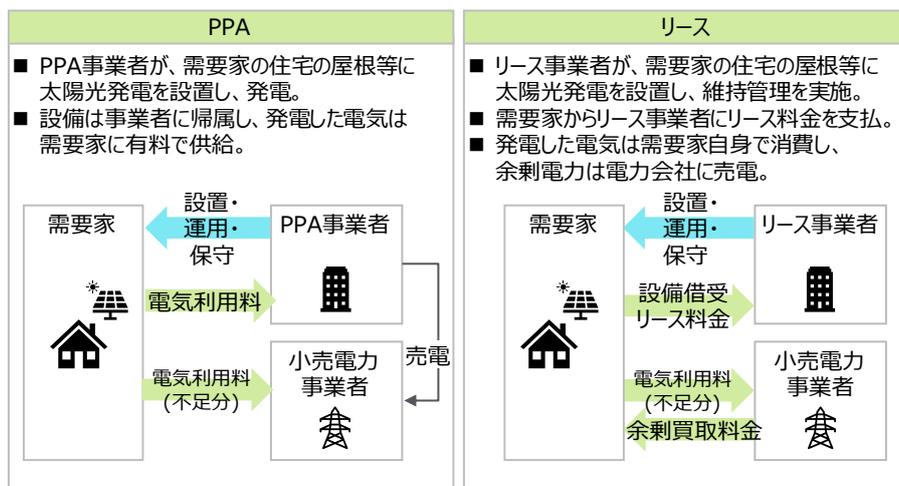
◎課題

- 国は第6次エネルギー基本計画において、2030(令和12)年度に電源構成の36～38%を再エネでまかなう目標を掲げており、本市でも地域の実情に合う再エネ発電を促進する必要があります。
- 本市から市外へ流出しているエネルギー代金は122億円に上ります(2018年地域経済循環分析)。エネルギーの地産地消によるエネルギー代金の域内循環が求められています。
- 固定価格買取制度により普及した太陽光発電の買取期間終了後の余剰電力や、本市の小水力発電やごみ(バイオマス)発電の電力などを地産地消できるしくみの検討が必要です。
- 太陽光発電・蓄電池設置の導入障壁を下げる手法として、初期費用が不要なリースやPPA(電力購入契約)による「第三者所有モデル」が注目されていますが、市内の事例は少ない状況です。

◎主な取り組み

- 未利用地やため池等への太陽光発電や農地への営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)の設置について調査・検討し、自然環境との調和を前提に再エネ発電量の拡大を検討します。
- 太陽光発電等を初期費用0円で導入できるリースやPPA(電力購入契約)などの「第三者所有モデル」について、国補助金等を活用しながら実施を検討します。
- 立地条件や建築物の状態等により、住宅や事業所に再エネ設備を導入できない市民や事業者についても、再エネ由来の電気を購入することでCO₂削減に貢献できることを周知します。
- 再エネの地産地消によりエネルギー代金の域外流出を抑え、地域経済循環を実現するため、市内の再エネ電力を市内に供給する方法について検討します。
- 本市の小水力発電所やごみ発電(バイオマス発電)の電力を地産地消できる方法を検討します。
- 豊富なバイオマス資源を再エネとして活用する方法について調査・研究します。
- 燃焼時にCO₂を排出しない水素は、クリーンな次世代エネルギーです。現在は技術開発が進んでいる段階ですが、今後の活用について調査・研究します。また、水素生成のために必要なエネルギーから排出されるCO₂を削減するため、再エネの活用や普及を両輪として取り組みます。
- 本市の再生可能エネルギー推進基金や国補助金等を財源として活用し、補助事業の実施を検討します。また、国・県補助事業の情報を発信することで間接的に支援します。

【第三者所有モデル（初期費用0円導入）の概要】



基本施策1-2-3 … 事業所・エリアのエネルギーマネジメント

◎課題

- 住宅や事業所における省エネには、建物内のエネルギー使用量をリアルタイムで可視化するエネルギーマネジメントシステム(EMS)の普及が有効ですが、全国ビル等における普及率は約15%程度とされています(2015年、民間企業調べ)。
- 住宅や工場、オフィス等におけるシステム導入が進むことで、地域内においてエネルギー消費最適化を実現するエネルギーマネジメントシステム(CEMS)の実現が期待されます。

◎主な取り組み

- 住宅やビル、工場等の建築物におけるエネルギー消費最適化によりCO₂排出量を削減するため、住宅や事業所へのエネルギーマネジメントシステムの普及を進めます。
- システム設置に関する国・県補助の情報を市民や事業者に向けて発信し、導入を支援します。
- 将来的には系統用蓄電池やEV等の活用も含め、施設間や地域でのエネルギーマネジメントシステム(CEMS)の実現をめざします。
- 本市の再生可能エネルギー推進基金や国補助金等を財源として活用し、補助事業の実施を検討します。また、国・県補助事業の情報を発信することで間接的に支援します。

施策の方針 1-3 モビリティの低炭素化

基本施策1-3-1 … 電動車の普及、充電インフラの拡充

◎課題

- 本市では、鉄道沿線やバス路線から離れた地域にも多くの住宅や事業所が所在し、移動手段として自動車が多量に使用され、運輸部門のCO₂排出量が多くなっています。
- 電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)の導入は、自動車から排出されるCO₂削減の有効な

手段ですが、高価で普及が進んでいません。

○EV充電設備や水素ステーション等のインフラの状況も、普及しにくい一因と考えられています。

◎主な取り組み

○電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)の導入を促します。

○市公共施設や民間施設へのEV充電設備の導入を推進します。

○EVは蓄電池と同様に、災害時に非常電源として利用可能であること、再エネ余剰電力を蓄電することでエネルギーマネジメントにも活用できる点を周知し、導入を促進します。

○EVへの充電を再生可能エネルギーで賄うことでCO₂排出がゼロになる「ゼロカーボン・ドライブ」が広まるよう、再エネ設備普及との連携を図ります。

○市公用車の一部にEVを導入するとともに再エネと連動させることにより、市民や事業者に「ゼロカーボン・ドライブ」を啓発します。

○エコドライブ(走行ルートの確認やアイドリングストップ、急発進・急停車をせず燃費がよく安全な運転等)を心がけるよう啓発します。

○宅配ボックスの利用やコンビニなどにおける受け取りを推進し、再配達によるCO₂を削減します。

○FCV導入の実証を実施するため、近隣地域の水素ステーションとの連携を図ります。

○本市の再生可能エネルギー推進基金や国補助金等を財源として活用し、補助事業の実施を検討します。また、国・県補助事業の情報を発信することで間接的に支援します。

基本施策1-3-2 … 公共交通の利用促進、効率化

◎課題

○バスやトラックなどの大型車両は、自家用車以上に低炭素化が課題となっています。

○2022(令和4)年度の市民満足度調査の結果では、公共交通の利便性向上が求められています。地域の公共交通の維持・利便性の向上は、全国共通の困難な課題です。

○公共交通機関や徒歩等での移動が可能な場合は、自動車を利用しない心がけが求められます。

◎主な取り組み

○ノーマイカーデーや公共交通機関利用の呼びかけを行います。

○移動にあたっては、可能な範囲で徒歩や自転車を選択する市民が増えるよう、環境面や経済面、健康面のメリットを周知します。

○既存バス路線から離れている地域において、地域ボランティアによって運行されている「自主運行バス」の周知と利用促進を図ります。

○2021(令和3)年に市内で運行を開始したオンデマンドバス(事前予約制の乗合バス。運行ルート効率化やバス停以外への停車等、利便性も向上した新しい形態の公共交通)は順次エリアを拡大していますが、一層の利用促進に取り組みます。



基本施策 1-4-1 … 緑化事業の推進

◎課題

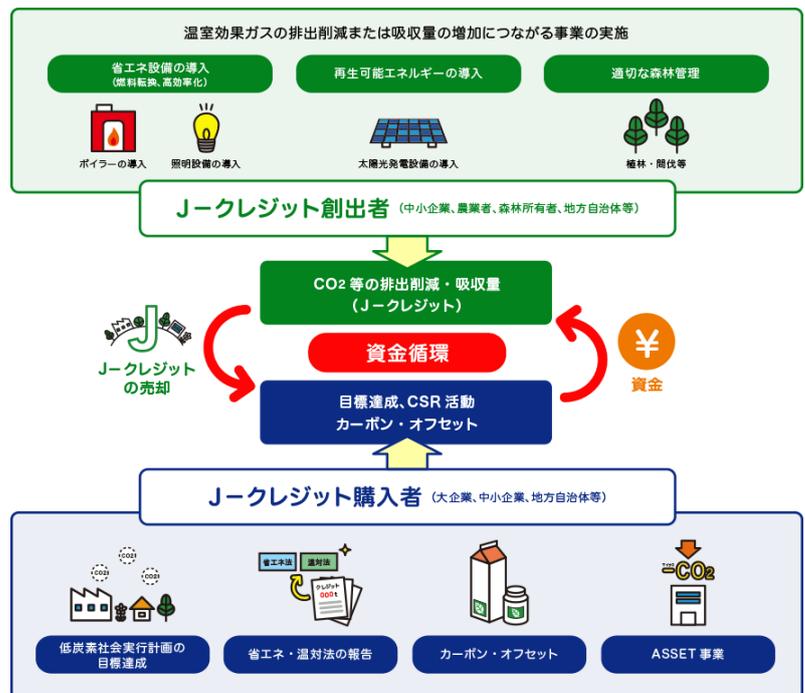
- 森林の持つ公益的機能を持続するためには、間伐等による森林の整備、森林づくり活動への支援や担い手の育成が必要です。
- まちの緑の空間を創造するために、公共施設を率先して緑化することで、地域の緑化を推進し、CO₂吸収源として強化していくことが重要となります。

◎主な取り組み

- 農力を育む基本計画や森林整備計画に基づいて、緑の保全・育成の取り組みを進めます。
- 多面的機能を持つ農地や森林の保全のための取り組みを支援し、CO₂吸収源となる緑地空間を創出し、まちの緑の保全に努めます。
- 間伐、伐採、植林などの森林の持つ公益的機能を持続するための取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、CO₂吸収源となる森林の保全に努めます。
- 市民や環境サポーターなどと協働し、植林や美化の取り組みをとおして森林の育成・適正管理を進めます。
- 森林などによる CO₂ 吸収量のクレジット化(グリーンカーボン)や海藻類による CO₂ 吸収量のクレジット化(ブルーカーボン)について検討します。

【 J-クレジット制度 】

J-クレジット制度とは、再エネ・省エネ設備導入による CO₂ の排出削減量や森林経営などの取組による CO₂ の吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。クレジットの取引によって、国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しています。J-クレジット創出者はクレジットの売却で資金を得ることで、さらなる CO₂ 削減・吸収の取り組みや地域活性化等に生かすことができ、J-クレジット購入者は環境貢献企業としてのPR、日本各地の森林保全活動や省エネ活動を後押しすることができます。



基本施策1-4-2 … 気候変動適応への取り組み検討

◎課題

- 近年、豪雨や台風の大型化などによる風水害、猛暑による熱中症リスク等、気候変動の影響と考えられる事象が多く見られており、さまざまな問題を引き起こしています。
- 緩和策を講じている間も気候変動の影響は続くと予測されるため、適応策の実施が求められています。
- 取り組むべき課題は、自然災害、健康、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系等の多岐にわたるため、あらゆる分野で対策を講じる必要があります。

◎主な取り組み

- 国では、2018(平成30)年度に「気候変動適応法」を制定しており、本市においても具体的な取り組みを今後検討します。
- 2026(令和8)年度以降の本計画の後期計画策定する際に、本市における気候変動の影響について国の気候変動影響評価を踏まえ、次の各分野における取り組みについて、分野別の計画等と連携した取り組みを検討します。
 - 「農業・林業・水産業」
 - 「水環境・水資源」
 - 「自然生態系」
 - 「自然災害・沿岸域」
 - 「健康」
- 上記の分野の「健康」のうち、健康被害として熱中症患者の増加が懸念されますが、2024(令和6)年4月から施行される改正気候変動適応法において規定された「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」については、後期計画の策定に先行して実施を検討します。

4. 目標別の計画指標及び数値目標

◎計画指標

<目標1・区域施策編全体>

取り組み内容	基準年度 2013 (H25)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
糸島市内のCO ₂ 排出量	548千t-CO ₂	367千t-CO ₂	296千t-CO ₂	環境政策課

<基本施策1-1>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
イベント会場、市出前講座による啓発	2回	5回	後期計画で決定	環境政策課
事業者向け啓発活動の実施	0回	2回	後期計画で決定	環境政策課

<基本施策1-1(目標3・基本施策3-3「循環型社会の形成」と共通)>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
クリーンセンターへのごみ搬入量	33,216 t	33,568 t	後期計画で決定	環境政策課
市民1人1日当たりのごみの排出量	937 g	928 g	後期計画で決定	環境政策課
ごみの資源化率	25.1 %	24.0 %	後期計画で決定	環境政策課

<基本施策1-2>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
FIT太陽光発電(10kW未満)設備容量	16.7 MW	84.5 MW	130.0 MW	環境政策課
FIT太陽光発電(10kW以上)設備容量	26.0 MW			

※経済産業省HP公開情報から各年度3月時点の集計

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
住宅用太陽光発電買取件数	4,020 件	4,900 件	後期計画で決定	環境政策課

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2027 (R9)	担当課
自家消費型太陽光発電(10kW未満)設備容量	0.0 kW	1,914.0 kW	3,114.0 kW	環境政策課

※環境省交付金「重点対策加速化事業」による太陽光発電導入設備容量(非FIT)

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
再生エネ発電量	60,512 MWh	105,449 MWh	152,343 MWh	環境政策課
市内の電気使用量に占める再生エネ電気の割合	17.8 %	26.4 %	38.1 %	環境政策課

※再生エネ発電量は、環境省「自治体排出量カルテ」の数値にクリーンセンターのバイオマス発電(35%相当)を加算

※再生エネ電気の割合の目標は、経産省「第6次エネルギー基本計画」の2030年度電源構成、市内電気使用量400,000MWhで設定

<基本施策1-3>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
バス利用者数	435,721 人	470,000 人	後期計画で決定	コミュニティ推進課

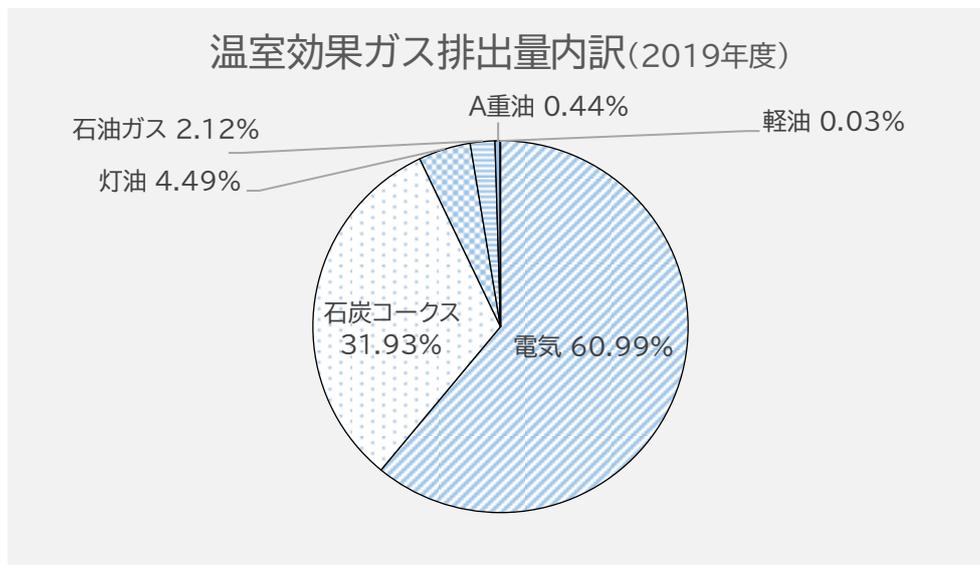
<基本施策1-4(目標2・基本施策2-1「多様な自然環境の保全」、2-2「豊かな自然の再生」と共通指標)>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
荒廃森林整備面積	1,792 ha	2,192 ha	後期計画で決定	水産林務課
広葉樹の森の整備面積	62,380 m ²	66,380 m ²	後期計画で決定	水産林務課
森林の間伐面積	990 ha	1,840 ha	後期計画で決定	水産林務課
松林保全アダプト制度の登録団体数	14 団体	20 団体	後期計画で決定	水産林務課

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）令和2年度策定

1. 本市の現状

本市の事務事業に伴うCO₂排出量は、基準年度である2019年度において18,396トンとなっています。また、エネルギー種別では、電気が全体の60.99%を占め、次いで石炭コークス31.93%、灯油4.49%、石油ガス2.12%、A重油0.44%、軽油0.03%となっています。



2. 温室効果ガス排出削減目標

(1) 本市の事務事業によるCO₂排出量

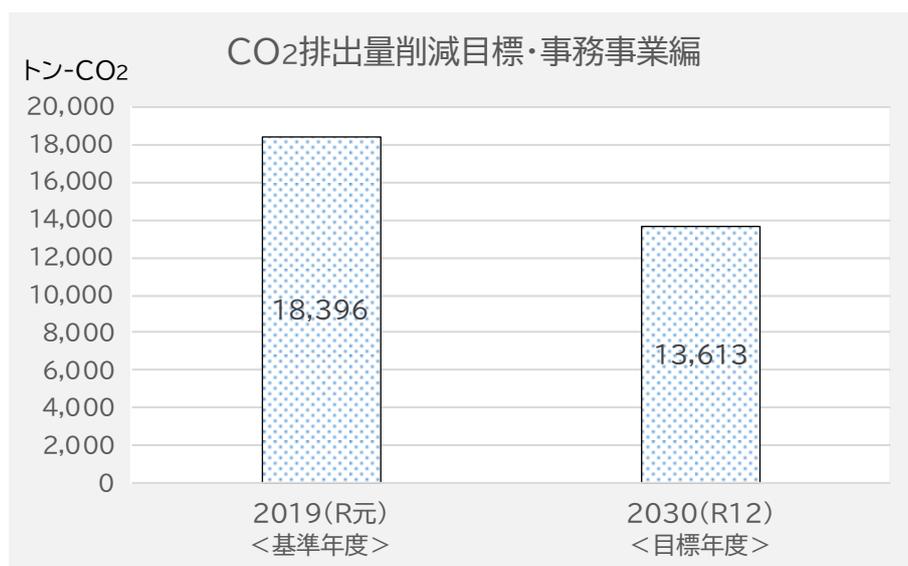
国は、COP21で採択されたパリ協定などを踏まえ、2016(平成28年)年5月に、「地球温暖化対策計画」を策定しており、この中で中期目標として、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減することを目指しています。

本市においても、基準年度、目標年度及び削減目標について、国との整合を図り、「CO₂の排出量を2030年度(令和12年度)までに2013年度(平成25年度)比で26%削減する」ことを目標とします(ただし、事務事業編の基準年度は、2019年度とします)。

【CO₂排出量削減目標・事務事業編】

単位:トン-CO₂

	2019(R元) <基準年度>	2030(R12) <目標年度>
CO ₂ 排出量	18,396	13,613



エネルギー使用量の種別では、電気が全体の 60.99%を占め、次いで石炭コークス 31.93%、灯油 4.49%、石油ガス 2.12%、A 重油 0.44%、軽油 0.03%となっています。エネルギーの種別では電気と石炭コークスで9割以上を占めているため、この二つのエネルギー使用量を削減することがCO₂排出量を削減するうえで重要となります。

【エネルギー使用量削減目標】

単位:熱量換算(GJ)

エネルギーの種類	基準値	CO ₂ 排出割合	目標値	削減効果
	2019 (R元)		2030 (R12)	
①電気	131,427 GJ	60.99%	80,222 GJ	-39.0%
②石炭コークス	68,796 GJ	31.93%	64,668 GJ	-6.0%
③灯油	9,677 GJ	4.49%	9,096 GJ	-6.0%
④石油ガス	4,572 GJ	2.12%	4,480 GJ	-2.0%
⑤A重油	938 GJ	0.44%	919 GJ	-2.0%
⑥軽油	75 GJ	0.03%	73 GJ	-2.6%
合計	215,485 GJ	100.00%	159,458 GJ	-26.0%

①電気

庁内全体のCO₂排出量の6割以上を占めています。新庁舎のZEB化や各施設における太陽光発電等の積極的な導入、高効率なエネルギーシステムや省エネルギー機器(LED照明、高効率空調、換気システム等)の導入等により、基準値から39%の削減を目標値とします。

②石炭コークス

庁内全体の温室効果ガス排出量の3割以上を占め、ごみ処理施設(クリーンセンター)における施設稼働のための燃料使用がすべてを占めています。ごみ処理施設へのごみの搬入量の削減及び再資源化を推進することにより、基準値の6%の削減を目標値とします。

③灯油

CO₂ 排出量の割合は、ごみ処理施設(クリーンセンター)における施設稼働のための燃料使用が73.9%、火葬場(斎場)が17.8%、小・中学校が8.3%を占めています。

主にクリーンセンターへのごみの搬入量を削減及び再資源化を推進することにより、基準値の6%の削減を目標値とします。

④石油ガス

CO₂ 排出量の割合は、小・中学校におけるエネルギーの使用が83.3%を占めており、その他関連施設からの排出が16.7%になります。主として、設備の運用改善等による省エネルギー対策により、基準値の2%の削減を目標値とします。

⑤A重油

CO₂ 排出量の割合は、本庁舎の使用が41.7%を占めており、その他関連施設からの排出が58.3%になります。設備の運用改善等による省エネルギー対策により基準値の2%の削減を目標値とします。

⑥軽油

庁内全体のCO₂ 排出量のすべてをごみ処理施設(クリーンセンター)が占めており、設備の運用改善等による省エネルギー対策により基準値の3%の削減を目標値とします。

3. 目標実現のための取り組み

(1)本市の事務事業によるCO₂ 排出量

温室効果ガスの排出要因である、電気・石炭コークス・灯油・重油等の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

施策の方針1-5

○公共施設における再エネ設備・省エネ設備の導入

公共施設における再エネ設備・省エネ設備の導入によりエネルギー消費量とCO₂ 排出量を削減するため、以下の施策に取り組みます。

基本施策 1-5-1:新庁舎における自然エネルギーの活用

基本施策 1-5-2:再生可能エネルギー等の導入

基本施策 1-5-3:省エネルギー機器・設備の導入

施策の方針1-6

○職員の行動変容促進

職員への意識啓発を進めることで、節電やグリーン購入、資源再利用等の取り組みを定着させるため、以下の施策に取り組みます。

基本施策 1-6-1:グリーン購入・グリーン契約等の推進

基本施策 1-6-2:職員の日常の取り組み

基本施策 1-6-3:廃棄物対策の取り組み(3Rの積極的な推進)

基本施策 1-5-1 … 新庁舎における自然エネルギーの活用

新庁舎におけるZEB化により、地中熱・太陽光等の自然エネルギー活用によるエネルギー消費量の削減を実現します。

◎主な取り組み

- 地中熱や太陽光発電等の自然エネルギーについて、導入の可能性を調査し、積極的に活用します。
- 自然採光・自然換気システムを採用し、エネルギー効率の高い照明や空調システム等の整備を行い、エネルギー消費量を削減します。
- 雨水の利用や排水の再利用により節水を図ります。
- 少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄できるリサイクル材等のエコマテリアルを積極的に活用します。
- 庁舎周辺や敷地内の緑化により、CO₂吸収源となる緑地空間を創出し、周辺環境の緑の保全に努めます。

基本施策 1-5-2 … 再生可能エネルギー等の導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、CO₂の排出量を削減します。

◎主な取り組み

- 国等の補助事業を積極的に活用し、公共施設への太陽光発電設備等の導入を推進し、エネルギー自給率の向上を図ります。
- 地域の特性に応じた太陽光・風力・水力・地中熱・バイオマスなど多様な再生可能エネルギー源を活用することで、エネルギー消費量の削減を図ります。

基本施策 1-5-3 … 省エネルギー機器・設備の導入

各施設における高効率なエネルギーシステムや省エネルギー機器等の導入により、エネルギー消費量の削減に取り組みます。

◎主な取り組み

- 省エネ診断等により、設備の運用改善や、高効率な設備への見直しを行い、省エネルギー対策を普及します。
- エネルギー使用状況を見える化し、照明・空調等の最適運転を促す、エネルギー管理システム等を導入します。
- 市役所公用車の更新時には、次世代自動車や低燃費・低公害車など環境負荷低減に資する自動車の導入に努めるとともに、交通に関する省エネルギー対策を率先して進めます。

基本施策 1-6-1 … グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(グリーン契約)」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

◎主な取り組み

- 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入に関する普及啓発を進め、製品・商品等の調達に努めます。
- エコマーク商品やリサイクル商品を積極的に選択します。
- 用紙の節減に取り組み、省資源化に努めます。

基本施策 1-6-2 … 職員の日常の取り組み

職員への意識啓発を進め、節電等の取り組みを定着させます。

◎主な取り組み

- 電力消費量が上がる夏季・雨季を中心に節電目標を定め、節電の認識を共有します。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- クールビズやウォームビズを励行し、空調は適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際は、できる限り相乗りし、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 雨水や排水処理水を雑用水として、再利用します。

基本施策 1-6-3 … 廃棄物対策の取り組み(3Rの積極的な推進)

ごみ分別に対する意識をさらに高め、ごみの減量(Reduce)・再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)を積極的に推進します。

◎主な取り組み

- 使用済の用紙や封筒、ファイリング用品等について、適切に再利用します。
- 庁内向けの資料等は、庁内ネットを利用するなど、コピー用紙の使用を極力減らします。
- 資料等は、コンパクトにまとめるなど、配布資料を少なくするよう工夫します。
- 庁内での情報交換を図り、使わない物品等を再利用します。
- プリンタのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルします。
- 排出するごみの分別を行い、資源回収ボックス等を利用して、再資源化を促進します。
- ごみ処理施設(クリーンセンター)で処理する可燃ごみやリサイクルごみ、その他の不燃ごみの減量及び資源化率を高めるため、市民や事業者への啓発を強化します。

3. 目標別の計画指標及び数値目標

◎計画指標

<目標1・事務事業編全体>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
市公共施設等のCO2排出量	18,396t-CO2	15,787t-CO2	13,613t-CO2	公共施設管理課

<基本施策1-5>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
市公共建築物における電力使用量	13,409千kWh	10,557千kWh	8,179千kWh	公共施設管理課
クリーンセンターの石炭コークス使用量	2,340 t	2,263 t	2,199 t	環境政策課
公共施設への再エネ設備導入施設数	21 施設	29 施設	後期計画で決定	公共施設管理課 環境政策課
公共施設へのLED導入施設数	15 施設	17 施設	後期計画で決定	公共施設管理課 環境政策課
新規防犯灯のLED導入基数	110 基	550 基	後期計画で決定	危機管理課

<基本施策1-6>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
古紙リサイクル量(庁内分)	21,960 kg	22,678 kg	23,277 kg	環境政策課

目標2

豊かな自然を守り育てる

糸島市生物多様性地域戦略

地球上の生きものは40億年をかけ、さまざまな環境に適応して進化し、未知のものを含め約3,000万種と推定される生きものたちが生息しています。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。

生物多様性とは、動物や植物、昆虫など、現在まで進化を続けてきた多様な生きものたちが、他の生きものと相互につながりを持ちながら生きていることをいいます。

現在、市では農地・里山や森林の荒廃、保全不足、宅地の開発などによる自然の減少により、生物の多様性が失われつつあります。このため、生物多様性の確保と保全が必要です。

そこで、豊かな自然や田園風景、その中で息づく多様な生物と豊かな生態系が形成された環境を大切な財産と認識して、生物多様性に配慮した自然環境の保全育成を目指します。

糸島市生物多様性地域戦略

1 計画策定の背景

生物多様性がもたらす恵みは、生きるために必要な大気や水、農産物や海産物の恵みなど多岐にわたっており、私たちが生きていくために欠かせません。多様な生きものの恵みによって成り立っている豊かな生活を次の世代に引き継ぐためには、現状の保全と、持続可能なかたちでこれを利用していける適切な社会・経済的な仕組みを創り出すことが必要です。

しかし近年、私たち人間活動の影響により、多くの種が絶滅、または絶滅の危機に瀕しています。その絶滅スピードは、自然現象などの影響により大規模な絶滅を繰り返した過去のものをはるかに上回っており、現在、1年間に4万種もの生きものが絶滅していると言われています。このまま生物多様性が損なわれ続ければ、私たちが受ける恵みも低下し、ひいては私たち人類も存亡の危機に直面することとなります。

以上のような生物多様性の危機を背景に、1992年に「生物多様性条約」が採択され、日本は翌年に同条約を締結しました。また、「生物多様性条約」を締結したことに伴い、1995年に「生物多様性国家戦略」を策定し、さらに2008年に制定した「生物多様性基本法」第13条において、地方自治体が生物多様性地域戦略を策定することを努力義務としました。本戦略はこの規定に基づいて策定したものです。

現在、本市でも多数の希少種が絶滅の危機に瀕しており、また、私たちの生活や活動がその一因となっていることから、生物多様性の保全に関する施策の推進が課題となっています。

2 現在までの国の動向

- 1992(平成4)年 環境と開発に関する国際連合会議にて「生物多様性条約」が採択される。
- 1993(平成5)年 「生物多様性条約」を締結し、世界で18番目の締約国となる。また、同年、環境保全施策の基本的事項を定めた「環境基本法」を制定した。
- 1994(平成6)年 「環境基本法」に基づく「環境基本計画」が策定される。この計画の策定によって、循環、共生、参加、及び国際的取組が実現される社会の構築を長期的な目標として掲げ、さまざまな取り組みが進められた。
- 1995(平成7)年 地球環境保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」が策定され、生物多様性の保全等の方針や、今後の施策の展開について示された。
- 2000(平成12)年 「第二次環境基本計画」が策定され、重点的・戦略的に取り組むものとして11の戦略的プログラムが提示された。その一つに生物多様性保全のための取り組みが掲げられた。
- 2002(平成14)年 「新・生物多様性国家戦略」が策定され、大きな柱として、自然再生などが掲げられた。また、生物多様性の保全に向け、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことが不可欠であるという認識のもと、「自然再生推進法」が制定された。
- 2006(平成18)年 「第三次環境基本計画」が策定された。環境と経済の好循環に加えて社会的な側面も一体的な向上を目指す、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上など、今後の環境政策の展開の方向を明らかにした。
- 2007(平成19)年 「第三次生物多様性国家戦略」が策定された。この戦略では、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を100年かけて回復する100年計画として提示。また、今回初めて、「生物多様性」の認知度を30%から50%以上とする、ラムサール条約湿地を10か所増やすなど、いくつかの数値目標を設定するとともに、実施省庁を明記した。
- 2008(平成20)年 「生物多様性基本法」が施行され、国家戦略が法定計画化された。また、都道府県や市町村における生物多様性地域戦略の策定が努力義務として位置付けられた。
- 2010(平成22)年 「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」にて、2020年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択された。この中で、2050年までの長期目標として自然と共生する世界の実現、2020年までの短期目標として生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを掲げた。
- 2012(平成24)年 「第四次環境基本計画」が策定された。また、愛知目標などを反映した「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、目標年次を含めたわが国の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を設定した。この国家戦略で2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「生物多様性を社会に浸透させる」など、5つの基本戦略を設定した。

2018(平成30)年 「第五次環境基本計画」が策定された。この計画では、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定。環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくこととしている。

3 計画の目的

環境基本計画の目標である「豊かな自然を守り育てる」を実現するために、現在の状況や生活を維持しつつ、将来にわたって継続的に生物多様性の恵みを楽しむことができるような環境づくりを目的とします。

4 計画期間

計画期間は、令和3年度～令和12年度までの10年間とします。

また、本計画に掲げる目標の達成期間は原則5年間としますが、数値目標の進捗状況については1年ごとに点検、評価を行い、それに基づいて、5年後に見直していきます。

5 計画の対象範囲

本戦略の対象区域は本市全域とします。なお、必要と判断される場合は、都道府県や周辺自治体、国の機関と連携し、対象地域を拡大します。

6 本市の現状

糸島市は、福岡都市圏に位置しながらも、山・川・田園・海など豊かな自然環境に囲まれ、自然と共生した暮らしを営んできました。福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2011、2014)によると、本市には希少種として366種の動植物の生息が確認されています。

しかし、都市化の進展により、本市でも自然環境への負荷が増大し、豊かな自然や田園風景、その中で息づく多様な生物と豊かな生態系が徐々に損なわれつつあります。

このまま環境の保全がなされなければ、本市の豊かな自然は破壊され、私たちの生活にも多大な影響が及ぼされます。私たちには、恵まれた自然と良好な住環境の保全、自然環境の持続可能な利用にむけた取り組みを行い、生物多様性の豊かな恵みにより成り立っている生活を次代に引き継ぐ責務があります。

将来にわたって継続的に豊かな恵みを楽しむために、生物多様性に対する様々な危機を回避し、年々減少していく希少種の保護・保全を行い、健全な生態系を維持することが必要です。

7 目標

生物多様性の保全と、持続可能なかたちでこれを利用していける適切な社会・経済的な仕組みを創り出すため、市民一人ひとりが主体的に環境問題に取り組めるまちづくりを行うことを目標とします。

8 施策の方針と取り組み

施策の方針 2-1

○多様な自然環境の保全

糸島市がもつ山や川、田園、海、松林といった多様な自然環境を保全するため、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-1-1: 海岸・松林の保全
- 基本施策 2-1-2: 森林の保全
- 基本施策 2-1-3: 河川・ため池の保全
- 基本施策 2-1-4: 農地・里山の保全

施策の方針 2-2

○豊かな自然の再生

残された自然を保全するだけでなく、糸島市が本来もつ自然を積極的に再生するため、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-2-1: 河川・ため池の水質の改善
- 基本施策 2-2-2: 森林・農地・里山の再生

施策の方針 2-3

○生物多様性の保全

多様な自然に支えられた豊かな生態系を保全するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-3-1: 希少な動植物の保護・保全
- 基本施策 2-3-2: 外来生物の対策

2-1 多様な自然環境の保全

市街地を包むように広がる森林や海岸、松林、農地、河川などの多様な自然環境は、市民だけでなく、あらゆる人にとって貴重な資源です。また、災害の防止や水源の涵養、地球温暖化の防止、生き物を育む生息環境となるなど、潜在的・多面的な機能も有しています。そのため、人と自然が共生した個性ある豊かな自然を守り育てます。

基本施策 2-1-1 ……海岸・松林の保全

◎海岸の重要性

市域の糸島半島北部から佐賀県唐津市につながる海岸は、玄海国定公園に指定され、美しい自然景観を形成する重要な地域です。雷山川や長野川、一貴山川の河口には、干潟もあります。干潟は、水質を浄化し、魚介類を育て、水鳥のえさ場や休息の場所にもなるほか、「海のゆりかご」とも言われる多様な生物の宝庫となっています。

また、海岸線の一部には、砂浜や松林、海水浴場が点在するほか、二丈鹿家地区には全国でも数少ない鳴き砂の「姉子の浜」、志摩芥屋地区には玄武岩で形成された「芥屋大門」、志摩桜井地区には夫婦岩で知られる「二見ヶ浦」があり、多くの人を魅了しています。

しかし、近年では磯焼けが生じるなど海洋環境に異変が起きています。海水温度の上昇や陸域からもたらされる栄養分の減少など、さまざまな要因が考えられますが、明らかな原因究明が求められています。

◎課題

- 海岸や干潟に流れ着く大量の漂着ごみや不法投棄などへの対策が必要です。
- 海岸の浸食や塩害を防止する松林を守り育てる取り組みの継続が必要です。
- 海岸線の砂浜をはじめ、景勝地でもある「姉子の浜」、「芥屋大門」、「二見ヶ浦」などを守っていく仕組みが必要です。
- 私たちすべてが、海岸や干潟、松林の役割とその重要性を認識することが必要です。

◎主な取り組み

- 不法投棄防止のため市が行う環境パトロールによる監視体制を強化するほか、海岸地域の監視体制についての研究に努めます。
- 市民や事業者と連携して、海岸の浸食や塩害を防止する松林の保全・育成を進めます。
- 国や県、九州大学などの学術機関との連携により、松林の保全と病虫害の防除策などについての研究を進めます。
- 地域や環境サポーターなどとの協働により、海岸や景勝地などに流れ着く漂着ごみの回収に努めます。
- 海岸、干潟とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。
- 国や県、糸島漁業協同組合との連携により、磯焼け対策の研究に努めます。

基本施策 2-1-2 ……森林の保全

◎森林の重要性

森林は、木材資源の生産の場としてだけでなく、生き物の生息環境、水源の涵養、災害の防止、気候の緩和機能、レクリエーション活動への利用など、多面的な大きな役割を担っています。

森林面積は、市域の約 47%を占め、前原・二丈地区の山間地や志摩地区の中山間地にまとまって広がっています。特に、市の南部に広がる森林地域は脊振雷山県立自然公園に指定されており、その中の井原山や雷山、羽金山、二丈岳などは雄大なスカイラインを形成し、市の景観を構成する重要な地域となっています。

また、市内の森林の多くは、人の手が加わりすぎやヒノキの人工林となっていますが、森林の一部には、ブナ群落やクロマツ群落が残っており、動植物の生息・生育に欠かすことのできないものとなっています。

中でも、井原山中腹には、西日本一の規模といわれるオオキツネノカミソリ(7月開花)の群生地が、山頂付近には、コバノミツバツツジ(5月開花)の群生地があり、開花シーズンには、多くの登山者が訪れています。自然性の高い森林は、市の貴重な財産のひとつです。

◎課題

- 農林業者の高齢化や後継者の不足により荒廃が進んでいる森林への対策が必要です。
- 水源涵養に貢献する森林の育成が必要です。
- 森林への不法投棄防止対策が必要です。
- 私たちすべてが、森林の役割とその重要性を認識することが必要です。
- 希少動植物の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。

◎主な取り組み

- 九州大学などの学術機関、市民、環境サポーターなどとの協働により、植林や美化の取り組みをさらに進めます。
- 市が行う環境パトロールや森林パトロールにより山間地域の監視体制の強化に努めます。
- 緑とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や森林保全のための啓発を行います。

基本施策 2-1-3 ……河川・ため池の保全

◎河川・ため池の保全の重要性

市内には、脊振雷山山系から流れる河川と、志摩地区の可也山、火山、桜井地域の山間部などから流れる河川があります。また、農業用水用のため池も多く点在しています。これらの河川やため池は、肥沃な糸島平野をつくる重要なものです。

これらの河川、ため池は、飲料水や農業用水の水源として、私たちの生活に欠かせないものであり、水辺とふれあうことができる重要な地域でもあります。

さらに、一部の河川の河口付近には、絶滅が危惧されている希少な貝の生息も確認されています。

また、雷山川(泉川)の河口には、北部九州最大級の規模ともいわれる、市の花「ハマボウ」の群生地も広がっています。

市内の主な河川	瑞梅寺川、雷山川、長野川、一貴山川、加茂川、福吉川、初川、桜井川
市内の主なため池	雷山大ため池、牟田池、伏龍池、牧ノ浦ため池、矢田ため池

◎課題

○水や水辺とふれあうことができる河川やため池にしていくためには、より一層の水質の改善が必要です。

◎主な取り組み

- 水質改善を推進するため、市内の河川やため池などの水質調査を継続して取り組みます。
- 地域や環境サポーターなどとの協働により、美化の取り組みをさらに進めます。
- 九州大学などの学術機関と連携し、河川やため池の水質改善策についての調査・研究に努めます。
- 河川やため池とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。

基本施策 2-1-4 ……農地・里山の保全

◎農地・里山の重要性

市内に広がる農地や里山は、緑豊かな美しい自然景観を形成する重要な地域です。これらは、普段何気なく目にする生活の中で、遠くにある景観の要素として大きな役割を担っています。

特に、市の南部の脊振雷山山系や志摩地区の可也山、火山などの山々に連なる山麓地域から広がる田園地帯(糸島平野)は、市の風景を形成する重要な地域となっています。

市街地を取り巻くように広がる農地は、豊かな恵みを育むだけでなく、水源の涵養、身近な生態系の維持など多面的な機能があると同時に、私たちにとって、身近に自然とふれあうことのできる重要な地域です。

◎課題

- 農林業者の高齢化や後継者不足により荒廃が進んでいる農地・里山への対策が必要です。
- 水源涵養に貢献する農地の保全が必要です。
- 農地や里山への不法投棄防止対策が必要です。
- 私たちすべてが、農地・里山の役割とその重要性を認識することが必要です。
- 希少動植物の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。
- 都市、農山漁村等の良好な景観形成に関する施策が求められています。

◎主な取り組み

- 農力を育む基本計画に基づき保全の取り組みを進めます。
- 土地所有者の理解と協力を得ながら、多面的機能を持つ農地や里山の保全のための取り組みを支援し、保全に努めます。
- 農地・里山機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。
- 良好な景観の保全・形成を図るため、景観に関する市民の意識醸成に取り組みます。

2-2 豊かな自然の再生

豊かな自然環境を維持していくために、本来の豊かさを少しずつ失いつつある河川やため池の水質と農地・里山の再生を行います。

基本施策 2-2-1 ……河川・ため池の水質の改善

◎課題

- 調査年によっては、河川の下流域やため池の水質(BOD:生物化学的酸素要求量)が環境基準を上回っている箇所があります。
- 下水道未整備地域については、下水道の効率的かつ早期の整備を進めており、各地域に適した下水道整備の推進を図る必要があります。

◎主な取り組み

- 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及をさらに進め、河川やため池などの水質向上に努めます。
- 生活排水による水質汚濁の防止に関して普及啓発を行います。
- 県や市民、学校、環境サポーターなどとの連携・協働により、水質や生物の調査を行い、水質を監視します。
- 水源涵養を担う森林の管理を充実し、河川やため池の水量確保に努めます。

基本施策 2-2-2 ……森林・農地・里山の再生

◎課題

- 耕作放棄により荒廃が進んでいる農地や里山、森林の管理が必要です。これまで、人の手を通じて形成・維持されてきた農地や里山、森林が、農林業者の高齢化や後継者不足によって管理が行き届かなくなり、竹林の繁茂、里山が持つ保水機能の低下、多様な生態系の喪失が進んでいます。
- 松枯れにより機能が低下している海岸林(防風保安林)を守り育てるために、市民と協働しながら、松林保全意識の向上と取り組みを行い、松林の持つ公益的機能を回復させることが必要です。
- 管理不足により荒廃した里山では、イノシシやサルなどの動物の餌となる下草や木の実などが十分に育たなくなり、動物は餌を求めて里地に下りてきて、農作物に被害を及ぼす状況が発生しています。

◎主な取り組み

- 間伐、伐採、植林などの森林維持に関する取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、二酸化炭素吸収源となる森林の再生を図ります。
- 九州大学などの学術機関、環境サポーターなどと協働して、竹林被害の防止、竹の活用方法などの調査研究を行います。
- 福岡市と糸島市による鳥獣被害防止対策広域連絡協議会で、イノシシやアナグマ、カラス等の有害鳥獣による被害を防止するための対策を進めます。
- 環境サポーターなどとの協働による植生管理や活用を行い、多様な動植物の生息・生育環境づくりに努めます。
- 自然環境の保全に資する農業生産活動を支援し、環境保全型農業を推進します。
- 松林の保全に向けてアダプト制度の登録団体の拡大を図ります。

2-3 生物多様性の保全

生態系の保全や希少な動植物の保護、外来生物に対する侵入の防除等を行い、生物多様性の保全に向けた取り組みを行います。

基本施策 2-3-1 ……希少な動植物の保護・保全

◎課題

- 希少種の保護・保全のために、希少種の生息地域についての情報収集や、開発等において、生態系を破壊しないよう環境に配慮した環境対策を行うなど、希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。
- 現在、市民の生物多様性についての認知度や、自然についての学習の機会については十分とは言えないため、環境への啓発活動による生物多様性の認知度の向上や、次世代育成のための自然学習や体験の場を増やしていくことが必要です。
- 本市における希少種について、市民へ情報提供できるようなシステムを構築することが必要です。

◎主な取り組み

- 市民や環境サポーター、学校などとの協働により、希少動植物の生息状況の把握や生育環境の保全に努めます。
- 九州大学などの学術機関と連携して、希少動植物の生息状況についての研究に努めます。
- 出前講座の項目に生物多様性を追加し、認知度の向上・情報提供を行います。
- 広報等で生物多様性に関する記事を掲載し、本市の自然や現状をアピールします。
- 次世代育成の取り組みとして自然体験を増やし、自然観察会を開催します。
- 希少種の保全や生育状況の把握・維持のため、福岡県レッドデータブックや市民団体の情報などをもとに市内希少種の情報をホームページに掲載します。また、情報の更新を随時行っていきます。

基本施策 2-3-2 ……外来生物の対策

◎課題

○国外や国内の他の地域から、自然分布域(本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)を超えて人の手によって意図的・非意図的に移入された動植物を外来生物といい、その中でも生態系などに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された外来生物を特定外来生物といいます。野外に放ったり、逃げ出した特定外来生物を放置したりすると、分布を拡大しながら在来種(その土地に元からいた生物)の生息・生育を脅かし、絶滅に追いこむ可能性があります。生態系は様々な生き物たちによって絶妙なバランスで保たれているため、特定の種が突然絶滅すると、生態系のバランスが崩れ、他の種にも悪影響を及ぼしてしまうことも危惧されます。

国の特定外来生物被害防止基本方針では、被害を及ぼしていたり、及ぼすおそれがあったりする特定外来生物については、必要に応じて防除を実施することとされています。本市でもオオキンケイギク、オオフサモ、ブラックバス、セアカゴケグモなどの特定外来生物が確認されており、今後深刻な被害を引き起こす可能性が高いと考えられるため、防除活動が必要です。

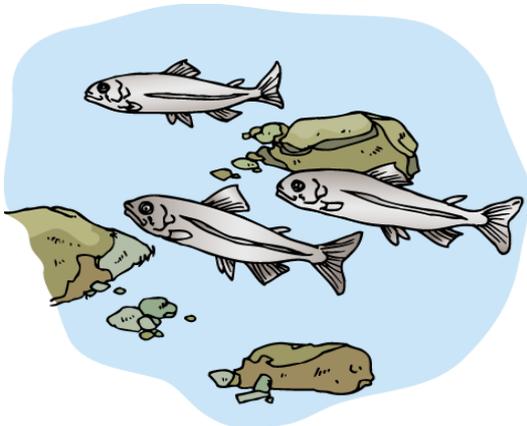
○外来生物の問題を知らない市民も多く、生物多様性や、外来生物などについて十分な理解を得られているとはいえないため、広く啓発していく必要があります。

◎主な取り組み

○外来生物の侵入状況や防除について、県の資料や、市民団体などの情報をもとに、広報等で啓発記事を掲載し、市民へ情報提供します。

○外来種の生き物をペットとして飼育している人、また、これから飼育しようとする人に対して、逃げないよう適正に管理すること、放棄しないことなどの周知啓発を行います。

○市内パトロール等を実施し、季節ごとの特定外来生物の侵入状況を把握します。



目標3

快適で住みやすい生活環境をつくる

【現状と課題】

日常的な暮らしや経済活動による都市生活型の公害が課題となっています。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムが起因し増加する廃棄物の排出量について、再資源化及び適正処理を促進し、削減していく必要があります。

これらを踏まえ、子どもから高齢者まで、いつまでも健康で暮らすことができる安全・安心な生活環境が保たれたまちを実現するために、快適で住みやすい生活環境をつくるまちを目指します。

施策の方針3-1

○地域美化の推進

地域の美化を推進し、安心して快適な生活環境を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3-1-1: 不法投棄対策
- 基本施策 3-1-2: ペットの適正な飼育と管理
- 基本施策 3-1-3: あき地・空き家などの管理対策
- 基本施策 3-1-4: 協働による地域美化の推進

施策の方針3-2

○生活環境の保全

公害や環境汚染による健康への影響を防止するとともに、災害に対応したごみ処理対策を構築して、命と健康が損なわれない安全な生活環境を維持するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3-2-1: 大気の保全
- 基本施策 3-2-2: 騒音・振動・悪臭対策
- 基本施策 3-2-3: 自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策

施策の方針3-3

○循環型社会の形成

持続可能な社会づくりを目指して、モノや資源が循環するまちづくり(循環型社会)を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3-3-1: ごみの減量(Reduce)
- 基本施策 3-3-2: 再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進
- 基本施策 3-3-3: 3R・廃棄物の適正処理の推進

3-1 地域美化の推進

不法投棄対策や空き地の管理対策、ペットのふん対策など、地域の美化に取り組み、美しいまちづくりを進めます。

基本施策 3-1-1 …不法投棄対策

◎課題

- 市内でも、山間地域や農地、海岸などでの不法投棄が後を絶ちません。
- 不法投棄が多い地域では、市が行う環境パトロールや森林パトロールによる巡回を行っていますが、地域での監視体制の確立や巡回の強化、関係機関(県や警察)との連携など、さらなる不法投棄対策が必要です。

◎主な取り組み

- 糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例に基づき、不法投棄対策を強化します。
- 市が行う環境パトロールや森林パトロールによる山間地域の監視体制の強化に努めるほか、県の不法投棄マッピングシステムの活用や関係機関との連携などにより、頻繁に不法投棄が行われる地点を把握し、対策や回収を進めます。
- 市民や事業者、地域、環境サポーター、不法投棄監視ネットワーク(市内巡回監視協力事業所)などとの協働により、不法投棄監視に努めます。
- 不法投棄防止のために、広報やホームページ、チラシなどの媒体を利用して啓発を行います。

基本施策 3-1-2 …ペットの適正な飼育と管理

◎課題

- 近年、個人の動物に対する考え方の多様化が進み、その苦情内容も多様化しています。人と動物が共生する社会の実現のためにも、ペットの適正飼育や管理方法についての周知徹底や、動物の遺棄・虐待の防止が必要です。

◎主な取り組み

- ペットの適正飼育について、ふん尿の処理、鳴き声、多頭飼育に対する指導や終生飼育への呼び掛けなど、広報やホームページによる啓発や訪問指導を行います。
- 動物の遺棄・虐待防止対策として、県糸島保健福祉事務所やボランティア団体と連携して、広報やホームページなどによる啓発や、市民への啓発看板の交付、市内パトロールによる情報収集・監視を行います。
- 人と動物の共通感染症予防として、ペットとの過剰な接触は避ける、予防接種を徹底する、野生生物に触れない等、広報等による情報提供や啓発活動を行います。
- 福岡県動物愛護推進協議会糸島支部と連携し、しつけ教室の開催や啓発活動の実施などを行い、ペットの適正な飼育と管理の徹底を呼びかけます。

基本施策 3-1-3 …あき地・空き家などの管理対策

◎課題

- 市内には多くのあき地や空き家が点在し、その管理に関する苦情が年々増えています。
- 住宅地開発時に購入された土地や建物が、所有者の経済的事情や遠隔地居住などにより、利用されずに放置されています。
- 名義変更未登記や相続放棄などにより、あき地や空き家の所有者が判明しない事例があります。
- 家屋の解体には多額の費用がかかることや、住宅用地の特例措置により、住宅の敷地として利用されている土地は固定資産税が軽減されることから、空き家が解体されずに放置されたままとなっています。

◎主な取り組み

- 糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例に基づき、あき地の雑草処理など、土地所有者による適正な管理の徹底をさらに進めます。
- あき地や空き家の所有者と民間業者との間での継続契約を推進し、これらの適正管理を図ります。
- あき地や空き家の適正管理の向上のために、広報やホームページなどの媒体を利用して周知啓発を行います。
- 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者への助言や指導、勧告などを行いながら、空き家の適正管理を進めます。

基本施策 3-1-4 …協働による地域美化の推進

◎課題

- 地域住民の高齢化により、美化活動の継続が難しい地域があります。
- 区域が広い行政区や農村地域の行政区などは、清掃範囲が広く、美化活動ができない一部地域があります。
- マナーの悪化に伴う道路やあき地へのポイ捨ても多く、地域環境を汚す原因となっています。
- 海や陸で捨てられたプラスチックごみが海へ流れ出し、世界的にも問題となっています。
- 市内の産業廃棄物処理場やその周辺の地域環境の保全に注意する必要があります。

◎主な取り組み

- 行政区を中心に、春・秋の年2回、環境美化行動月間を設け、市全体として美化活動に取り組みます。
- 地域の美化に取り組む場所や時期、役割分担などを明確にし、市民、事業者、地域、環境サポーターなどと協働した地域の環境美化活動の充実・活性化を推進します。
- 美化活動を推進するため、美化活動を行う団体や個人へ散乱ごみ指定袋を配布します。
- ボランティアにより回収された散乱ごみを環境パトロールで回収します。
- 公園や海岸、観光地などの利用者に対するごみの持ち帰り運動を進めます。

- 地域の美化やマナー向上ために、広報やホームページなどの媒体を利用して啓発を行います。
- 県筑紫保健福祉環境事務所と連携しながら、産業廃棄物処理場などの監視と指導を行います。

3-2 生活環境の保全

私たちの生活は、大気や水、音や振動、臭いなどの環境要素と密接な関わりがあります。また、科学技術の発展に伴い、事業活動やライフスタイルが大きく変わってきました。これらは、時として大気や水質の汚染、騒音、振動、悪臭など、人の健康や生活を損なう問題になるとともに、私たちが直面する環境リスクとして捉えられます。さらに、台風や地震、集中豪雨などの自然災害に伴い発生が予測される災害廃棄物や災害時の生活ごみなどの処理対策も必要です。これらの生活環境に関わる問題を発生させないためにも、安全な水の供給や大気環境の保全、災害発生時のごみ処理体制の整備などに取り組み、身近な生活環境の保全を進めます。

基本施策 3-2-1 …大気の保全

◎課題

- 糸島市では、大規模な工業団地や交通渋滞箇所もなく、地域的な大気汚染は発生していません。しかし、糸島の豊かな自然から生み出されるきれいな空気を保つための取り組みが必要です。
- 糸島市には、県が設置した一般環境大気測定局があり、大気汚染状況の常時監視が行われています。全体としては緩やかな改善傾向にありますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質 PM2.5 は、県内すべての測定局で環境基準を超えている時期があることから、市民の健康被害を防止するための取り組みが必要です。
- 剪定くずや家庭ごみの野焼き、自家焼却に対する苦情が後を絶たないことから、継続的な指導や啓発を行う必要があります。
- 県内や市内の環境放射能の水準や空間放射線量率、市内に設置されたモニタリングポストのなどを、市民に知ってもらう取り組みが必要です。

◎主な取り組み

- 大気汚染状況などの継続的な調査結果を収集し、実態把握と情報提供に努めます。
- 野焼きや自家焼却の禁止を徹底するとともに、指導、啓発を積極的に行います。
- 市民の健康被害を防ぐために、光化学オキシダントや微小粒子状物質 PM2.5 に関する周知啓発を行います。
- 光化学オキシダント注意報や微小粒子状物質 PM2.5 の注意喚起が出されたときは、市民の健康被害を防ぐために、防災行政無線や防災メールなどにより、速やかに市民への周知を行います。
- 低燃費・低公害車の導入支援や公共交通機関の積極的な利用など、環境に配慮した行動の啓発を行います。
- 福岡県の「ふくおか放射線・放射能情報サイト」を、広報やホームページで紹介します。

基本施策 3-2-2 …騒音・振動・悪臭対策

◎課題

- 典型7公害(大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)のうち、糸島市に委任された騒音・振動・悪臭については、市民の健康や生活環境に被害をもたらす事例は少ないものの、都市化により宅地が広がる中で、混住地域での畜産による悪臭や近隣騒音などの苦情が発生しています。
- 産業公害の発生源となるような工場や施設はありませんが、引き続き、関係法令に基づいた適切な監視が必要です。

◎主な取り組み

- 関係法令に基づき、騒音・振動・悪臭について適切に監視します。
- 農地への畜産たい肥散布に対する適正な使用方法を指導・啓発します。
- 九州大学などの学術機関と連携して、家畜ふん尿のバイオマス利活用の調査研究を進めます。
- 市民、事業者の誰もが住みやすい生活環境を目指すため、マナーや思いやりに関する意識啓発を行います。

基本施策 3-2-3 …自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策

◎課題

- 台風や地震、集中豪雨などの自然災害により、大量発生が予測される災害廃棄物や災害時の生活ごみの処理対策が必要です。
- 自然災害に伴う災害廃棄物の発生場所や状況などの情報を速やかに把握する必要があります。

◎主な取り組み

- 自然災害が発生したときには、糸島市災害廃棄物処理計画に基づいて迅速に情報の収集を行い、災害廃棄物の処理を行います。
- 県や九州大学などの学術機関と連携し、自然災害時の生活ごみやし尿、災害廃棄物の対応について、調査研究を行います。

3-3 循環型社会の形成

市では、限りある資源を有効活用し、地球にやさしく環境負荷が小さいまちづくりを目指して、市民や地域が中心となつてごみの減量や資源化に取り組んでいます。これをさらに充実するために、「3R (Reduce:減らす/Reuse:再利用する/Recycle:再資源化する)」の取り組みをさらに進め、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減を図ります。

基本施策3-3-1 …ごみの減量 (Reduce)

◎課題

- 市では、平成30年度からごみ搬入量が増加傾向になっており、ごみの減量対策が必要です。
- 平成30年度における1人1日当たりのごみ総排出量は、914g/人・日と、県平均946g/人・日、全国平均918g/人・日と比べて低いものの、さらなる減量が必要です。
- 家庭から排出される可燃ごみの約40%を占める生ごみを減量するため、食品ロスを削減する必要があります。
- 生ごみを減量するために、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店などから排出される食品残渣の処理方法を研究する必要があります。
- 市民や事業者のごみ減量(Reduce)に対する意識をさらに高め、取り組みにつなげていくための対策が必要です。

◎主な取り組み

- 糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、廃棄物(ごみ)の抑制と適正処理に努めるとともに、マイバッグ運動など、ごみ減量(Reduce)に関する啓発を行います。
- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量に向けた取り組みを実施します。
- 出前講座や各種イベントをとおして、ごみの減量に向けた啓発を積極的に行います。
- 生ごみのたい肥化を進めるために、段ボールコンポストの利用推進を図ります。
- 食品ロスを削減するため、関係機関との連携による調査・研究を進めるとともに、広報やホームページなどの媒体を利用して啓発を行います。
- 市内事業所を巡回して、ごみの減量、資源化に向けた啓発・指導を行います。

■ごみ搬入総量・資源化の状況(令和元年度)

ごみの種類	回収量(トン)	資源化量(トン)	資源化率(%)
可燃物	27,288	0	0
資源物	689	380	55.2
不燃物	1,352	341	25.2
粗大ごみ	2,844	284	10.0
その他	1,041	0	0
集団回収	1,550	1,550	100.0
合計	34,764	8,723	25.1
うちクリーンセンター分	33,214	7,173	21.6

※資源化量の合計には、スラグ・メタル・溶融飛灰の合計6,168トンを含む。

基本施策3-3-2 …再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進

◎課題

- 市では、クリーンセンター内での資源化处理、市内の資源回収団体が行う集団回収、校区単位の資源回収倉庫の設置などにより再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)を進めていますが、より一層の充実と取り組みの強化が必要です。

○平成 30 年度における市のリサイクル率は 24.0%。県平均 21.6%、全国平均 19.9%と比べて高い状況にあります。さらなるリサイクル率向上への取り組みが必要です。

◎主な取り組み

- 行政区内に資源物回収拠点を設置して集団回収に取り組み、再資源化(Recycle)の推進を図ります。
- 古紙(新聞、雑誌、段ボール、雑紙)のリサイクルを促進するため、地域の回収活動団体の支援を行います。
- 牛乳パックや白色トレーの回収ボックスを公共施設等に設置し再資源化(Recycle)を推進します。
- ごみの減量や資源化に取り組む民間、地域の団体の育成・支援を行います。
- クリーンセンターの見学会やごみの減量に関する出前講座を開催し、再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)に関する啓発を行います。
- 間伐材や竹、剪定ごみなどのチップ化による燃料化やたい肥化など、再資源化の取り組みを推進します。
- 市民や環境サポーターなどと協働して、環境イベントやフリーマーケットを開催し、再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)に対する意識を高め、ごみの減量をさらに進めます。
- 小売店が実施する店頭での資源物回収を促進するほか、簡易包装やレジ袋削減などの取り組みについて情報提供や啓発を行います。
- 市民や事業者などの自主的な取り組みを促進するため、広報やホームページなどの媒体を利用し、積極的に啓発を行います。

基本施策 3-3-3 … 3R・廃棄物の適正処理の推進

◎課題

- 一般家庭のごみは、3種類(もえるごみ・リサイクル・その他のもえないごみ)の分別で、ステーション収集を採用しています。今後もこの方式を継続していきますが、より一層のごみの減量(Reduce)、再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)の推進に向けた取り組みや研究が必要です。
- ごみを適正に分別することにより、再資源化(Recycle)を推進する必要があります。

◎主な取り組み

- 県や学術機関、環境サポーター、ごみ収集業者などと協働して、ごみ収集・資源化の調査研究を進めます。
- 分別する品目や事業系ごみの資源回収など、資源化を推進するため、調査研究し、情報提供等を行います。
- クリーンセンターで処理するリサイクルごみやその他のもえないごみの減量及び資源化率を高めるため、市民や事業者への啓発を強化します。

目標4

協働で環境づくりに取り組む

【現状と課題】

地球温暖化、廃棄物問題、身近な自然の減少等、深刻化しつつある環境問題への対応は、私たちにとって緊急かつ重要な課題となっています。

こうした環境問題を解決の方向に進め、良好な自然環境を保全し、次代に引き継いでいかなければなりません。

本計画を推進していくためには、市だけではなく、市民、環境サポーター、事業者など協働して環境の保全・創造に取り組む必要があるため、協働で環境づくりに取り組むまちを目指します。

施策の方針4-1

○協働の仕組みづくり

誰もが気軽に参加し、継続的に取り組めるようにするために、以下の基本施策を展開します。

基本施策 4-1-1: 環境保全活動への参加の仕組みづくり

施策の方針4-2

○環境情報の共有

協働した環境づくりの実践に必要な環境情報の共有と環境意識の高揚を図るために、以下の基本施策を展開します。

基本施策 4-2-1: 環境情報の整備・発信

施策の方針4-3

○人材の育成と活用

人と環境との好循環を継続させるとともに、必要な人材の育成を図るため、以下の基本施策を展開します。

基本施策 4-3-1: 環境サポーターの育成・支援

基本施策 4-3-2: 未来を担うこどもたちの育成

4-1 協働の仕組みづくり

効果的な協働の仕組みづくりを進めるためには、環境に関する様々な施策について、市民や事業者などが十分に理解できるよう情報提供を行うことが重要です。また、計画づくりや実践活動への参加の機会を充実させるとともに、各主体の役割を明確にしていくことで、それぞれの連携が生まれ、さらに、各主体の活動を活性化させることにより、市全体の環境意識の向上を目指します。

基本施策4-1-1 ……環境保全活動への参加の仕組みづくり

◎課題

- 春・秋の環境美化行動には、延べ4万人、ラブアースクリーンアップには1千人を超える市民や事業者などの参加がありますが、他の環境保全・創造に関する取り組みへの参加は、まだまだ、特定の市民や団体が多く、参加層を広げていく必要があります。
- 少子高齢化や近所のつながり(地域コミュニケーション)が希薄化しており、一部地域で環境美化行動への参加者が減少しています。

◎主な取り組み

- 美化活動をはじめとする地域活動を積極的に支援し、地域コミュニケーションの場づくりや意識の醸成を図ります。
- 市内の環境関係団体で構成する環境ボランティアネットワーク(平成26年度設立)への参加を促すとともに、加盟団体の活動を支援し、環境保全活動の推進を図ります。
- 九州大学などの教育研究機関と環境講座などを開催し、市民、事業者、環境サポーターなどとの新たな連携を創出します。
- 糸島市NPO・ボランティアセンター(こらぼ糸島)を活用し、環境サポーター等が集える場づくりに努めます。
- 高齢者の生きがいつくり、健康づくり、コミュニケーションづくりの場として、地域の美化活動を軸にした取り組みを進めます。

4-2 環境情報の共有

協働によるより良い環境づくりを進めていくためには、各主体が共通の目標に向かって活動に取り組むことが重要です。そのため、広く環境情報を共有できる仕組みづくりが求められます。

基本施策4-2-1 ……環境情報の整備・発信

◎課題

- 環境活動に必要な情報が、国や県、市、環境サポーター、事業者などの各主体から発信されており、必要な情報の収集や所在が分かりにくく、共有化されていません。
- 身近に環境情報を収集できる場所や環境について学ぶ場所が整備されていません。

◎主な取り組み

- 市の環境の現状や環境ボランティアの活動状況、イベントなどに関する情報などを集めた環境情報サイト構築の研究を進めます。
- 九州大学などの学術機関と連携して、環境情報の収集・提供に努めます。
- 重要な環境施策に関してパンフレットなどを作成し、普及啓発に努めます。

4-3 人材の育成と活用

環境の保全・創造の取り組みを継続して進めるためには、取り組みの先頭に立って指導する人、それを支援・協力する人が必要です。そのために、子どもたちや団塊の世代の人たちや高齢者などを中心に、人材の育成と活用を進めます。

基本施策4-3-1 ……環境サポーターの育成・支援

◎課題

- 環境力の充実を図るためには、豊富な経験や知識を持った団塊の世代の人たちや高齢者たちに対し、「生きがいつくり・健康づくり」のひとつとして、環境の保全・創造の取り組みを支援し、その力を生かしていく必要があります。
- 環境の保全・創造の取り組みを定着させるためには、取り組みの中心となる人材が必要です。そのため、環境サポーターの育成・支援をはじめ、人材や団体を広く紹介する仕組みも必要です。

◎主な取り組み

- 環境の保全・創造の取り組みを先頭に立って活動を行う環境サポーターの育成・支援を図ります。
- 環境ボランティア活動に関心を持つ人に対し、糸島市ボランティア派遣事業事務局や糸島市NP O・ボランティアセンター（こらぼ糸島）に登録してもらい、ボランティア派遣事業等を活用して活躍の場を広げます。
- 環境サポーターと協働してボランティアの養成と拡大を図るとともに活躍できる機会を提供します。
- 環境の保全・創造に関するボランティア情報の充実、ボランティアグループ設立の支援など、団塊の世代の人たちや高齢者の活躍の場所づくりを支援します。
- 新たに環境の保全・創造に貢献したいと考えているグループや団塊の世代の人たち、高齢者などが、環境学習に取り組める機会を増やしていきます。

基本施策4-3-2 ……未来を担う子どもたちの育成

◎課題

- 学校でのさらなる環境教育、充実のための取り組みが必要です。
- 子どもたちの自発性を育てるためにも、子どもたちが自ら考え、環境の保全・創造に取り組むことができる仕組みづくりが必要です。



◎主な取り組み

- 県や九州大学などの教育研究機関、環境サポーターなどと協働して、環境教育・学習プログラムの提供や環境ボランティア等の紹介などを行い、学校における環境教育・学習の定着、充実に努めます。
- 子どもたちが主催する環境に関する行事を支援します。
- 水辺の教室や自然観察会などを通じて、生物多様性や環境保全意識の向上を図ります。

第4章 目標実現に向けた具体的な取り組み

本計画に掲げた4つの目標を達成していくために、基本となる施策に達成期間を設け、効果的に推進していきます。また、達成期間については、次の4期間を設定します。

- 1)短期: 施策の実現に向けて、早急かつ重点的に取り組むもの(概ね3年)
- 2)中期: 施策の実現に向けて、長期総合計画や個別計画等に沿って取り組むもの(概ね5年)
- 3)長期: 施策の実現に向けて、調査・検討を重ねながら取り組むもの(概ね10年)
- 4)継続: 目標の達成期間を設定しないで、継続して取り組むもの(期間設定なし)

■ 4つの目標の施策体系及び達成期間

	4つの目標	施策の方針	基本となる施策	期間
【目指す環境の姿】 豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま	1. 地球環境にやさしい生活を実践する 第2次糸島市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 施策の方針1~4 (事務事業編) 施策の方針5、6	1. 市民・事業者への啓発活動・行動変容促進	1. ライフスタイルの転換	中期
			2. ビジネススタイルの転換	中期
		2. 再エネ設備・省エネ設備の普及推進	1. 住宅・建物のゼロエミッション化・再エネ自家消費の促進	中期
			2. ゼロエミッション系統電源拡大・再エネ地産地消	中期
			3. 事業所・エリアのエネルギーマネジメント	長期
		3. モビリティの低炭素化	1. 電動車の普及、充電インフラの拡充	中期
			2. 公共交通の利用促進、効率化	中期
		4. 緑化によるCO2吸収と気候変動への適応策	1. 緑化事業推進	継続
			2. 気候変動適応への取り組み検討	中期
		5. 公共施設における再エネ設備・省エネ設備の導入	1. 新庁舎における自然エネルギーの利用	中期
			2. 再生可能エネルギー等の導入	中期
			3. 省エネルギー機器・設備の導入	中期
	6. 職員の行動変容促進	1. グリーン購入・グリーン契約等の推進	短期	
		2. 職員の日常の取り組み	短期	
		3. 廃棄物対策の取り組み(3Rの積極的な推進)	短期	
	2. 豊かな自然を守り育てる 糸島市生物多様性地域戦略	1. 多様な自然環境の保全	1. 海岸・松林の保全	継続
			2. 森林の保全	中期
			3. 河川・ため池の保全	長期
			4. 農地・里山の保全	中期
		2. 豊かな自然の再生	1. 河川・ため池の水質の改善	長期
			2. 森林・農地・里山の再生	中期
		3. 生物多様性の保全	1. 希少な動植物の保護・保全	長期
			2. 外来生物の対策	継続
			1. 不法投棄対策	継続
	3. 快適で住みやすい生活環境をつくる	1. 地域美化の推進	2. ペットの適正な飼育と管理	継続
			3. あき地・空き家などの管理対策	継続
			4. 協働による地域美化の推進	継続
			1. 大気・水質の保全	長期
2. 生活環境の保全		2. 騒音・振動・悪臭対策	継続	
		3. 自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策	中期	
		1. ごみの減量(Reduce)	短期	
3. 循環型社会の形成		2. 再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進	短期	
		3. 3R・廃棄物の適正処理の推進	中期	
		1. 協働の仕組みづくり	長期	
4. 協働で環境づくりに取り組む		2. 環境情報の共有	1. 環境保全活動への参加の仕組みづくり	長期
			1. 環境情報の整備・発信	中期
	3. 人材の育成と活用	1. 環境サポーターの育成・支援	中期	
		2. 未来を担う子どもたちの育成	中期	

1 目標別の計画指標及び数値目標の設定の目的

1. はじめに

本計画に示す目標や様々な取り組みは、第2次糸島市長期総合計画の期間に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間です。その中で取り組む目標別の計画指標及び数値目標は、糸島市が目指す環境の姿「豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま」の実現に向けて、市が掲げる4つの目標の中で、環境課題解決のために、優先して取り組む施策や事業につなげていくために示したものです。

また、計画指標及び数値目標の達成期間は、長期総合計画や他の計画などとの整合を図るために、原則、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、当初の計画に掲げた現状値の検証、見直しを行い、これを基準にして数値目標を設定し、目標達成を図ります。

さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、環境審議会において、目標の進捗状況を1年ごとに点検、評価を行い、それに基づき、5年後に新たな計画の策定と、目標項目や数値などを見直していきます。

2. 計画指標及び数値目標の位置づけとねらい

計画指標及び数値目標は、糸島市の環境の現状や課題、地域特性などを踏まえ、本計画で掲げる環境施策の中でも重点的に取り組んで目指す環境の姿を実現していくためのものです。また、目標達成のための施策や事業の実施にあたっては、各主体が協働して取り組みを進め、目指す環境の姿の実現性を高めていきます。

◆糸島市が目指す環境の姿を実現するための4つの目標

1. 地球環境にやさしい生活を実践する
2. 豊かな自然を守り育てる
3. 快適で住みやすい生活環境をつくる
4. 協働で環境づくりに取り組む

目指す環境の姿の実現のため重点的に取り組むべき施策を抽出

目標値を明示した事業

(市民・事業者・環境サポーター・九州大学・関係機関・市が連携、協働して実施)

重点的に推進

糸島市が目指す環境の姿

「豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま」

2 目標別の計画指標及び数値目標

1) 地球環境にやさしい生活を実践する

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

2050年カーボンニュートラルを実現するための計画指標と目標値を示します。

■目標1：地球環境にやさしい生活を実践する

施策の方針	計画指標	基準値(R元年度)	目標値(R7年度)	所管課
区域施策編全体	糸島市内のCO ₂ 排出量	548千トン-CO ₂ (H25/2013)	367千トン-CO ₂	環境政策課
1-1 市民・事業者への啓発活動・行動変容促進	イベント会場、市出前講座による啓発	2回	5回	環境政策課
	事業者向け啓発活動の実施	0回	2回	環境政策課
1-2 再エネ設備・省エネ設備の普及推進	FIT太陽光発電設備容量	家庭用 16.7 MW 産業用 26.0 MW	合計 84.5 MW	環境政策課
	住宅用太陽光発電買取件数	4,020件	4,900件	環境政策課
	自家消費型太陽光発電(10kW未満)設備容量	0.0 kW	1,914.0 kW	環境政策課
	再エネ発電量	60,512 MWh	105,449 MWh	環境政策課
	市内の電気使用量に占める再エネ電気の割合	17.8%	26.4%	環境政策課
1-3 モビリティの低炭素化	バス利用者数	435,721人	470,000人	コミュニティ推進課
事務事業編全体	市公共施設等のCO ₂ 排出量	18,396トン-CO ₂	15,787トン-CO ₂	公共施設管理課
1-5 公共施設における再エネ設備・省エネ設備の導入	市公共建築物における電力使用量	13,409千kWh	10,557千kWh	公共施設管理課
	クリーンセンターの石炭コークス使用量	2,340トン	2,263トン	環境政策課
	公共施設への再エネ設備導入施設数	21施設	29施設	公共施設管理課 環境政策課
	公共施設へのLED導入施設数	15施設	17施設	公共施設管理課 環境政策課
	新規防犯灯のLED導入基数	110基	550基	危機管理課
1-6 職員の行動変容促進	古紙リサイクル量(庁内分)	21,960 kg	22,678 kg	環境政策課

2) 豊かな自然を守り育てる 糸島市生物多様性地域戦略

糸島に息づく自然環境を保全・再生するための計画指標と目標値を示します。

■目標2：豊かな自然を守り育てる

施策の方針	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	所管課
2-1 多様な自然環境 の保全	荒廃森林整備面積	1,792 ha	2,192 ha	水産林務課
	広葉樹の森の整備面積	62,380 m ²	66,380 m ²	水産林務課
	河川の平均 BOD 値	0.94 mg/ℓ	2.0 mg/ℓ以下	環境政策課
	中山間地域等直接支払事業 取り組み集落数	18 集落	18 集落維持	農地政策課
2-2 豊かな自然の再生	汚水処理人口普及率	90.4 %	90.7 %	下水道課
	森林の間伐面積	990 ha	1,840ha	水産林務課
	松林保全アダプト制度の登録 団体数	14 団体	20 団体	水産林務課
2-3 生物多様性の保全	環境情報サイト等に生物多様 性に関する情報掲載数	年間 0 件	年間 3 件	環境政策課
	市単独自然観察会開催の 有無	開催無し	開催有り	環境政策課

3) 快適で住みやすい生活環境をつくる

安全・安心な生活環境をつくるための計画指標と目標値を示します。

■目標3：快適で住みやすい生活環境をつくる

施策の方針	計画指標	基準値 (R 元年度)	目標値 (R7 年度)	所管課
3-1 地域美化の推進	環境美化活動への参加者数	46,853 人	48,000 人	環境政策課
	市の環境パトロールごみ回収量	125 トン	120 トン	環境政策課
	不法投棄防止監視ネットワーク協力団体数	24 団体	30 団体	環境政策課
	動物愛護に関する啓発記事の掲載	年 2 回	年 3 回	環境政策課
	あき地管理に関する指導件数	278 件	220 件	環境政策課
3-2 生活環境の保全	野焼きの苦情件数	35 件	24 件	環境政策課
3-3 循環型社会の形成	クリーンセンターへのごみ搬入量	33,216 トン	33,568 トン	環境政策課
	市民の1人1日当たりのごみの排出量	937g	928g	環境政策課
	ごみの資源化率	25.1%	26.0%	環境政策課

4) 協働で環境づくりに取り組む

協働の仕組みをつくるための計画指標と目標値を示します。

■目標 4：協働で環境づくりに取り組む

施策の方針	計画指標	基準値 (R 元年度)	目標値 (R7 年度)	所管課
4-1 協働の 仕組みづくり	出前講座等の学習会参加者数	2,404 人	2,654 人	環境政策課
4-2 環境情報の共有	環境情報サイトの新着情報数	12 件	15 件	環境政策課
4-3 人材の育成と 活用	環境ボランティアネットワーク 加入団体数	17 団体	22 団体	環境政策課

第5章 計画の推進と進行管理

本計画の推進にあたっては、各主体が連携・協働をしながら進めていくことが重要です。

1 推進体制

1) 糸島市環境審議会

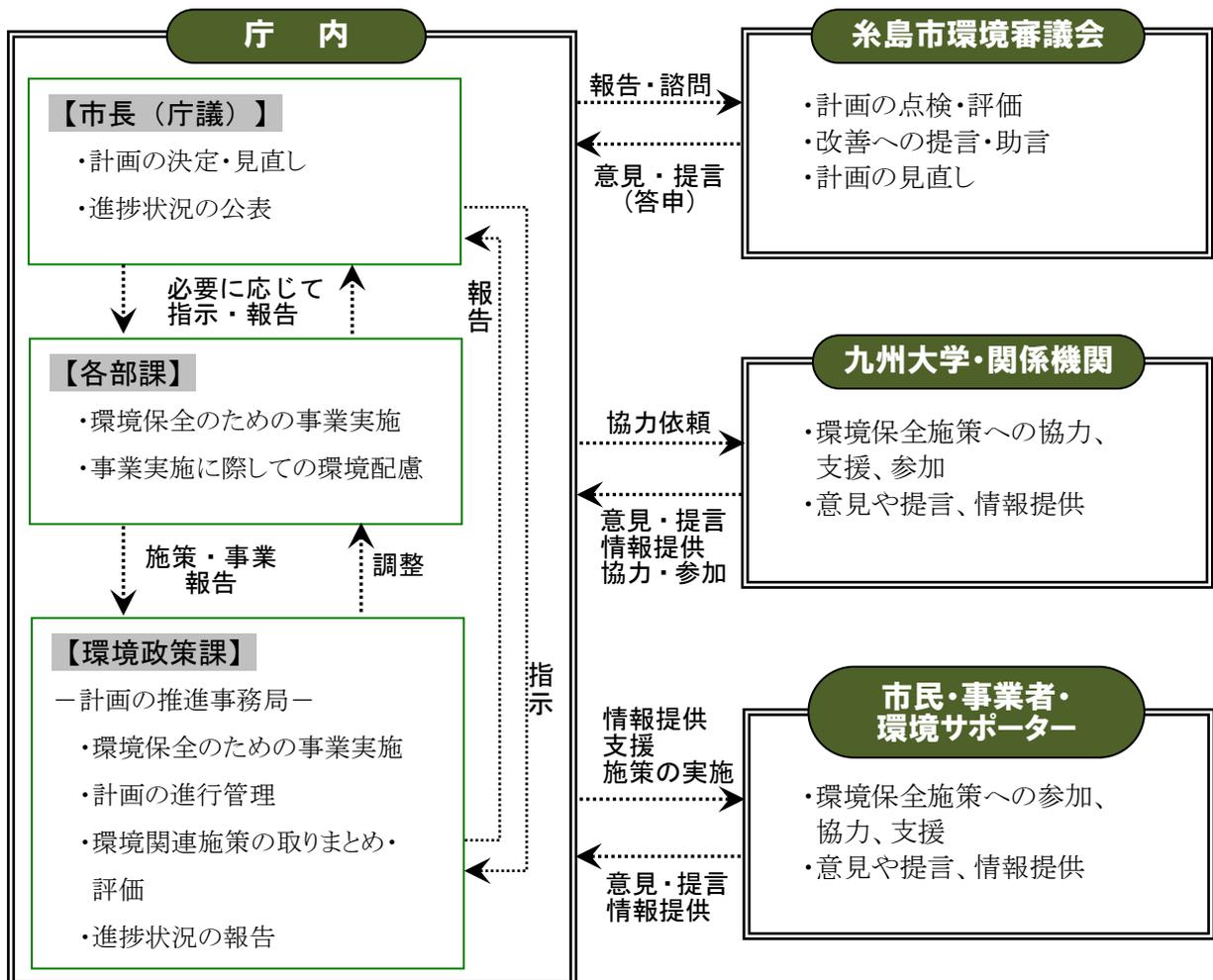
糸島市環境基本条例第9条に規定する環境審議会において、本計画の推進評価や改善に関する提言、見直しなどを行いながら、総合的な点検を行います。

2) 協働による推進体制

本計画の推進を継続的に取り組むために、市民(地域)や事業所、環境サポーター、九州大学、関係機関などと情報交換や連携・協働しながら、具体的な実践を進めます。

3) 庁内推進体制

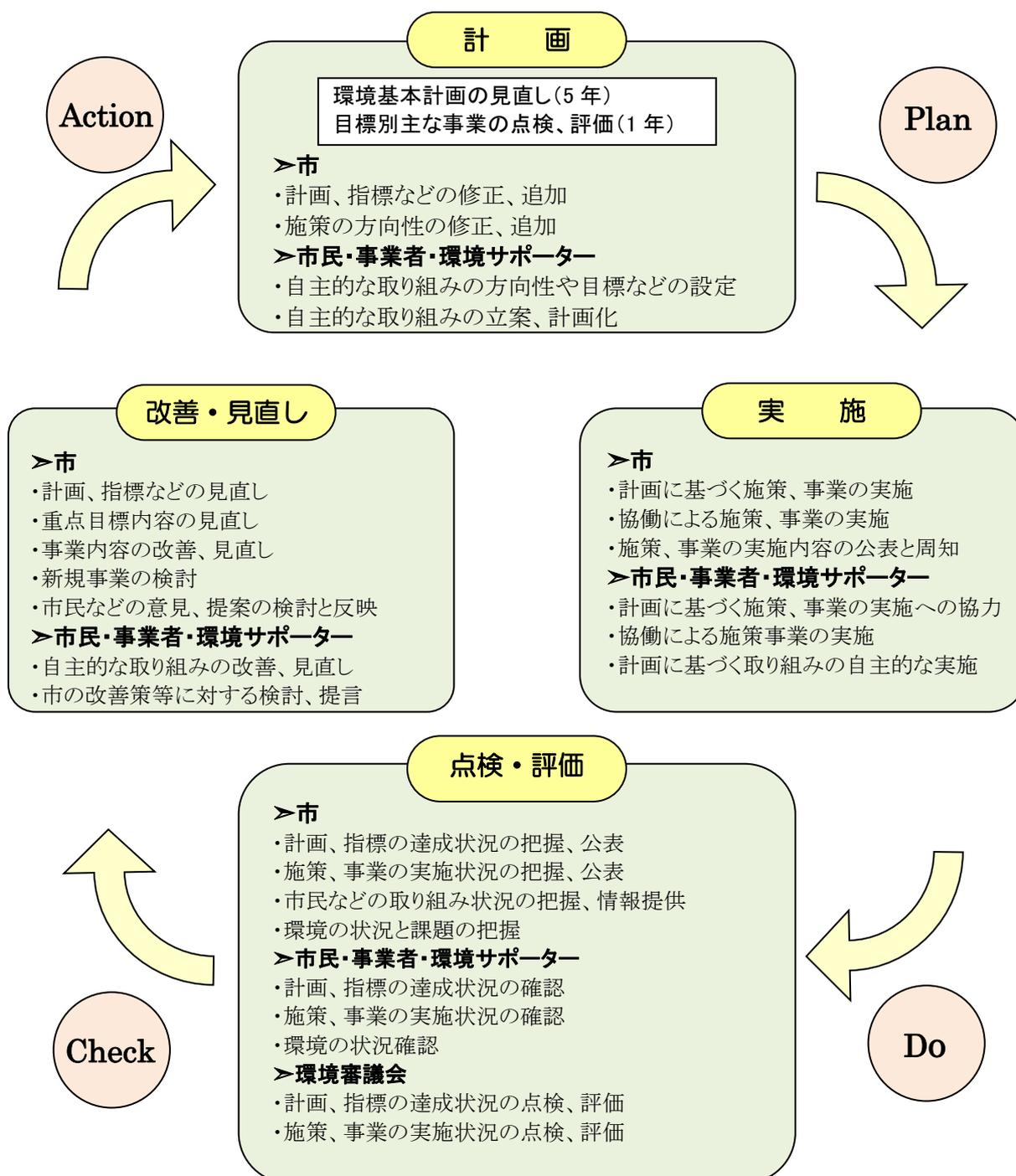
本計画に掲げた施策を総合的・計画的に進めるために、関係部課と連携・協力して、施策の調整や進行管理を行い、全市的な取り組みを進めます。



■ 計画推進体制

2 進行管理

計画の推進にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という「PDCAサイクル」に基づく一連の管理システムを構築し、継続的な改善を図りながら進めていきます。



■継続的な改善を図る進行管理のながれ

糸島市環境審議会（名簿）

（五十音順、敬称略）

番号	氏 名	所 属	備 考
1	朝田 好春	公募委員	
2	荒木 洋美	くるくるマーケット実行委員会	
3	石井 光則	福岡県広域森林組合	
4	井上 和雄	瑞梅寺オオキツネノカミソリを守る会	
5	坂本 朱美	糸島市商工会	副会長
6	島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院	会長
7	末松 勉	公募委員	
8	仲西 利弘	糸島漁業協同組合	
9	中村 勝博	糸島農業協同組合	
10	原田 孝基	公募委員	
11	平野 照実	伊都国の森づくりの会	
12	牧草由紀夫	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	
13	柚木 利道	糸島市行政区長会	
14	吉岡愛一郎	糸島市行政区長会	

任期:令和2年8月28日 ～ 令和4年8月27日

糸島市環境審議会の開催経緯

◆環境審議会の開催経緯

回	開催日	審議会	審議項目等
1	令和 2 年 8 月 28 日	第 1 回審議会	○会長・副会長の選任 ○諮問 ○環境基本計画策定スケジュールについて ○環境基本計画の骨子（案）について
2	令和 2 年 9 月 28 日	第 2 回審議会	○環境基本計画案について
3	令和 2 年 10 月 20 日	第 3 回審議会	○令和元年度事業進捗状況（中間総括） について ○環境基本計画案について
4	令和 2 年 11 月 13 日	第 4 回審議会	○環境基本計画案について
5	令和 3 年 1 月 18 日	第 5 回審議会	○環境基本計画案について
6	令和 3 年 2 月 26 日	答 申	○環境基本計画案の答申

パブリックコメント

◆環境基本計画（後期計画案）に係るパブリックコメントの結果

項目	内 容
実施期間	令和 2 年 1 2 月 4 日から令和 3 年 1 月 5 日までの 1 か月間
実施方法	・市役所、校区コミュニティセンター、男女共同参画センターラポール、 人権センターに案と意見用紙を配置 ・糸島市ホームページに掲載
提出意見	なし

糸島市の環境の現状

1. 位置・地勢

糸島市は、福岡県西部の糸島半島に位置し、市北部には玄界灘に面した美しい海岸線が広がり、また、市南部には脊振・雷山山系の山々が連なっています。そして、それらの中間部には糸島平野と呼ばれるなだらかな田園地帯が広がり、JR 筑肥線と国道 202 号沿線を中心に市街地が形成されています。

東は福岡市、西は佐賀県唐津市、南は佐賀市と接しています。福岡市の中心部天神から JR 筑肥線筑前前原駅までと西九州自動車道前原インターチェンジまでは、ともに約 30 分の時間距離にあります。博多駅や福岡空港にもアクセスしやすく、交通利便性が高い地域となっています。



■糸島市の位置

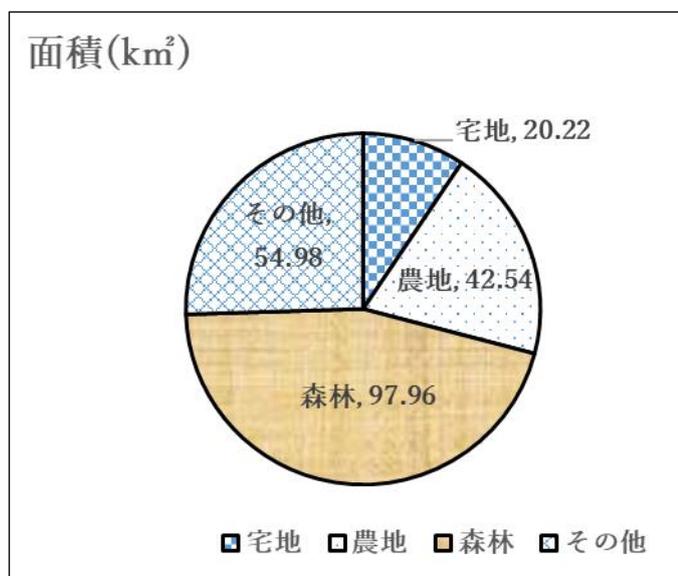
2. 面積・土地利用

糸島市の面積は215.70km²で、東西約24km、南北約19kmにわたり、福岡県下では第6位の広い行政区域面積を有しています。土地利用構成をみると、宅地9.4%、農地19.7%、森林45.4%であり、農地森林面積が6割以上を占める自然豊かな地域となっています。

■土地利用現況

区分	面積(k m ²)	構成比(%)
宅地	20.22	9.4
農地	42.54	19.7
森林	97.96	45.4
その他	54.98	25.5
合計	215.7	100

出典) 福岡県土地利用動向調査



3. 気候

気候は一般的に温暖ですが、冬の北西の季節風が強く、低温で晴天が少ない日本海型の気候区に属し、山地部では積雪をもたらすことがあります。

■過去10年の気象状況(アメダス前原局)

観測年	気温(°C)					年間 降水量 (mm)	風向・風速(m/s)		
	平均			最高	最低		平均 風速	最大 風速	風向
	日平均	日最高	日最低						
2010	16.9	21.1	12.8	38.3	-3.1	1896.5	2.2	13.2	南
2011	16.4	20.6	12.4	36.4	-2.9	1659.5	2.2	13.0	北北西
2012	16.3	20.4	12.3	37.9	-2.8	1743.5	2.2	12.9	南南東
2013	16.9	21.1	12.7	36.2	-3.1	1780.5	2.2	13.4	北
2014	16.3	20.6	12.2	35.0	-2.0	1763.5	2.2	14.9	北
2015	16.6	20.8	12.8	35.0	-2.6	1811.0	2.1	16.5	北
2016	17.4	21.6	13.4	36.5	-4.1	2266.5	2.0	14.6	南南東
2017	16.8	21.2	12.6	38.9	-3.0	1429.5	2.1	12.9	南南西
2018	16.9	21.4	12.6	37.9	-3.3	1516.5	2.1	14.9	南南東
2019	17.1	21.6	12.9	37.2	-1.7	1635.0	2.0	15.3	南

出典) 気象庁HP: 過去の気象データ検索より作成

4. 人口

人口は福岡県内第8位で、ゆるやかな増加傾向にあります。

■糸島市の人口

人口	102,344人	有権者数	84,112人
男性	49,000人	議員定数	20人
女性	53,344人	第1次産業就業人口率	8.6%
65歳以上人口	30,081人	第2次産業就業人口率	17.4%
高齢化率	29.39%	第3次産業就業人口率	70.0%
15歳未満人口	14,096人	<ul style="list-style-type: none"> ・人口、世帯数、65歳以上人口と高齢化率、15歳未満人口と年少率は、令和2年11月末日現在の住民基本台帳による。 ・有権者数は、令和2年12月選挙人名簿登録者数による。 ・産業別就業人口率は、平成27年国勢調査結果集計による。 	
年少率	13.77%		
世帯数	43,628世帯		
世帯数(外国人世帯数)	1,000世帯		

出典) 糸島市プロフィール：人口および面積等（糸島市HP）

5. 産業及び経済

糸島市の産業をみると第3次産業の就業者数が多く、就業者数に占める割合は約7割となっています。また、課税所得からみた平成29年度の経済規模は2,682億円となっています。

■糸島市の産業及び経済

項 目	単 位	年 度	数 量
市町村民所得	億円	H29	2,682
事業者数	事業所	H28	2,947
第2次産業事業所数	事業所	H28	520
第3次産業事業所数	事業所	H28	2,387
労働力人口	人	H27	48,086
就業者数	人	H27	45,717
完全失業者数	人	H27	2,369
第1次産業就業者数	人	H27	3,926
第2次産業就業者数	人	H27	7,943
第3次産業就業者数	人	H27	31,985
雇用のある事業主数	人	H27	1,302
雇用のない事業主数	人	H27	4,288
市内で従業する就業者数	人	H27	23,817
他市町村への通勤者数	人	H27	20,783
他市町村からの通勤者数	人	H27	5,736
農業従事者数	人	H27	2,971
農業総産出額	百万円	H30	15,940
漁業経営体数	事業所	H25	278
海面漁業水揚げ量	トン	H25	3,272
製造事業所数	事業所	R1	73
製造事業所従業者数	人	R1	3,139
製造品出荷額等（従業者4人以上）	百万円	H29	70,275
卸・小売業数	事業所	H28	637
卸・小売業従業者数	人	H28	4,478
卸・小売業年間販売額	百万円	H28	95,144
観光入込客数	千人	H29	6,483

出典) 糸島市統計白書、市町村要覧、国勢調査から抽出

6. 自然環境

6-1 糸島市内に生息する希少な動植物

福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2011、2014)によると、市内には、希少種として、資料6に示すとおり、動植物の生息が確認されています。

6-2 自然公園等

糸島市は景観的に優れた自然公園、緑地を多く有しており、市民の自然との触れ合い活動の場、余暇活動の場として親しまれています。

■市内の国定公園等

公園名	概要
玄海国定公園	玄界灘に臨む福岡、佐賀、長崎三県の海岸線を区域にした公園である。東は北九州市の若松の遠見ヶ鼻から、西は長崎県の鷹島に至るまでの100余kmにおよんでいる。
脊振雷山県立自然公園	脊振雷山系に広がる自然公園である。公園面積は8,171km ² 。自然歩道や園地、野営施設等が整備されている。

■市内の公園施設等

公園・施設名	概要
森林公園 真名子木の香ランド	二丈岳の中腹、標高400mの地に位置し、緑の木立に囲まれたレクリエーション施設。キャンプ場などを備え、バーベキューや川遊びなどを楽しめる。
白糸の滝ふれあいの里	県指定名勝白糸の滝と県指定天然記念物萬龍楓(樹齢約300年といわれる)のそばに位置する自然とのふれあい施設である。隣接する「白糸の滝」は、標高900mの羽金山の中腹に位置し、高さ24mから真っ白い飛沫を上げて美しく流れ落ちる様子は、圧巻である。
農業公園 ファームパーク伊都国	怡土校区内の田園風景を利用したファームパーク伊都国は、都市と農村の交流拠点施設である。伊都国歴史博物館も隣接し、周辺には、平原遺跡や三雲南小路遺跡、怡土城跡など、多くの歴史的遺産が点在している。
加茂ゆらりんこ橋	加茂川の上流にかかる全長100メートルのつり橋。1本のワイヤーで吊られた橋としては世界有数の長さを誇り、眼下に二丈溪谷の溪流、玄界灘、棚田などが一望できる。 二丈溪谷の入口に位置し、駐車場や公園、公衆トイレが整備され、6月初旬にはホテルの乱舞を見ることができる。
平原歴史公園	日本最大の銅鏡「内行花文鏡」が出土した「平原遺跡」を、歴史公園として整備した「平原歴史公園」。秋になると、周辺の田畑がコスモス畑となり、「平原王墓祭り」が開催される。

7. 生活環境

7-1 大気質

福岡県が糸島総合庁舎敷地内に大気一般監視局を設置し、大気環境の測定を行っています。

■大気測定結果（糸島局 H29年度～R元年度）

二酸化硫黄 (SO ₂)			
年度	年平均値 [ppm]	日平均値の2%除外値 [ppm]	環境基準
H29	0.002	0.004	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (S48.5.16告示)
H30	0.001	0.003	
R元	0.002	0.005	
二酸化窒素 (NO ₂)			
年度	年平均値 [ppm]	日平均値の年間98%値 [ppm]	環境基準
H29	0.005	0.013	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
H30	0.005	0.012	
R元	0.005	0.012	
浮遊粒子状物質 (SPM)			
年度	年平均値 [mg/m ³]	日平均値の2%除外値 [mg/m ³]	環境基準
H29	0.021	0.043	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)
H30	0.022	0.050	
R元	0.020	0.046	
光化学オキシダント (Ox)			
年度	昼間の1時間値の年平均値 [ppm]	昼間の日最高1時間値の年平均値 [ppm]	環境基準
H29	0.048	0.061	1時間値が0.06ppm以下であること。 (S48.5.8告示)
H30	0.040	0.053	
R元	0.035	0.048	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})			
年度	年平均値 [μg/m ³]	日平均値の年間98%値 [μg/m ³]	環境基準
H29	14.2	32.0	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (H21.9.9告示)
H30	13.1	31.1	
R元	11.4	29.5	

出典) 公害関係測定結果(福岡県HP)、大気汚染に係る環境基準(環境省HP) 測定局: 糸島

7-2 水質

糸島市では、毎年1月頃に河川や地下水の水質調査を行っています。その結果によると、河川の水質は全般的に改善が進んでいると考えられます。また、より一層の改善を図るための下水道普及事業は、河川の水質を守る取り組みとして、とても重要となっています。

○河川・ため池調査

河川などの水質検査は昭和57年度から実施しており、現在は、河川・ため池などの生活環境項目（BOD、SS、COD、窒素、リン、アンモニア性窒素など11項目）を市内80個所で毎年実施しています。

■BOD (mg/L) の測定結果の推移（主な個所）

測定場所	H23年(10年前)	H27年(5年前)	R元年
瑞梅寺川 高田 久保田橋	2.9	1.2	0.5
雷山川 潤 潤橋	4.1	1.4	0.5未満
長野川 神在 堂山橋	3.4	0.9	0.8
長野川 本 犬丸橋	1.7	1.2	0.9
浦志川 浦志 糸島保健福祉事務所	5.6	1.4	0.6
伏龍池 篠原 流入口	4.8	2.5	4.2
丸田池 前原 流入口	5.7	4.8	3.4
福吉川 吉井 福吉新橋・福吉みなと橋	7.0	1.0	0.6
柳川 深江 新町橋	3.8	2.2	0.5未満
一貴山川 深江 福永橋	2.1	1.0	0.5未満
羅漢川 田中 蔵床橋	4.3	1.6	0.9
桜井川 桜井 桜井自治会館付近	1.5	1.7	2
初川 大石 大石橋	2.7	3.1	1.8
小金丸川 小金丸 志摩橋	2.6	2.9	1.2
沖田川 御床 松原橋	1.7	2.8	0.9

○地下水（井戸水）調査

水道水質基準に関する省令に定められた40項目について13個所の地点で実施しています。

8. 快適環境

8-1 廃棄物等

現在、糸島市内の一般廃棄物は、糸島市クリーンセンターにおいて処理が行われています。家庭系の一般廃棄物の収集については、「燃えるごみ」「リサイクル」「その他の燃えないごみ」の3種類に分別し、市指定のごみ袋で出されたものを収集運搬委託業者が収集しています。事業系の一般廃棄物についても3種類に分別し、市指定のごみ袋（事業所用）で出されたものを収集運搬許可業者が収集しています。

また、ごみ減量の取り組みとして、生ごみ減量化器材の購入や、有価資源回収活動団体による紙資源回収に対し、補助金の交付を行っています。

■廃棄物処理関連施設の状況

施設名	施設概要
糸島市クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none">・ごみ溶融処理施設・リサイクルプラザ・埋立処分場

【ごみ溶融処理施設】

ごみ溶融処理施設は、ごみ質の多様化に対応するため、製鉄用溶鉱炉の技術に基づき開発されたごみ処理技術で、ごみを溶かして処理するものである。処理後に発生する残さをスラグとメタル（鉄粒）として取り出し、スラグはコンクリート二次製品や道路の路盤材、メタルは重機のカウンターウエイトなどに再利用することにより、最終処分を要するのは飛灰のみとなり、埋立処分量を従来の10分の1に削減することができる。また、ダイオキシン類対策については触媒反応塔を設置し化学的に分解する方式を採用するとともに、省エネルギー対策としてごみ発電による電力の活用や蒸気の利用を織り込むなど環境保全にも十分配慮した施設となっている。

8-2 し尿処理

市内のし尿処理については、公共下水道事業、合併処理浄化槽、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業、汲み取りにより処理を行っています。近年は、公共下水道事業や農業集落排水事業等の整備に伴い、し尿収集世帯は減少しています。また、し尿処理センターでは、合併処理浄化槽から発生する汚泥を投入処理しています。

■ごみ搬入量実績

(単位：t)

年度	可燃ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他	合計
平成 27	26,206	686	1,293	1,271	1,028	30,484
平成 28	26,187	678	1,313	1,363	1,099	30,640
平成 29	26,045	710	1,310	1,583	961	30,609
平成 30	26,660	697	1,339	2,310	1,117	32,123
令和元	27,288	689	1,352	2,844	1,041	33,214

9. 環境保全体制について

糸島市の環境保全に関する条例や規則等の制定状況は次のとおりです。

■糸島市例規集「第4章 環境保全」に収録された条例等

名 称	制 定	番 号
糸島市環境基本条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 113 号
糸島市環境審議会規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 125 号
糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 114 号
糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例施行規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 126 号
糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 115 号
糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例施行規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 127 号
糸島市ゴルフコース等の設置に関する指導規程	平成 22 年 1 月 1 日	告示第 98 号
糸島市都市地下水路条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 176 号
糸島市都市地下水路条例施行規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 173 号
糸島市環境ボランティア支援事業実施規程	平成 27 年 1 月 1 日	告示第 59 号

出典) 糸島市例規集

目標別の主な事業及び数値目標の考え方

■目標 1：地球環境にやさしい生活を実践する

施策の方針	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の考え方(所管課)
区域施策編 全体	糸島市内の CO ₂ 排出量	548 千トン-CO ₂ (H25/2013)	367 千トン-CO ₂	2019 実績値 453 千 t から毎年 14.3 千トン削減 (環境政策課)
1-1 市民・事業者へ の啓発活動・行 動変容促進	イベント会場、 市出前講座による啓発	2 回	5 回	基準値より 3 回の増 (環境政策課)
	事業者向け啓発活動の実 施	0 回	2 回	基準値より 2 回の増 (環境政策課)
1-2 再エネ設備・省 エネ設備の普 及推進	F I T 太陽光発電設備容 量	家庭用・産業用 合計 42.7 MW	合計 84.5 MW	2021 実績値 48.5 MW から毎年 9 MW の増 (環境政策課)
	住宅用太陽光発電買取件 数	4,020 件	4,900 件	基準値より 20%の増 (環境政策課)
	自家消費型太陽光発電 (10kW 未満) 設備容量	0.0 kW	1,914.0 kW	重点対策加速化事業計画 (環境政策課)
	再エネ発電量	60,512 MWh	105,449 MWh	2021 実績値 67,937 MWh から毎年 9,378 MWh の増 (環境政策課)
	市内の電気使用量に占め る再エネ電気の割合	17.8%	26.4%	R12 年度に 38.1%達成 (環境政策課)
1-3 モビリティの 低炭素化	バス利用者数	435,721 人	470,000 人	R7 年度までに 8%の増 (コミュニティ推進課)
事務事業編 全体	市公共施設等の CO ₂ 排出 量	18,396 トン-CO ₂	15,787 トン-CO ₂	R12 年度までに 26%の減 毎年 434.8 トンの減 (公共施設管理課)
1-5 公共施設にお ける再エネ設 備・省エネ設 備の導入	市公共施設における電力 使用量	13,409 千 kWh	10,557 千 kWh	R12 年度までに 39%の減 毎年 475.4 kWh の減 (公共施設管理課)
	クリーンセンターの石炭 コークス使用量	2,340 トン	2,263 トン	R12 年度までに 6%の減 (環境政策課)
	公共施設への再エネ設備 導入施設数	21 施設	29 施設	R7 年度までに 8 件の増 (公共施設管理課/環境政策課)
	公共施設への LED 導入施 設数	15 施設	17 施設	R7 年度までに 2 件の増 (公共施設管理課/環境政策課)
	新規防犯灯の LED 導入基 数	110 基	550 基	毎年 110 基の増 (危機管理課)
1-6 職員の行動変 容促進	古紙リサイクル量 (庁内 分)	21,960 kg	22,678 kg	R12 年度までに 6%の増 (環境政策課)

■目標2：豊かな自然を守り育てる

施策の方針	計画指標	基準値 (R 元年度)	目標値 (R7 年度)	目標値の考え方 (所管課)
2-1 多様な自然 環境の保全	荒廃森林整備面積	1,792ha	2,192ha	毎年80haの増 (水産林務課)
	広葉樹の森の整備面積	62,380 m ²	66,380 m ²	毎年800 m ² の増 (水産林務課)
	河川の平均BOD値	0.94mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下	2.0mg/ℓ以下を維持 (環境政策課)
	中山間地域等直接支払事業取り組み集落数	18 集落	18 集落維持	18 集落を維持 (農地政策課)
2-2 豊かな自然 の再生	污水处理人口普及率	90.4%	90.7%	基準値より0.3%の増 (下水道課)
	森林の間伐面積	990ha	1,840ha	毎年170haの増 (水産林務課)
	松林保全アダプト制度の登録団体数	14 団体	20 団体	毎年1団体の増 (水産林務課)
2-3 生物多様性 の保全	環境情報サイト等に生物多様性に関する情報掲載数	年間0件	年間3件	基準値より3件の増 (環境政策課)
	市単独自然観察会開催の有無	開催無し	開催有り	開催の有無 (環境政策課)

■目標 3：快適で住みやすい生活環境をつくる

施策の方針	計画指標	基準値 (R 元年度)	目標値 (R7 年度)	目標値の考え方 (所管課)
3-1 地域美化の 推進	環境美化活動への 参加者数	46,853 人	48,000 人	基準値より 2.5%の増 (環境政策課)
	市の環境パトロー ルごみ回収量	125 トン	120 トン	毎年 1 トンの減 (環境政策課)
	不法投棄防止監視 ネットワーク協力 団体数	24 団体	30 団体	基準値より 6 団体の増 (環境政策課)
	動物愛護に関する 啓発記事の掲載	年 2 回	年 3 回	基準値より 1 回の増 (環境政策課)
	あき地管理に関す る指導件数	278 件	220 件	基準値より 20%の減 (環境政策課)
3-2 生活環境の 保全	野焼きの苦情 件数	35 件	24 件	基準値より 30%の減 (環境政策課)
3-3 循環型社会 の形成	クリーンセンター へのごみ搬入量	33,216 トン	33,568 トン	1 人 1 日 1%の減×人口見込み数 (環境政策課)
	市民の 1 人 1 日当 たりのごみの排出 量	937g	928g	基準値より 1%の減 (環境政策課)
	ごみの資源化率	25.1%	26.0%	基準値より 1%の増 (環境政策課)

■目標 4：協働で環境づくりに取り組む

施策の方針	計画指標	基準値 (R 元年度)	目標値 (R7 年度)	目標値の考え方 (所管課)
4-1 協働の仕組 みづくり	出前講座等の 学習会参加者数	2,404 人	2,654 人	毎年 2%の増 (環境政策課)
4-2 環境情報の 共有	環境情報サイトの 新着情報数	12 件	15 件	基準値より 3 件の増 (環境政策課)
4-3 人材の育成 と活用	環境ボランティア ネットワーク加入 団体数	17 団体	22 団体	基準値より 5 団体の増 (環境政策課)

糸島市の希少生物（福岡県レッドデータブック 2011、2014）

種類	科目	名前	絶滅危惧種類	分布場所
植物 群落	海岸砂丘植生	ケカモノハシ群落	カテゴリーⅡ	幣の松原
		コウボウシバ群落	カテゴリーⅡ	幣の松原
		コウボウムギ群落	カテゴリーⅡ	幣の松原
		ツルナ群落	カテゴリーⅣ	幣の松原・姫島
		ハマオモト群落	カテゴリーⅡ	姫島
		ハマゴウ群落	カテゴリーⅣ	幣の松原・姫島
	海岸断崖地植生	ダルマガク群落	カテゴリーⅢ	彦山海岸・芥屋海岸
		ボタンボウフウ群落	カテゴリーⅣ	芥屋海岸
	海岸低木群落	ハマボウ群落	カテゴリーⅢ	泉川河口・松末羅漢川
	海岸風衝低木群落	ハマヒサカキ群落	カテゴリーⅣ	(旧)志摩町
		ハマビワ群落	カテゴリーⅣ	(旧)志摩町
	常緑広葉樹林	アカガシ群落	カテゴリーⅢ	脊振雷山県立自然公園
	常緑広葉樹二次林	マテバシイ群落	カテゴリーⅣ	
	常緑針葉樹二次林	クロマツ群落	カテゴリーⅡ	幣の松原
	低層湿原	マコモ群落	カテゴリーⅣ	県内各地
	二次草原	ミヤコザサ群落	カテゴリーⅢ	脊振雷山県立自然公園
	落葉広葉樹林	ブナ群落	カテゴリーⅡ	脊振雷山県立自然公園
	落葉広葉樹二次林	イヌシデ群落	カテゴリーⅢ	脊振雷山県立自然公園
	冷温帯針葉樹林	ツクシシャクナゲ群落	カテゴリーⅡ	脊振雷山県立自然公園
植物	アオイ科	ハマボウ	絶滅危惧Ⅱ類	雷山川下流
	アブラナ科	シコクハタザオ	絶滅危惧ⅠB類	(旧)前原市
	アリノトウグサ科	タチモ	絶滅危惧ⅠA類	県内（詳細分布情報不詳）
	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ	絶滅危惧Ⅱ類	(旧)志摩町

イソマツ科	ハマサジ	絶滅危惧Ⅱ類	
イネ科	コウヤザサ	絶滅危惧ⅠA類	雷山
	ヒメコヌカグサ	絶滅危惧ⅠB類	県内（詳細分布情報不詳）
イラクサ科	アカソ	準絶滅危惧	(旧)前原市・(旧)二丈町
	クサコアカソ	準絶滅危惧	(旧)前原市
イワデンダ科	イヨクジャク	絶滅危惧Ⅱ類	(旧)前原市
	イワデンダ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
	ウスバヘビノネゴザ	絶滅危惧ⅠA類	
	サキモリイヌワラビ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)志摩町
	ミドリワラビ	絶滅危惧Ⅱ類	(旧)前原市
ウマノスズクサ科	ウンゼンカンアオイ	準絶滅危惧	
ウラボシ科	オオイワヒトデ	絶滅危惧ⅠB類	
オオバコ科	エゾオオバコ	絶滅危惧ⅠA類	玄界灘沿岸
オシダ科	ホオノカワシダ	絶滅危惧ⅠB類	
	ホソバナライシダ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
	ミヤマイタチシダ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
オトギリソウ科	トモエソウ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
ガガイモ科	スズサイコ	絶滅危惧Ⅱ類	県内各地の草地
カヤツリグサ科	イトテンツキ	絶滅危惧ⅠA類	雷山
	ノハラテンツキ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)二丈町
キク科	ダルマガク	準絶滅危惧	
	ツクシトウヒレン	絶滅危惧ⅠB類	雷山
	ナガバノコウヤボウキ	絶滅危惧ⅠB類	井原山・雷山
	ニシノヤマタイミンガサ	絶滅危惧Ⅱ類	脊振山地
	フクド	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川
キンポウゲ科	オキナグサ	絶滅危惧ⅠB類	
	タンナトリカブト	準絶滅危惧	(旧)前原市
グミ科	クマヤマグミ	絶滅危惧ⅠB類	
ケシ科	ヤマブキシソウ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
ゴマノハグサ科	オオヒナノウスツボ	絶滅危惧Ⅱ類	

	キュウウシュウコゴ メグサ	絶滅危惧 IA 類	(旧)前原市・雷山
	ヒキヨモギ	絶滅危惧 IB 類	
	ヤマウツボ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
サトイモ科	ツクシマムシグサ	絶滅危惧 II 類	(旧)前原市
シソ科	キセワタ	絶滅危惧 II 類	県内各地の草地
	スズコウジュ	絶滅危惧 IA 類	脊振山（現状不明）
	ミゾコウジュ	準絶滅危惧	平地のため池周辺の湿地
タデ科	オオネバリタデ	準絶滅危惧	(旧)前原市・(旧)二丈町
	ネバリタデ	準絶滅危惧	(旧)前原市
チャセンシダ科	ヒノキシダ	絶滅危惧 IB 類	
ツバキ科	ヒコサンヒメシヤラ	準絶滅危惧	脊振山地
トチカガミ科	ウミヒルモ	準絶滅危惧	九州
ナス科	マルバノホロシ	絶滅危惧 IB 類	(旧)前原市
ハマウツボ科	キヨスミウツボ	絶滅危惧 IA 類	
	ハマウツボ	絶滅危惧 IA 類	芥屋海岸
ヒガンバナ科	キツネノカミソリ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
ヒシ科	オニビシ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ	絶滅危惧 IA 類	
ヒメシダ科	ホソバショリマ	絶滅危惧 IB 類	
ヒルムシロ科	エビアマモ	準絶滅危惧	九州沿岸
ホウライシダ科	ミズワラビ	絶滅危惧 IB 類	(旧)前原市
マメ科	シバハギ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
	マキエハギ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
メギ科	バイカイカリソウ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
ミソハギ科	ホザキカシグサ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
	ミズキカシグサ	絶滅危惧 IA 類	(旧)二丈町

	ヤナギ科	ノヤナギ	準絶滅危惧	(旧)二丈町
	ユキノシタ科	ギンバイソウ	絶滅危惧 IB 類	
		センダイソウ	絶滅危惧 IA 類	県内 (詳細分布情報不詳)
	ユリ科	アマナ	絶滅危惧 II 類	県内各地
		ハマタマボウキ	絶滅危惧 II 類	
		ホソバナコバイモ	準絶滅危惧	
	ラン科	エビネ	絶滅危惧 II 類	県内各地の産地・丘陵
		クモイジガバチ	絶滅危惧 IA 類	県内 (詳細分布情報不詳)
		クモキリソウ	絶滅危惧 II 類	
		コケイラン	絶滅危惧 II 類	
		ジンバイソウ	絶滅危惧 IB 類	
		ナギラン	絶滅危惧 IA 類	(旧)前原市・(旧)二丈町
		ヒナラン	絶滅危惧 IA 類	(旧)前原市
		ヒメフタバラン	絶滅危惧 IA 類	水無
		ムヨウラン	絶滅危惧 IA 類	(旧)前原市
		ヤマトキソウ	絶滅危惧 IA 類	浮岳 (現状不明)
	リンドウ科	ムラサキセンブリ	絶滅危惧 II 類	(旧)前原市・(旧)二丈町
		リンドウ	絶滅危惧 II 類	県内各地の二次草原など
蘇苔類	ツヤゴケ科	オオミツヤゴケ	絶滅危惧 I 類	
	ヒラゴケ科	キブリハネゴケ	絶滅危惧 II 類	(旧)前原市
藻類	紅藻類オオイシソウ科	オオイシソウ	絶滅危惧 II 類	福島県以南の各県
	紅藻類カワモズク科	アオカワモズク	準絶滅危惧	日本全土に広く分布
		チャイロカワモズク	準絶滅危惧	東北から沖縄まで広く分布
	紅藻類チスジノリ科	オキチモズク	絶滅危惧 I 類	福岡県
	緑藻類カワノリ科	カワノリ	絶滅危惧 II 類	本州中部以南の河川
	緑藻類シャジクモ科	シャジクモ	絶滅危惧 II 類	ほぼ全国に分布

地衣類	イワタケ科	イワタケ	準絶滅危惧	日本
	ウメノキゴケ科	トゲナシフトネゴケ	絶滅危惧Ⅰ類	九州
		フクロセンシゴケ	情報不足	九州
		ヨコワサルオガセ	絶滅危惧Ⅰ類	日本全土
		ヨシノミヤマグラ	情報不足	九州
哺乳類	齧歯目(ネズミ目)ネズミ科	スミスネズミ	準絶滅危惧	県内に広く分布
	食肉目(ネコ目)イヌ科	キツネ	準絶滅危惧	県内に広く分布
	翼手目(コウモリ目)キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ	準絶滅危惧	(旧)前原市
	翼手目(コウモリ目)ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ	準絶滅危惧	(旧)前原市
	霊長目(サル目)オナガザル科	ニホンザル	準絶滅危惧	(旧)志摩町
鳥類	アビ目アビ科	シロエリオオハム	準絶滅危惧	響灘から玄界灘にかけての海域。河口, 港内, ため池
	カイツブリ目カイツブリ科	カンムリカイツブリ	準絶滅危惧	玄界灘沿岸
	カッコウ目カッコウ科	ジュウイチ	準絶滅危惧	県内の山地
		ツツドリ	準絶滅危惧	県内の山地
	カモ目カモ科	トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川河口
		ホオジロガモ	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川河口
	キジ目キジ科	ウズラ	情報不足	県内各地の農耕地や河川敷
	キツツキ目キツツキ科	オオアカゲラ	絶滅危惧Ⅱ類	脊振山地
	コウノトリ目サギ科	アマサギ	準絶滅危惧	県内各地のまとまった面積の水田
		クロサギ	準絶滅危惧	糸島半島・姫島
		ササゴイ	準絶滅危惧	県内各地
		サンカノゴイ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
		チュウサギ	準絶滅危惧	県内各地のまとまった面積の水田
		ミゾゴイ	絶滅危惧ⅠB類	糸島半島
	コウノトリ目トキ科	クロツラヘラサギ	絶滅危惧ⅠB類	瑞梅寺川河口・泉川河口
ヘラサギ		絶滅危惧ⅠB類	瑞梅寺川河口	

スズメ目アトリ科	ハギマシコ	準絶滅危惧	県内に冬鳥として飛来
スズメ目ウグイス科	オオヨシキリ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
	センダイムシクイ	絶滅危惧Ⅱ類	県内各地（渡り時期）
スズメ目カササギヒタキ科	サンコウチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	県内各地（春の渡り時期）
スズメ目サンショウクイ科	サンショウクイ	絶滅危惧ⅠA類	九州に夏鳥として渡来
スズメ目ツグミ科	コマドリ	絶滅危惧ⅠA類	県内各地（渡り時期）
	コルリ	絶滅危惧ⅠB類	脊振山系（夏）・ 県内各地（春、秋の渡り時期）
	クロツグミ	準絶滅危惧	県内の山地
スズメ目ツバメ科	コシアカツバメ	準絶滅危惧	県内全域に飛来
スズメ目ツリスガラ科	ツリスガラ	準絶滅危惧	県内各地のため池や河川のヨシ原
スズメ目ヒタキ科	オオルリ	準絶滅危惧	県内の山地
	コサメビタキ	情報不足	県内の市街地（秋）
タカ目タカ科	オオタカ	準絶滅危惧	県内各地
	サシバ	準絶滅危惧	県内全域の丘陵地や山地で繁殖
	ノスリ	準絶滅危惧	県内全域の丘陵地や島嶼で越冬
	ハイイロチュウヒ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口周辺
	ハチクマ	準絶滅危惧	福岡県
タカ目ハヤブサ科	コチョウゲンボウ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口・泉川河口
	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	糸島市の島嶼
チドリ目ウミスズメ科	ウミスズメ	準絶滅危惧	糸島市沖
	カンムリウミスズメ	絶滅危惧ⅠA類	烏帽子島
チドリ目カモメ科	ズグロカモメ	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川河口
チドリ目シギ科	ウズラシギ	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川河口
	オオソリハシシギ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
	オグロシギ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口

		カラフトアオアシシギ	絶滅危惧 IA 類	瑞梅寺川河口
		タカブシギ	絶滅危惧 II 類	瑞梅寺川河口
		ダイシャクシギ	絶滅危惧 II 類	瑞梅寺川河口
		ハマシギ	準絶滅危惧	県内各地の海岸や干潟
		ホウロクシギ	絶滅危惧 II 類	瑞梅寺川河口・泉川河口
	チドリ目タマシギ科	タマシギ	準絶滅危惧	県内全域の水田・湿地・河原
	チドリ目チドリ科	ケリ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
		タゲリ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
	ツル目クイナ科	クイナ	準絶滅危惧	県内各地のヨシ原に冬鳥として飛来
		ヒクイナ	準絶滅危惧	県内全域の平野部から丘陵地の河川・ため池・水田
	ハト目ハト科	カラスバト	絶滅危惧 II 類	姫島
	フクロウ目フクロウ科	アオバズク	絶滅危惧 II 類	県内全域
		コノハズク	絶滅危惧 IA 類	玄界灘沿いの島や沿岸部（渡り時期）
	ブッポウソウ目カワセミ科	ヤマセミ	準絶滅危惧	県内に留鳥として生息
	ブッポウソウ目ブッポウソウ科	ブッポウソウ	絶滅危惧 IA 類	玄界灘沿いの島や沿岸部（渡り時期）
	ヨタカ目ヨタカ科	ヨタカ	絶滅危惧 IB 類	脊振山系（繁殖）・県内各地（渡り時期）
爬虫類	カメ目イシガメ科	ニホンイシガメ	絶滅危惧 II 類	
	有鱗目ナミヘビ科	タカチホヘビ	絶滅危惧 II 類	
		ジムグリ	準絶滅危惧	
		シロマダラ	準絶滅危惧	
両生類	無尾目アカガエル科	トノサマガエル	絶滅危惧 IB 類	
		ニホンアカガエル	絶滅危惧 II 類	
		ヤマアカガエル	絶滅危惧 II 類	
	無尾目ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	絶滅危惧 II 類	

	有尾目サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	
		ブチサンショウウオ	準絶滅危惧	
魚類	サケ目サケ科	サケ	野生絶滅	瑞梅寺川
		サクラマス(ヤマメ)	絶滅危惧ⅠB類	瑞梅寺川
	サケ目アユ科	アユ	準絶滅危惧	県内全域
	スズキ目ハゼ科	クボハゼ	絶滅危惧ⅠA類	一貴山川の河口域
		ルリヨシノボリ	情報不足	一貴山川・福吉川
	スズキ目カジカ科	カジカ大卵型	準絶滅危惧	瑞梅寺川
	スズキ目カワアナゴ科	カワアナゴ	準絶滅危惧	県内全域
	ウナギ目ウナギ科	ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	県内全域
	コイ目コイ科	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	県内広域
		カゼトゲタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	県内広域
		ヤリタナゴ	絶滅危惧Ⅱ類	県内全域
		アブラボテ	準絶滅危惧	県内全域
	コイ目ドジョウ科	ドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類	県内全域
		ヤマトシマドジョウ	準絶滅危惧	県内全域
	ダツ目メダカ科	メダカ(ミナミメダカ)	準絶滅危惧	県内全域
	メジロザメ目ドチザメ科	ホシザメ	情報不足	国内
カスザメ目カスザメ科	カスザメ	情報不足	国内	
昆虫類	コウチュウ目ゲンゴロウ科	シャープツブゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠA類	
		クロゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠB類	
		シマゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠB類	
		コガタノゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅱ類	
		ホソマルチビゲンゴロウ	準絶滅危惧	
		ルイスツブゲンゴロウ	準絶滅危惧	
		キベリクロヒメゲンゴロウ	準絶滅危惧	
	コウチュウ目オサムシ科	オサムシモドキ	準絶滅危惧	立石山

	ナガサキクビナガゴ ミムシ	準絶滅危惧	姫島
コウチュウ目ガムシ科	ガムシ	絶滅危惧 IB 類	
コウチュウ目コガネムシ科	ニセマグソコガネ	絶滅危惧 II 類	幣の松原
	ニセセマルケシマグ ソコガネ	準絶滅危惧	幣の浜
コウチュウ目コメツキムシ 科	アカオオハナコメツ キ	絶滅危惧 II 類	
コウチュウ目ジョウカイモ ドキ科	ルリキオビジョウカ イモドキ	絶滅危惧 II 類	
コウチュウ目ミズスマシ科	オオミズスマシ	準絶滅危惧	
コウチュウ目ホタル科	ヘイケボタル	準絶滅危惧	
コウチュウ目ゾウムシ科	スナムグリヒョウタ ンゾウムシ	準絶滅危惧	
	ナガカツオゾウムシ	準絶滅危惧	姫島
チョウ目シジミチョウ科	シルビアシジミ	絶滅危惧 II 類	芥屋・姫島
	クロツバメシジミ (九州沿岸亜種)	準絶滅危惧	
チョウ目タテハチョウ科	クモガタヒョウモン	絶滅危惧 II 類	糸島半島
	メスグロヒョウモン	準絶滅危惧	
チョウ目シャクガ科	フタスジギンエダシ ャク	絶滅危惧 II 類	糸島市浮岳
チョウ目ヤガ科	ベニシタバ	絶滅危惧 II 類	雷山
	アカヘリヤガ	準絶滅危惧	志摩野北
	ヨモギギリガ	準絶滅危惧	雷山
	アオバセダカヨトウ	準絶滅危惧	雷山
アミメカゲロウ目ウスバカ ゲロウ科	ハマベウスバカゲロ ウ	絶滅危惧 IB 類	幣の松原
ハチ目ハキリバチ科	キバラハキリバチ	絶滅危惧 IB 類	
ハチ目ミツバチ科	シロスジフトハナバチ	準絶滅危惧	
トンボ目サナエトンボ科	キイロサナエ	絶滅危惧 II 類	
カメムシ目イトアメンボ科	イトアメンボ	絶滅危惧 IB 類	
カメムシ目ミズムシ科	オオミズムシ	絶滅危惧 II 類	
カメムシ目コオイムシ科	コオイムシ	準絶滅危惧	
カメムシ目タイコウチ科	ミヤケミズムシ	準絶滅危惧	

貝類	新生腹足目トゲカワニナ科	タケノコカワニナ	絶滅危惧 IA 類	船越・大入
	新生腹足目オニツノガイ科	ホソコオロギ	絶滅危惧 IB 類	船越
		カヤノミカニモリ	情報不足	船越
	新生腹足目キバウミニナ科	シマヘナタリ	絶滅危惧 IB 類	泉川
		カワアイ	絶滅危惧 II 類	加布里湾
		フトヘナタリ	準絶滅危惧	深江・泉川
	新生腹足目ウミニナ科	イボウミニナ	絶滅危惧 IB 類	加布里湾
		ウミニナ	準絶滅危惧	加布里湾
	新生腹足目タマガイ科	アダムスタマガイ	絶滅危惧 IB 類	寺山
		フロガイダマシ	絶滅危惧 II 類	深江・芥屋・寺山
		ネコガイ	準絶滅危惧	芥屋・福吉・船越
		ツガイ	準絶滅危惧	芥屋
		サキグロタマツメタ	情報不足	加布里
	新生腹足目エゾバイ科	オガイ	絶滅危惧 IB 類	福吉港・芥屋
		ミクリガイ	準絶滅危惧	福吉・芥屋・福井
	新生腹足目フトコロガイ科	マルテンスマツムシ	絶滅危惧 IB 類	芥屋
	新生腹足目オリレヨフバイ科	ウネムシロ	絶滅危惧 IB 類	船越・芥屋
		ヨフバイ	情報不足	深江
	新生腹足目ヤマタニシ科	アツブタガイ	絶滅危惧 II 類	(旧)前原市・(旧)志摩町
		ヤマタニシ	準絶滅危惧	(旧)二丈町・火山・水無・姫島
	新生腹足目アズキガイ科	アズキガイ	絶滅危惧 II 類	小金丸
	新生腹足目ゴマガイ科	オオウエゴマガイ	絶滅危惧 II 類	水無
	新生腹足目タニシ科	オオタニシ	絶滅危惧 II 類	(旧)志摩町
		マルタニシ	準絶滅危惧	(旧)二丈町・(旧)志摩町
	新生腹足目リソツボ科	スジウネリチョウジガイ	絶滅危惧 II 類	福井
		ゴマツボ	絶滅危惧 II 類	福井
		ヌノメチョウジガイ	準絶滅危惧	福井
新生腹足目ハナゴウナ科	シロバリゴウナ	絶滅危惧 II 類	芥屋	
	ヘソアキゴウナ	準絶滅危惧	芥屋	
新生腹足目エゾマメタニシ科	ヒメマルマメタニシ	絶滅危惧 II 類	福井	
新生腹足目イトカケガイ科	オダマキ	絶滅危惧 II 類	芥屋	

	クレハガイ	準絶滅危惧	芥屋
新生腹足目アッキガイ科	ハネナシヨウラク	絶滅危惧Ⅱ類	寺山・福井
	オニサザエ	情報不足	深江
新生腹足目バイ科	バイ	絶滅危惧Ⅱ類	芥屋
新生腹足目タケノコガイ科	イワカワトクサ	絶滅危惧Ⅱ類	芥屋
新生腹足目ミズツボ科	ホラアナミジンニナ	準絶滅危惧	
新生腹足目イソコハクガイ科	アラウズマキ	準絶滅危惧	福井
	シラギク	準絶滅危惧	加布里湾・芥屋
新生腹足目カワザンショウ科	ヒナタムシヤドリカ ワザンショウ	準絶滅危惧	泉川
新生腹足目テングニシ科	テングニシ	準絶滅危惧	福吉・芥屋・加布 里湾・福井
新生腹足目マクラガイ科	マクラガイ	準絶滅危惧	芥屋・深江
新生腹足目コシボソクチキレ ツブ科	チャイロフタナシシ ヤジク	準絶滅危惧	芥屋・福井
新生腹足目ツクシガイ科	ヒゼンツクシ	情報不足	芥屋
新生腹足目フデシャジク科	トウキョウコウシツ ブ	情報不足	芥屋
異鰓目オカミミガイ科	シイノミミミガイ	絶滅危惧ⅠA類	深江
	スジケシガイ	絶滅危惧ⅠB類	水無
	クリイロコミミガイ	絶滅危惧ⅠB類	泉川
	ナラビオカミミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	泉川
	オカミミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	泉川
	キヌカツギハマシイ ノミ	絶滅危惧Ⅱ類	千早新田
	ケシガイ	準絶滅危惧	井原
	ハマシイノミガイ	準絶滅危惧	福吉・福浦・芥屋・ 野北
異鰓目ヤマボタル科	ヤマボタル	絶滅危惧ⅠA類	
異鰓目サナギガイ科	サナギガイ	絶滅危惧ⅠA類	小金丸
	スナガイ	絶滅危惧Ⅱ類	串崎
	ヒラドマルナタネ	準絶滅危惧	(旧)二丈町
異鰓目オナジマイマイ科	カタマメマイマイ	絶滅危惧ⅠA類	小金丸
	ダコスタマイマイ	準絶滅危惧	福井福吉・串崎・ 雷山・油比・三坂
異鰓目ノミガイ科	ノミガイ	絶滅危惧ⅠB類	桜井・小金丸・深江

異鰓目キセルモドキ科	ホソキセルモドキ	絶滅危惧 IB 類	吉井
	キセルモドキ	絶滅危惧 II 類	(旧)二丈町
異鰓目キセルガイ科	トサギセル	絶滅危惧 II 類	浮岳
	キュウシュウナミコ ギセル	準絶滅危惧	田中・満吉
	オキギセル	準絶滅危惧	(旧)二丈町・水無 ・雷山
異鰓目スイフガイ科	カミスジカイコガイ ダマシ	絶滅危惧 II 類	野北
異鰓目ブドウガイ科	ホソタマゴガイ	準絶滅危惧	芥屋
	トックリタマゴガイ	準絶滅危惧	船越・芥屋
異鰓目トウガタガイ科	ヌノメホソクチキレ	準絶滅危惧	芥屋
	エドイトカケギリ	情報不足	船越
異鰓目ナンバンマイマイ科	シメクチマイマイ	準絶滅危惧	福井・野北・水無
異鰓目モノアラガイ科	コシダカヒメモノア ラガイ	情報不足	(旧)二丈町
古腹足目ニシキウズ科	イボキサゴ	絶滅危惧 II 類	加布里湾
古腹足目ニシキウズ科	キサゴ	情報不足	福井・大入
フネガイ目フネガイ科	ビョウブガイ	絶滅危惧 IA 類	船越・寺山・福吉 港
	クマサルボウ	絶滅危惧 II 類	加布里湾
	アカガイ	準絶滅危惧	(旧)二丈町
	ヒメエガイ	情報不足	桜井・加布里湾
ザルガイ目シオサザナミ科	フジナミガイ	絶滅危惧 IA 類	芥屋
	ムラサキガイ	絶滅危惧 II 類	深江・浜窪
	アシガイ	準絶滅危惧	福吉港
	ハザクラ	準絶滅危惧	引津湾
	オチバガイ	準絶滅危惧	寺山・浜窪
ザルガイ目ザルガイ科	ヒシガイ	絶滅危惧 IB 類	船越
ザルガイ目アサジガイ科	フルイガイ	絶滅危惧 IB 類	加布里湾
ザルガイ目バカガイ科	ヒナミルクイ	絶滅危惧 IB 類	寺山
	ミルクイ	絶滅危惧 II 類	寺山
	カモジガイ	準絶滅危惧	芥屋
	ワカミルクイ	準絶滅危惧	福吉・船越
	ナガヒナミルクイ	情報不足	寺山

ザルガイ目マルスダレガイ科	ウスハマグリ	絶滅危惧 IB 類	深江・寺山
	シラオガイ	絶滅危惧 II 類	深江・姫島・寺山
	チョウセンハマグリ	絶滅危惧 II 類	野北
	ハマグリ	絶滅危惧 II 類	加布里湾・引津湾
	ガンギハマグリ	準絶滅危惧	寺山
	シオヤガイ	情報不足	船越
	ケマンガイ	情報不足	桜井・寺山
ザルガイ目ウロコガイ科	オウギウロコガイ	絶滅危惧 IB 類	福吉港
ザルガイ目ニッコウガイ科	アワジチガイ	絶滅危惧 II 類	船越
	サビシラトリ	準絶滅危惧	福井
	オオモノハナ	準絶滅危惧	寺山・糸島市西海岸
	モモノハナガイ	準絶滅危惧	深江・寺山・福吉・芥屋
	ユウシオガイ	準絶滅危惧	船越・加布里湾・引津湾
	ベニガイ	準絶滅危惧	深江・桜井・芥屋
	ウズザクラ	情報不足	芥屋・引津湾
ザルガイ目フジノハナガイ科	フジノハナガイ	準絶滅危惧	芥屋・深江・福井
	キュウシュウナミノコ	準絶滅危惧	福井
ザルガイ目キヌタアゲマキ科	キヌタアゲマキ	準絶滅危惧	深江・福吉・芥屋
ニオガイ目オオノガイ科	オフクマスオ	絶滅危惧 IA 類	福吉
	オオノガイ	準絶滅危惧	寺山
ニオガイ目クチベニガイ科	クチベニガイ	準絶滅危惧	深江・浜窪
ネリガイ目オキナガイ科	コオキナガイ	絶滅危惧 IA 類	瑞梅寺川河口
ネリガイ目サザナミガイ科	オビクイ	準絶滅危惧	芥屋
カキ目イタボガキ科	イタボガキ	絶滅危惧 IB 類	寺山
カキ目ハボウキ科	リシケタイラギ	準絶滅危惧	加布里湾
	ハボウキ	準絶滅危惧	加布里湾
ツキガイ目ツキガイ科	イセシラガイ	絶滅危惧 IB 類	桜井・加布里湾・寺山
アマオブネ目アマオブネ科	ヒロクチカノコ	絶滅危惧 II 類	泉川
アマオブネ目ユキスズメ科	ミヤコドリ	準絶滅危惧	桜井・加布里湾
イガイ目イガイ科	ケガイ	絶滅危惧 II 類	深江・桜井

		コケガラス	準絶滅危惧	寺山
	ツノガイ目ゾウゲツノガイ科	ヤカドツノガイ	準絶滅危惧	船越（殻）
	イタヤガイ目イタヤガイ科	イタヤガイ	準絶滅危惧	福井
	スエモノガイ目スエモノガイ科	シナヤカスエモノガイ	準絶滅危惧	芥屋
	マテガイ目マテガイ科	バラフマテ	準絶滅危惧	福吉港
甲殻類・その他	三岐腸目コガタウズムシ科	カブトガニウズムシ	絶滅危惧 IA 類	加布里干潟
	剣尾目カブトガニ科	カブトガニ	絶滅危惧 IA 類	加布里干潟
	十脚目ムツハアリアケガニ科	カワスナガニ	絶滅危惧 IB 類	一貴山川・泉川
	十脚目スナガニ科	ハクセンシオマネキ	絶滅危惧 II 類	加布里干潟
	十脚目オサガニ科	オサガニ	準絶滅危惧	加布里干潟
	十脚目モクズガニ科	トリウミアカイソモドキ	情報不足	加布里干潟
	イソギンチャク目セトモノイソギンチャク科	マキガイイソギンチャク	絶滅危惧 IB 類	泉川河口の干潟

出典) 福岡県レッドデータブック 2011、2014

用語解説

番号	用語	解説
1	【あ行】 一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、ごみとし尿に分類される。また、ごみは、一般家庭の日常生活から生じた「家庭ごみ」と事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。
2	エコドライブ	環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法で、アイドリングストップ（駐停車時に自動車のエンジンを停止させる機能）や加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などに心がけた運転を指す。
3	エコ事業所	福岡県内に所在する事業所のうち、電気や自動車の燃料削減など、地球にやさしい活動に取り組むことを宣言した事業所
4	エコファミリー	ふくおかエコライフ応援サイトやふくおかエコライフ応援 BOOK で紹介される情報を参考に、家庭での電気、ガス、ガソリンなど省エネルギー・省資源に取り組む家庭のこと。
5	エコマテリアル	資源採取から、製造、使用、廃棄までのライフサイクル全般を通じて、人に優しく、環境負荷を最小にし、特性・機能を最大とする材料のこと。各種エコ商品等に活用されている。
6	LED照明	LED（発光ダイオード）を用いて、白熱電球などの代用として口金をソケットに直接装着できるようにした光源装置のこと。
7	オオキツネノカミソリ	ヒガンバナ科ヒガンバナ属の山野に生える多年草。キツネノカミソリの変種で、関東以西の本州から九州にかけて分布する。糸島市内の井原山中腹には、西日本一と言われる群生地がある。
8	オオキンケイギク	北米原産の多年草で、5月～7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせる。強靱でよく生育し、在来種を脅かす可能性がある特定外来生物である。
9	オオフサモ	アリノトウグサ科の抽水性の多年草で、水面からの高さは0.2～0.3m。温帯～熱帯に分布する。耐寒性があり、湖沼、河川、池、水路などに生息する特定外来生物である。
10	温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、PFC類、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められている。
11	【か行】 環境家計簿	家庭で使う電気・ガス・水道・ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素の排出量などの環境負荷を計算できる家計簿。
12	間伐	間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引く作業を指す林業用語。間引かれた木材は間伐材と言う。
13	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への影響を優先し、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入すること。

14	光化学オキシダント	大気中の炭化水素や窒素酸化物が紫外線などを吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。人の健康や植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグと言う。
15	コージェネレーション	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭やオフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用できる。
17	【さ行】 再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇の心配がない自然エネルギーのことを指す。
18	産業廃棄物	事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物を指す。
19	循環型社会	持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指す社会を言う。
20	水源の涵養	水田にたたえられた水が、地下に浸透して、地下水（浅い層）の涵養源となること。この地下水は河川に還元され、河川の水量調節の働きもする。
21	スラグ・メタル	廃棄物を溶融炉で溶融処理する際に発生する資源物。スラグはアスファルトやコンクリートなどの材料に、メタルは建設機械のおもり（カウンターウェイト）に使用される。
22	ZEB（ゼブ）	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
23	ZEH（ゼッチ）	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。外側の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。
24	セアカゴケグモ	オーストラリア原産。全体が黒色で、腹部の背面に目立った赤色の縦条がある。雌は毒を有しており、近年国内での生息域を広範囲に拡大している。特定外来生物である。
25	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さを言う。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。
26	【た行】 地産地消	地域で採れた農産物を地域の人たちが消費すること。地産地消の推進により、生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め、消費者ニーズに応えた生産や農業への理解を促進することが期待される。
27	地球温暖化	人間の活動の拡大により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。産業の発展に伴い、地球規模での気温上昇（温暖化）が進み、地球規模の課題となっている。
28	地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められたセンターで、県内の民間団体の中から県知事によって指定される。主な業務は、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動、調査・研究活動など。
29	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められた地球温暖化防止活動を推進するために、県知事が委嘱する専門家。住民に対して、啓発や助言などを行う。

30	低炭素社会	温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる(カーボン・ニュートラル)社会を指す。二酸化炭素の排出を最小化するための配慮が徹底される社会システムの構築が必要。
31	出前講座	行政に関わる事業・制度について、市民の要請に基づき市職員が地域に出向いて説明会や講習会を実施する制度。
32	【な行】 燃料電池	水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもので、水素は、天然ガス、メタノールなどの石油代替燃料から生成し、酸素は、大気中の酸素を利用する。
33	【は行】 バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを言う。廃棄物系バイオマスとして、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがある。
34	ハマボウ	アオイ科の落葉低木で、河口や海岸の砂泥地に生育する。県内では玄界灘から周防灘にかけてまれに見られる。雷山川下流の群生地は県下最大で、両岸約1kmの範囲にわたって生育している。
35	BOD	河川などの有機汚濁物質による汚れの度合いを示す数値で、水中の汚濁物質(有機物)が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量で表される。数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
36	不法投棄マッピングシステム	県がパトロール等で発見した不法投棄物を電子地図に登録し、可視化するシステム。
37	ふくおかエコライフ	今の生活レベルを落とさずに、まずは量を見直すことから始めて、楽しみながら無理せず二酸化炭素を減らす運動を言う。
38	ブラックバス	北アメリカ原産で、標準和名は「オオクチバス」。湖沼やため池、河川の中下流域に生息する。特定外来生物である。
39	福岡県レッドデータブック	福岡県内を対象として、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、絶滅のおそれの度合い、生息状況、絶滅へ向かわせている要因や生態などについて記述したもの。現在、改訂版が作成中。
40	【ま行】 マイバック運動	ごみを減らすことを目的に、買い物の際、レジ袋を受け取らず、買い物用のバックを持参しようという運動を言う。
41	ミツバツツジ	ツツジ科の落葉低木。関東、中部地方の中南部、温帯下部の山地林内に分布する。市内では、背振雷山山系の中腹地域に植生している。
42	モニタリングポスト	大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置。
43	溶融飛灰	廃棄物を溶融炉で溶融処理する際に発生する煤塵(ばいじん/すす・灰などの微粒子)。
44	【ら行】 ラブアースクリーンアップ	1992年に開催された「ローマ・クラブ IN 九州」を契機に、地球環境と地域行動の実践として、市民・事業者・行政が協力し、海岸や河川などの散乱ごみを回収する地域環境美化活動を指す。